



1

所得だけを対象にしてみましても、利子配当関係の増収というのはどのくらいあるのかよく知りません、せいぜい百億かそこらだらうと思いますが、そうしますと、源泉所得税の増収分というのは二千六百六十九億ですね。その中で、今回の減税というのは、今度は千五十億じゃなしに九百九十億ですね。そういうことになりますね。

ないと、数年後にはたいへんな負担増になる。そういう点に着目して実は毎年減税をしているわけでもございます。そういう意味では、ことしも、ことれは何をおいても減税をしなくてはならないといふのがまず税制調査会の決心でございます。同時に、一方においてたくさんの自然增收がございましょうけれども、財政需要の増加も非常に大きい。ことに、よくいわれます財政硬直化、義務的経費の増加、当時六千九百億といわれておりました。それに準当然増といふものを加えますと、約一兆円

のはね返りなんですから、これはもう私からあらためて申しますでもなく、今度の税制調査会の四十三年度の税制改正に関する答申の中でも、この非常な高い累進税率のために取り過ぎになる分は、これは毎年返せということを言つているわけです。趣旨であり、そうすべきものだと思いますが、いかがですか。

○吉國(二)政府委員　ただいま仰せになりました先生の御質問の趣旨が、所得税だけでも四千億の増収があるのだから、したがつて酒、たばこの増収をはからずとも所得税減税は単独でできるではないか、こういう御趣旨だと思います。

これは、税制調査会の答申に従つて政府が決意をしたわけでござります。

ういう点に着目して実は毎年減税をしているわけないと、数年後にはたいへんな負担増になる。そこでございます。そういう意味では、ことしも、これは何をおいても減税をしなくてはならないといふのがまず税制調査会の決心でございます。同時に、一方においてたくさんの自然增收がございますけれども、財政需要の増加も非常に大きいことに、よくいわれます財政硬直化、義務的経費の増加、當時六千九百億といわれておりました。それに準当然増といふものを加えますと、約一兆円近くになってしまった。かたがた一方では、昭和四十一年に初めて国債を発行いたしました。二年目の四十二年にも、当初の予算では、前年を上回る八千億という公債を予定した。そのために減税をネットで行なうことができまして、その段階では逆に租税負担率は昭和四十年以前に比べますと、二〇%台をはるかに割り込みまして一八・五%まで下がつてしまつた。したがつて、今後好況といいますか経済が回復した場合には、むしろ国債を減額していく、そして再び国債発行を必要とする時期に国債発行が可能なようにしておくという意味では、国債依存率をぐつと下げる必要がある。そういう意味では、ことしは国債の発行を減額しなければならぬという理由があるわけです。そういう面をいろいろ検討いたしますと、税制調査会としては、一応まず所得税の減税は必要で

調査会としては、一応まず所得税の減税は必要である。その後見積もられる自然増収が、そういたしますと八千数百億になりますから、それで歳入が満たせない場合は、今度全体の税制をながめ、そして増収要因があるかどうかを探る。その場合に、増収を必要とするものがあればできるだけそこからやつていく。その場合に、従来から税制調査会が指摘しておきましたように、間接諸税のうち、従量税率をとつておるもののが、どうしでもほかの従価税率をとつておるものと不均衡を生ずる。従価税率をとつておりますのは、所得水準が上がり、物価水準が上がつて課税対象の価格が上がつてしまりますと、当然に税額も上がっていく。ところが、従量税率をとつておりますも

のは、そういう所得水準、物価水準が上がつていつたときには、これに即応して税率をながめ直さない限り、相対的に税負担は下がっていくといふ事実があるわけです。その顕著なあらわれがたばこと酒であるということを指摘したわけでござります。去年は御承知のように印紙税、登録税にその顕著なものがあるとして直したわけです。ところはそういう財政需要が必要であるならば、今度は第二次的に直すべきものは酒とたばこであります。それにも無制限にこれを直すということとも国民負担としていかがであろうか。そこで限度としても、やはり所得税の減税した限度までじきにかろうかというような考え方を税制調査会は持つたわけです。そういう意味では、先生御指摘のように、所得税の減税は酒、たばこの増収をするからやつたのではなくて、所得税の減税はます必要であるからやつた。その全体の財政需要に応じ、また、ことに国債減額の必要性というものに応じて、全体としての税体系の中で増収をはかるべきものは別途增收をはかったのだ、こういうふうに説明をいたしておりますし、私もそう思つておるわけでござります。

ですから、それぞれ別個に考えるべきじゃないかと思います。たとえばいまの酒の増収、たばこの増収にいたしましても、これはやはり調整的な意味でやつておるということで考えますと、租税負担率が低いわけです。また同時に、そういう観点から申しますと、自然増収が前年より多く出るということ自体も、これはやはり一つの増税ともいえる面がある。たとえば、いま各國では増税をやつておりますが、日本ではネット差し引きでゼロということをいつております。日本の場合は、租税構造から申しまして毎年二割五分近くの自然増収が平均的に出るというかぎりでございますが、ほかの国ではほとんど自然増収というものは出ない。そういう場合には増税というものををしてまかなっていく。日本の場合は増収が非常に大きいので増税という形をとらないまま財政をまかなかったといったいう面がある。そういう面で所得税の減税と酒、たばこの増税は同額であるから所得税が減税になつてないということではない、所得税は明らかに減税になつておる。それで結局酒、たばこの税収措置で従前程度の負担率によろやく返った。こう考えるべきではなかろうかと思います。

わけですね。それじゃ意味がないんじゃないでしょうか。

○吉國(一)政府委員 いま御指摘になりました点

は、払う者は同じであるというのは確かにそうだと思います。ただ、この間も申し上げたように嗜好品に対する課税というものは特殊な形をとつてお

りまして、そういう意味で、世界各国の財政でも嗜好品に対する課税というものと普通の課税とはだいぶ区別しております。いわゆるこれを財物資と呼んでいるわけでございます。しかも今度の

増税というのは、前々申し上げておりますように、たばこについては昭和二十六年以来非常にたばこ益金率は下がつておる。たばこのコストが約五割上がつておるのに益金率は逆に約二割下がつておる。そのため国民の消費支出金額の中のたばこに対する消費支出の割合というのは年々低下

をしておる。たばこ自身が、販売の対国民総生産彈性値は〇・六五であつたにかわらず益金のほう

は〇・五六で、毎年毎年減税しているという形になつておる。酒にいたしましても、昭和三十七年に戦時的な重い税を払拭をした、これが

妥当な税額ではなかろうかということで改正をいたしましたが、その後所得水準も上がり、物価水準も上がりますと、実際に見てみると、当時予定した

税負担よりも一割五分くらい低くなつておるといふ事実がござりますので、これは年々年々累積し

た減税額を一度に取り返す結果になるところは、ちょっとその年はきつそうに見えますけれども、実際にはそこまで全部取り返したわけではなくし

て、しかもこの場合にも、現在の負担の配分とい

うものを考えますと、酒であれば特級、一級、ビ

ル、ウイスキーといいういわば高級な酒に限る、た

まごとに若干の配慮を付してできるだけ負担の適正化をはかる、こういうことをやつたわけ

でございますから、そういう意味では、私は、所得税と間接税との増減税がぴつたり一緒に考えら

れるべきものではないといまも思つておるわけであります。

○河村委員 酒、たばこの問題はそのときになつてあります。

て議論いたしますけれども、たばこの益金率が若干下がつておることは私も知つてます。けれども

益金額の伸び率からいへたら、三十年対比で二三〇%くらい伸びているんですよ。酒税に至つては四五〇%くらい伸びていますよ。ですから、益

金率そのものは多少相対的には下がつておるかも

しれないけれども、ふえているものは抜群にふえ

ておるといふことは、いま少し御認識を願ひ

たいと思うのは、いま大蔵省では標準家族構成を五人にしておますね、夫婦二人に子供三人です

が、それは実際に合わないんですね。しかし、それ

をとつてみましても年間の減税分が百万円の所得

で七千二百三十八円でしょ、あなたのほうの資料に間違ひなければ、たばこの消費量

といふものは年間二千億本なんですよ。だから一

人二千本でしょ。一人一千本といふのは、一億国

民一人残らず平均して一人一日六本何がし吸うの

ですね、そうでしょ。そうすると、五人家族の構成なら平均三十本ですよ。そのぐらい一般的に

吸つておられるのですね。だから嗜好品とかなん

とかあなたいまおつしやつたけれども、しかし、あなたの方のいわれる標準世帯で一日三十本吸うの

です。三十本吸いますと、今度のあなたの案で

たばこ益金引いたら幾ら残りますか。千

何百円しか残らぬのですね。そこに酒もあれば物

品税もあるでしょ。そうすると、大体まるご

と酒、たばこ、物品税で完全にこの減税分は帳消

しになるのです。そうすれば、まだそのほか的一般物価の値上がりがあるわけですから、その分だけは完全に実質増税になる、その事実はお認めになりますか。

○吉國(二)政府委員 そういうモデル計算をやり

られない。奥さんがのむのまぬは半々くらいだらうと思います。しかし、扶養親族の子供三人はまずのまぬとお考えいただいたほうがいいのじやないかと思います。そいたしますと、もう少し差が出でます。もちろん、たばこをのむ世帯は四五〇%くらい伸びていますよ。ですから、益

金率そのものは多少相対的には下がつておるかも

しれないけれども、ふえているものは抜群にふえ

ておるといふことは、いま少し御認識を願ひ

たいと思うのは、いま大蔵省では標準家族構成を五人にしておますね、夫婦二人に子供三人です

が、それは実際に合わないんですね。しかし、それ

をとつてみましても年間の減税分が百万円の所得

で七千二百三十八円でしょ、あなたのほうの資料に間違ひなければ、たばこの消費量

といふものは年間二千億本なんですよ。だから一

人二千本でしょ。一人一千本といふのは、一億国

民一人残らず平均して一人一日六本何がし吸うの

ですね、そうでしょ。そうすると、五人家族の構成なら平均三十本ですよ。そのぐらい一般的に

吸つておられるのですね。だから嗜好品とかなん

とかあなたいまおつしやつたけれども、しかし、あなたの方のいわれる標準世帯で一日三十本吸うの

です。三十本吸いますと、今度のあなたの案で

たばこ益金引いたら幾ら残りますか。千

何百円しか残らぬのですね。そこに酒もあれば物

品税もあるでしょ。そうすると、大体まるご

と酒、たばこ、物品税で完全にこの減税分は帳消

しになりますか。そうすれば、まだそのほか的一般物価の値上がりがあるわけですから、その分だけは完全に実質増税になる、その事実はお認めになりますか。

○吉國(二)政府委員 そういうモデル計算をやり

ませんけれども、それは多少の出入りはあるでしょ

うと思います。しかしながら、扶養親族の子供三人はまずのまぬとお考えいただいたほうがいいのじやないかと思います。そいたしますと、もう少し差が出でます。もちろん、たばこをのむ世帯

だけ負担が多くなるということは事実だと思

います。酒、たばこの増税をやつた以上、その年

として負担増が起こることは否定できません。しかし、これは先ほど来申し上げている、いわゆる所得税の調整減税ということがいわれるならば、同じよう物価や所得の変動によつて負担減が是正されるということは、これはやむを得ないこと

だと私は思ひます。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

先ほど御指摘ございましたが、専売益金や酒の国

税に占めるウエートはだんだん下がつてきました。ほ

かの税は、先ほどおつしやった期間中に五倍にも

ふえているのです。このふえ方が酒、たばこの

場合、そういう事情があつて少なくなるというこ

とでございます。たとえば早い話が、今度増税を

いたしました酒類につきましても、過去においてもつと高い値段のときがあつたわけです。ずっと

減税をして適正化をして、そして適正化したところから下がり出したものを直しておるというの

が現在の姿でございます。そういうものでことし負担増があつたといふことは、一種の調整であつたといふことから申しますと、これは大臣の言わ

れます。たとえことから申しますと、これは大臣の言わ

れることでございますが、國民にも怨んでいた

から、平均的にはそれは間違いないんだとなぜあなたはおつしやらないのですか。別にあげ足をとるつもりでも何でもない、ただそういう事実を認めるか認めないと、いうことを私は言つているのです。

○河村委員 どうもそうお逃げにならなくてでもよろしいと思う。それは一軒一軒調べれば出入りはありますよ。ですから、たばこは年に二千億

本も消費されているのです。それは事実なんですかから、平均的にはそれは間違いないんだとなぜあなたはおつしやらないのですか。別にあげ足をとるつもりでも何でもない、ただそういう事実を認めるか認めないと、いうことを私は言つているのです。

○吉國(二)政府委員 事実と申しますか、おつしやる点はそのとおりだと思います。

○河村委員 まあそれ以上御返事にならないだろうから、ちょっと企画庁にお伺いいたしますけれども、いままでだいぶ論議されたことだからあらためて申します。物価の問題です。その他の

物価の値上がりは、四十二年度から持ち越しのいわゆるげた分が三・四%ですね。それからたばこ、酒、物品税、こういうものをひっくりめて大

きな負担増があつたといふことは、一種の調整であつたといふことから申しますと、これは大臣の言わ

れます。たとえことから申しますと、これは大臣の言わ

れることでございますが、國民にも怨んでいた

から、平均的にはそれは間違いないんだとなぜあなたはおつしやらないのですか。別にあげ足をとるつもりでも何でもない、ただそういう事実を認めるか認めないと、いうことを私は言つているのです。

○吉國(二)政府委員 事実と申しますか、おつしやる点はそのとおりだと思います。

○河村委員 まあそれ以上御返事にならないだろうから、ちょっと企画庁にお伺いいたしますけれども、いままでだいぶ論議されたことだからあらためて申します。物価の問題です。その他の

物価の値上がりは、四十二年度から持ち越しのいわゆるげた分が三・四%ですね。それからたばこ、酒、物品税、こういうものをひっくりめて大

きな負担増があつたといふことは、一種の調整であつたといふことから申しますと、これは大臣の言わ

れます。たとえことから申しますと、これは大臣の言わ

れることでございますが、國民にも怨んでいた

から、平均的にはそれは間違いないんだとなぜあなたはおつしやらないのですか。別にあげ足をとるつもりでも何でもない、ただそういう事実を認めるか認めないと、いうことを私は言つているのです。

○吉國(二)政府委員 その計算自体はそななる計算が出てくるわけですね。そうすれば、当然平均的には一年に五千四百七十五円消えてしまふわけです。そういう事実はお認めになるでしょう。

○吉國(二)政府委員 その計算自体はそななる

うと思います。実際の負担の変動はどうかといふことは

うと思います。しかしながら、扶養親族の子供三人はまずのまぬとお考えいただいたほうがいいのじやないかと思います。そいたしますと、もう少し差が出でます。もちろん、たばこをのむ世帯

だけ負担が多くなるということは事実だと思

います。酒、たばこの増税をやつた以上、その年

として負担増が起こることは否定できません。しかし、これは先ほど来申し上げている、いわゆる所得税の調整減税ということがいわれるならば、同じよう物価や所得の変動によつて負担減が是正されるということは、これはやむを得ないこと

だと私は思ひます。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

先ほど御指摘ございましたが、専売益金や酒の国

税に占めるウエートはだんだん下がつてきました。ほ

かの税は、先ほどおつしやった期間中に五倍にも

ふえているのです。このふえ方が酒、たばこの

場合、そういう事情があつて少くなるといふこと

でございます。たとえば早い話が、今度増税を

いたしました酒類につきましても、過去においてもつと高い値段のときがあつたわけです。ずっと

減税をして適正化をして、そして適正化したところから下がり出したものを直しておるといふこと

が現在の姿でございます。そういうものでことし負担増があつたといふことは、一種の調整であつたといふことから申しますと、これは大臣の言わ

れます。たとえことから申しますと、これは大臣の言わ

ります。

○八塚政府委員 三十九年度から申し上げます

低いのを言つていただけばけつこうです。

○河村委員 全部聞いています。

○八塚政府委員 げたといたしますと……。

河村委員 おやじがまる」と三十本のむかどか知り

ります。

○河村委員 げたでなしに、げたを除いた上昇

○八塚政府委員　四十一年度の一・八といふのか  
最近におきます一番低いものでござります。

○河村委員 そのとおりだらうと思います。私も  
ずっと調べてみたら、最近ではなしに過去いかな  
るときを例にとっても、げた分を除けば四十一年

度の一・八%というのが最低ですよ。これはいろいろな偶然な要素が重なって、たまたまそういうのですが、ことしもあと一%しか残っていらない。

ことしそれができれば日本新記録ですけれども、日本新記録をつくるためにはよほど強力な何か物価抑制の手段がなければならない。そうでなければ、天祐神助を頼む以外には、そういう可能性はないわけですね。それは何か特別なことをお考えになつておられるのですか。

ましても、ただいま先生お話しになりましたよ  
に、過去における年度の中ではそういう数字はな  
かつたわけでござりますから、これは努力目標と  
して非常なる努力をしなければいかぬということと  
ございます。ただこれは、この前もある申し上げ  
たのでござりますが、私どもいたしましても、  
もちろん物価上昇という趨勢的な動きあるいは構  
造的な動きに対し、いろいろな施策を対象に考  
えております。たとえば農業、いわゆる生産性の  
低い部分、これが非常に物価上昇の寄与率に大き  
く影響いたしておるわけでございますが、そらい  
う農業生産あるいは中小企業の対策、あるいはま  
た流通の摩擦というようなことによる、あるいは  
不適応というようなことによる部分もあるうかと  
いうようなことで、もちろんそういうことも考え  
ておるわけであります。その点につきましては、  
どこからどこまで物価抑制のための施策であ  
るか、いろいろ論議があろうかと思ひますが、逆に  
言いますと、生産性あるいは流通部門の改善とい  
うようなことがかなりな程度に物価対策であるう  
と考えざるを得ないのでござります。一つ一つい

わゆる物価対策として私どもが考えております計算の、あるいは対策の項目を述べますと、い

○河村委員　いま物価対策がたくさんあるとおつ  
しゃいましたけれども、そんなにあるかもしねな  
いけれども、ごくこまかなのばかりで、ほんと  
うに有効なものがあるとは思われないので。ほ

なんとうに抜本的な対策というものは一つもありませんね。ですからおそらく少なくとも六割近い値上がりはあると考えなければならないのですね。

そこで、政務次官 いままでの話の結果でおわかりのようには、なかなか吉國さんも実質減税ゼロだとは言わないけれども、とにかく計算上そくなることはお認めになつたようです。一方、物価の上昇も、日本記録を更新しない限り、とてもそれは四・八%に押え得る氣づかいはないわけですね。結局、今度の減税といふものは、実質減税ブ

ラスマイナス・ゼロだと総理大臣はおっしゃつて  
いるけれども、払わなければならぬ側に立つてみ  
れば実質増税になるのですね。私は、いかに財政  
硬直化、それから予算の緊縮が必要なときであつ  
ても——それは将来増税の必要がある時期もある  
でしょう。しかし、今日この時期に、こういう状  
態であつていいというわけではないと思うのです  
ね。何か実質減税ゼロでなしに、ほんとうに生か  
す方法とくらものはもう残つていないのでですか、  
いまからでは。

物価を押さえる方法として、非常に極端なフレーム政策をとれば、ある程度押さえることができると思います。しかし、それではやはり国民生活に非常に大きな影響を与えますし、また、中小企業にかなり影響を与えますので、そういう極端な政策をとらない範囲で、ひとつ物価抑制というものを考えていくということは、非常にむずかしい課題であらうかと思ひます。

そこで、お尋ねの実質減税ということですが、それでも、実際は増税になつてているじゃないかといふお尋ねでありますけれども、これは先ほどから

主税局長がお答えしておりますように、やはり酒を飲む家庭もあれば飲まない家庭もある、たゞよけ、吸う人もうございませんといふ

うことでございまして、また、たゞご等に例をとりますと、昭和二十六年から全然据え置きでありますし、昭和二十六年で理髪料金は百七円、平均しておられます。今日では三百八十八円、約四百円

で四倍以上になつてゐるのであります。新聞の値段でも、大体当時と比べますと四倍半から五倍近くになつてゐる等、その他の諸物価と比較いたしま

ますと、極端にたばこの値段は安い。諸外国と比べても安いということで、あまり抵抗を感じないで、一応たばこの売り上げが伸びておるというところから考えまして、やはり間接税の本質に触れる問題ではながろらかと思ひますので、そういう意味から考えて私は必ずしも実質増税とは考えておりません。しかし、理論的にいろいろ——非常に

仮定を幾つか立てまして、そういう御計算をされれば、国税に關しては、そういういろいろな理論もあることは成り立つかもしません。しかし、地方税のほうで、御承知のとおり住民税の七百億以上の一減税をいたしております。自動車取得税を引きまして、初年度において三百五十億の減税ということに地方税ではなっております。そういうものを勘案いたしましたと、私は、増税になつてないといふ御批判は、いさざか当たらないのではないのかと考えております。

きて、どうやらプラスマイナス・ゼロくらいのところまでいけるのかもしませんが、ですかけれども、これでもつてお考えになつたらいかがですか。大蔵大臣にかわつて考えていただきたいのですけれども、いま金・ドル不安を中心にして、もつと財政規模が縮減できるものなら縮減したいところだとと思うのです。それで、いまから個々の財源に当たつて、個々の項目に当たつてあれを減らせ、これを減らせといつてもむずかしいでしょうから、この辺でもつてひとつ予算残らずあらゆる項目について1%削減、そういうことなら私は

ことを考えて実質減税ゼロでなくせば、片一方で財政も縮小できるし、しかも国民、勤労者にとつては、何をかして貢献したく思っている。それで

では減税の効果もあるという一石二鳥の効果もあるだらうと思ひます。が、いかがでしょ。

日のイギリスの予算案を見ましても、非常にきひしい予算の様相を呈しておりますし、イギリスの場合には、御承知のとおり、歳出歳入比較いたし

ますと、歳入のほうが多くて黒字予算を組んでおるわけであります。また、酒やたばこも、イギリスで今度値上げをしておるわけであります。私は、少なくとも歳出の削減については賛成でありますけれども、歳入について、間接税の二十六年以来のバランスを取り戻すという意味からは、むしろかりにそういう御提案が成立をしたならば、

よつて得られた財源が、いかに適切に有効に国民経済に寄与するかということが一番大きな問題でないかと心得ております。

たばこのことを言つてゐるのであつて、何でもかんでも押えるといふことを言つてゐるのではなく、むしろことしやるということに重点を置いてゐるのです。この問題は政務次官に答弁を求めて無理でしようから、やめます。

経企庁に伺いますけれども、この雇用者所得一％の伸びを見ている根拠は何ですか。

○熊谷説明員 経済見通しを作成いたします場合には、大体十二月から一月にかけて経済見通しを、これは閣議決定でやりますが、閣議決定は一月になるわけあります。その際には、職業別の積み上げというものをやる基礎のデータがございませんので、きわめてマクロ的な方法によつて見通しを作成するわけあります。たとえば雇用者所得につきましては、過去におきましては、職業別の積み上げといふものを作成する場合

には、年度が新しくなりまして米価審議会によつて段階で、そういう時期におきましては、次の年の給与のアップがどの程度あるかといふことからのアップ

であります。

○熊谷説明員 私ども経済見通しを作成する段階で、そういう時期におきましては、次の年の給与

のアップがどの程度あるかといふことから、これはうらんと實わなければなりません。

○熊谷説明員 私ども経済見通しを作成する段階で、そういう時期におきましては、次の年の給与

のアップがどの程度あるかといふことから、これはうらんと實わなければなりません。

○河村委員 たゞ申上げましたよな方法によ

りますので、一体どの程度この中に入つておるか

といふことについて、ちょっと字的に申し上げるわけにはいかないと、いふことでございます。

○河村委員 マクロ的な見方から割り出したもの

だと思いますとか、そういうものを大体景気の動向に合わせて、来年度はどの程度になるかといふ、こういうことでございます。

○河村委員 マクロ的な見方から割り出したものだと思いますけれども、しかし、源泉所得課税対象者の中の給与所得者だけをとつてみても、私がベースアップ一%といふことばを使つたものですから、大蔵大臣は気にされて、これは雇用者所

得の上昇であつて、ベースアップではないと答弁されました。が、ベースアップ以外に、この一%の中に含まれる要素といふものは、ほかに何がありますか。

○熊谷説明員 たとえ何と申しますか、定期昇給なども、もちろん入つておるわけでございますね。

○河村委員 定期昇給といふのは、やめていく人間の給料と新規採用者の賃金との格差ですね。単価差、これがまあもとになつて、それにプラスアラフアされている。ですから、いま現在の年齢構成からいくと、やめる人は少ないかも知れない。

だけれども、その差といふのはそつと大きくないのですよ。一%あるかなしかでしよう。この一%の中に含まれるのは、そうすると、少なくとも定められたことがあります。このことは、毎年の例でございますが、米価につきましては、年度が新しくなりまして米価審議会によつて段階で、農業所得には米価のアップは入つておらず、中身の分析ができないといふこともわかります。だからにはありませんね。それだけ伺えばいいで

○河村委員 推計の方法もわかりました。ですかんで、先ほど申し上げましたよな方法によりますので、一体どの程度この中に入つておるかといふことについて、ちょっと字的に申し上げるわけにはいかないと、いふことでございます。

○河村委員 推計の方法もわかりました。ですか

ら、中身の分析ができないといふこともわかります。だからにはありませんね。それだけ伺えばいいで

○河村委員 たとえ給与のアップはもちろんでござりますし、俸給等のアップもちゃんとござりますが、そのほかに、たとえ社会保険料の雇主負担でござりますとか、そういうものについても入つておるわけでございます。

○河村委員 わかりました。多少のものは入つて

いるでしよう。それ以上は私はここで話を広げようとは思いませんから、それはそれでやめておきま

す。

○吉國(二)政府委員 仰せのとおり、米価がアップするとなりますと、そこに増収が若干見積もれ

るかもしれません、同時に、米価が上がる以上は経費も上がるという前提もなければ上がるわけ

だと思います。

○河村委員 時間もありませんから、それはそ

ら辺でやめます。

○吉國(二)政府委員 農業所得につきましては、

おりますが、これは企画庁のほうの経済見通しであります。同じ米価のアップは見ないで三%見ております。一%あるかなしかでしよう。この一%の中に含まれるのは、そうすると、少なくとも定められたことがあります。このことは、毎年の例でございますが、米価につきましては、年度が新しくなりまして米価審議会によつて段階で、農業所得には米価のアップは入つておらず、中身の分析ができないといふこともわかります。だからにはありませんね。それだけ伺えばいいで

○河村委員 推計の方法もわかりました。ですか

ら、中身の分析ができないといふこともわかります。だからにはありませんね。それだけ伺えばいいで

○河村委員 たとえ給与のアップはもちろんでござりますし、俸給等のアップもちゃんとござりますが、そのほかに、たとえ社会保険料の雇主負担でござりますとか、そういうものについても入つておるわけでございます。

○河村委員 わかりました。多少のものは入つて

いるでしよう。それ以上は私はここで話を広げようとは思いませんから、それはそれでやめておきま

す。

○吉國(二)政府委員 仰せのとおり、米価がアップするとなりますと、そこに増収が若干見積もれ

るかもしれません、同時に、米価が上がる以上は経費も上がるという前提もなければ上がるわけ

だと思います。

○河村委員 時間もありませんから、それはそ

ら辺でやめます。

○吉國(二)政府委員 農業所得につきましては、

過去の課税実績を基礎にいたしまして、各種の価格の変動を織り込んで考えたわけでござりますが、米価につきましては一応現在の米価を基礎と

して見ておるわけでござります。なお、その他果樹等につきましては、一般的の過去の実績等を勘案して価格の動き等も勘案しておるわけでございま

す。

屈はないし、同時に、三千億繰り延べたものといふことはことごとく公共事業費ですから、これを全部政府財貨サービス購入の中の資本支出に入るべきものですね。ですから、これはうらんと實わなければならぬはずですが、ほんとうに一・七%の中におさまっているのですか、いないのですか。

○熊谷説明員 経済見通しにござりますが、政府財貨サービス購入の伸びは、仰せのとおり一・七%でござります。予算の一般会計の伸び率は、名目で一・八%ということになっております。

ただいま御指摘のことと約三千億の繰り延べがどうなつておるかといふ御指摘でござりますが、大体政府がたとえ財貨サービス購入をはじめとする場合にほりり出す項目がありまして、たとえば公共事業費でございましても、用地取得費でございますとかあるいは会計間重複費でござりますとか、そういうものにつきましては当初から控除されるわけでござります。したがいまして、ただいま申し上げました三千億のうちの約六百億くらいが控除項目にあたりますので、差し引き二千四百億が財貨サービス購入項目となるわけでござります。ところが、通常四十一年度から四十二年度に繰り越すといふものもござりますし、四十三年度からまた同じく四十一年度に繰り越すといふものもござります。そういうものを相殺いたしましたが、約二千四百億の財貨サービス購入のうち千二百亿くらいが来年度に繰り越しになります。したがいまして、それをことしの財貨サービス購入から引き算いたしまして、四十三年度につきましてはこれを足し算いたしまして、それぞれ伸び率をはじいております。それからもとになります財貨サービス購入の当初のベースでございますが、これにつきましては、もとより各支出項目に詳細に積み上げまして計算をいたしておるわけでござります。

○河村委員 どうもござまかしちゃ困るので、通例年度末にすればそれはお金は多少余ります。五百億やそこらは必ず毎年繰り越しがあります。そのほうでもってそれが差し引き計算されている理

億というのはそうじゃないのです。年度途中で計画的に繰り延べたものです。ですから一・七%のものとなる計算には入ってないはずですが、間違いなく入っていますか。

○熊谷説明員 間違いなく入っています。私ども非常にこまかく計算いたしておりまして、各項目について積み上げをやると同時に、そういうものについて千二百億を出したものについて差し引き追加をいたしております。

○河村委員 入っておりますと言ふものを、私が入っていないと言つてもこれは水かけ論ですからやめますけれども、入っているという基礎のデータをいただきます。よろしいですね。

○熊谷説明員 予算委員会にこの前資料要求がございまして、企画庁から資料を提出させていただきておりますので、それでいかがでございましょうか。

○河村委員 中身が私の質問に該当するものを含んでるのであるならば、同じ資料でもよろしくからへちらへ出してください。

○熊谷説明員 では後ほどお届けいたします。

○河村委員 時間がなくなりましたので、もう一点点だけ。最低税率を〇・五%引き上げていますね、主税局長。これ一体何で突如としてことしこんなことをやるのですか。

○吉國(一)政府委員 御承知のように、最低税率をどうから始めるか、これはことし初めてやったわけでございませんので、三年目でございます。

課税最低限を引き上げるときには大体最終一〇%をもつて最低税率とすべく、最低のところが増税にならぬように配慮しながら〇・五%ずつこれで三年目上げているわけです。

○河村委員 絶対上げちゃいけないと言つたわけじゃありませんけれども、物価調整減税としての効果もないくらいの状態のときに、何でその最低税率を引き上げる必要があるのか、もつと体系的にやるべきだと私は思います。これも時間がありませんからやめます。

最後に、直税部長ですか、せっかく来ていただ

いたので、民商の問題をちょっと伺いたいのです

けれども、民主商工会という組織があつて、これはいろいろ徴税事務を妨害をして、そのために第一線の税務署職員が非常に苦労しているという話を聞いております。去年中野と神奈川県の藤沢ですか、二回訴訟があつて、公務執行妨害の刑事事件については国が勝つて、それから民事では中野では国が負け、藤沢では国が勝つた、こういうよう

すか、もはそもそもどういうものであつて、あなた方はそれに対してどういう方針で相手をする、といふのはおかしいですが、要するにこれを処理しようとされているのか、伺います。

○川村説明員 民商につきましては、昭和二十三年、かなり古い時期に生まれております。現在では全国で五万八千八百人くらい、これは昨年の十二月末現在の会員数でございますが、約六万人弱と見られております。もちろん失格者もございましたように、この民商の有資格者といたしましては約四

万、七割弱の人數と考えております。御質問にありましたように、この民商は、税務署に対しまして種々の調査妨害を行なつております。あるいは調査にあたりまして事務局員が介入する、過少申告を使嗾するといふような行為が從来かなり見られております。妨害に至りませんまで

も、調査忌避のよくな行為は現在でもかなり続いているとおもいます。現地の税務署におきましては、この処理に非常に苦労しておることは事実でございま

す。私ども税務行政に携わる者といたしましては、納税者に適正な公平な課税を行なうということは努力しなければなりませんので、こうした調査妨害あるいは忌避があるにせよ、一般と同じ課

税水準で課税するということに努力を続けておるわけであります。

いま御質問の内容にありました藤沢民商につきましては、幸いに國が勝訴を得たのであります。が、今年一月三十日の中野民商につきましては、東京地裁第一審では國が民事で負けたわけであります。これが調査妨害によるいは忌避によりまして、実際に課税された水準が一般に比べてかなり低いといふような点を見られたわけでございます。御承知のように税務行政

ます。国税庁といたしましては、直ちにこれに対

して控訴いたしました次第でございますが、中野民商はいろいろ徴税事務を妨害をして、そのために第一線の税務署職員が非常に苦労しているという話の判決につきましては、さくらやかましいものには触れないと、いろいろな傾向がどうかすると起こりやす

いわけであります。しかしながら、ここ数年来国としましては、二審におきまして、税務の現状あるいは民商の調査妨害の実情、これにつきまして詳細に議論を開いたしまして、勝訴を得るといふことではないかと思われるでございます。私ども

としましては、二審におきまして、税務の現状あるいは民商の調査妨害の実情、これにつきましては、國が負けて、藤沢では國が勝つた、こういうように聞いておりますが、一体民主商工会といふものはそもそもどういうものであつて、あなた方はそれに対してどういう方針で相手をする、といふのはおかしいですが、要するにこれを処理しようとしているのか、伺います。

○川村説明員 民商につきましては、昭和二十三年、かなり古い時期に生まれております。現在では全国で五万八千八百人くらい、これは昨年の十二月末現在の会員数でございますが、約六万人弱と見られております。もちろん失格者もございましたように、この民商の有資格者といたしましては約四

万、七割弱の人數と考えております。御質問にありますように、この民商は、税務署に対しまして種々の調査妨害を行なつております。あるいは調査にあたりまして事務局員が介入する、過少申告を使嗾するといふような行為が從来かなり見られております。妨害に至りませんまで

も、調査忌避のよくな行為は現在でもかなり続いているとおもいます。現地の税務署におきましては、この処理に非常に苦労しておることは事実でございま

す。私ども税務行政に携わる者といたしましては、納税者に適正な公平な課税を行なうということは努力しなければなりませんので、こうした調査妨害あるいは忌避があるにせよ、一般と同じ課

税水準で課税するということに努力を続けておるわけであります。

いま御質問の内容にありました藤沢民商につきましては、幸いに國が勝訴を得たのであります。が、今年一月三十日の中野民商につきましては、東京地裁第一審では國が民事で負けたわけであります。

妨害等を行なう団体の調査にてござりますと、一般的な調査がかなり手薄になると、うようなどか

ら、どうしてもこういうやかましいものには触れないと、いろいろな傾向がどうかすると起こりやす

いわけであります。しかしながら、ここ数年来国税庁は、局長会議あるいは各國税局におきます署長会議を通じまして幹部の指導をかなり重点的に行なっております。その關係で、たとえば中野民商におきます事例、中野税務署長が従来の態度を相当改めて、税務署職員がしつかりした態度で民商の調査を行なうというようなことが実は中野民商の事件の発端になつたような次第でございまして、先生御心配のよくなことのないより、国税の反面、あるいは税の相談日を設けて中小企業者の納税相談に進んで応ずる、あるいは商工会議所等を通じまして青色申告の記帳指導に積極的に乗りますと、うようなら、両方相まって円滑な税務行政をいたしたいと考えておる次第でござります。

○河村委員 われわれは苛斂誅求には絶対反対ですけれども、同時に、租税の負担公平といふことは守られなければならない。あなた方が事実そのように租税負担の公平を害するようなものがあるというふうにお考えであるならば、もつとしつか政をいたしたいと考えておる次第でござります。

○河村委員 われわれは苛斂誅求には絶対反対ですけれども、同時に、租税の負担公平といふことは守られなければならない。あなた方が事実そのように租税負担の公平を害するようなものがあるというふうにお考えであるならば、もつとしつか政をいたしたいと考えておる次第でござります。

○河村委員 いまお現場にそういう不満が非常に強いということは、よくお考えをいただきました。

○河村委員 いま一つ、現場の実地調査基準というのがあるであります。ことは正確には知りませんけれども、そういう際にどうも低額所得者まであまりむずかしい調査をさせる、そのため仕事がやつかいだし、同時に、よけいなトラブルを起こす面があるのではないか。聞くところによると、最近までは八十万円までは高額所得者に入れて、

現場の第一線の職員は、どうも現場の管理者が態度があいまいといふか、き然たる態度を持つておらないから、自分たちばかり非常に苦しい目にあつて、非常につらくてしかたがない、こういふ苦情が非常に多いのでありますけれども、一体現場の第一線の管理者に対して国税庁としていかなる指導をしておられるか。

○川村説明員 先ほどお答えいたしましたように、現在税務行政の一番の問題は、調査に従事する職員と納税者の調査対象の件数との著しいアンバランスと申しますか、非常な事務の過重が問題でございます。したがいまして、国税庁といたしましては、できるだけ効率的な重点的な調査を行なうと、うようなどして努力をしております。

おつしやるよう、白色の申告者につきましては、局により水準は違いますけれども、やはり入



二円にするということなら、これは合法性がある。それから別途政令、通達にゆだねると書いてあること、それもまた合法性がある。しかしながら、こととを書いてないと書く、まけると書いてないことを取る、まけると書いてないこととを書く、それはいかぬと言うのです。どうです。

○吉國(二)政府委員 法律の規定がないものを微収するということはこれはいかぬ……(横山委員「まけてもいかぬ」と呼ぶ) まけるといふこともこれは本来いかぬことであります。どうもその内容がわかりませんと、はつきり申し上げかねるわけです。

○横山委員 おかしなことを言うね。理論的に言っているんじやないか、わかりやすく。まけると書いてないものをまけてはいかぬ、取ると書いてないものを取つてはいかぬ、こう言つてているのに、内容を見なければわからぬというのはどういふわけですか。

○吉國(二)政府委員 いわゆる解釈の中にも条理解釈といふものもございますので、条理、いわゆる全体の解釈からして、何と申しますか、法律の形式性のある程度条理で解釈すべき部面もあると思ひます。そういう意味から申しますと、違法と言ひ切れない部面もあるんじやないか、これは国税庁のほうにひとつ回して……。

○横山委員 逃げちゃつたな。それじゃ国税庁のほうお願ひします。

○川村説明員 非常にお話を包括的でござりますのでお答えしにくいのですが、一般的に申し上げますと、いま主税局長がお答えいたしましたように、法律を拡張解釈——法律の解釈には拡張解釈もある、いは条理でその法律の趣旨に沿つた動きをしなければならない、そういう面もあると想ひます。そういう意味でのいわば拡張的な意味で通達を書くという場合がござります。これを先生、法律に書いてないことを通達で規定しておると言われるのかどうか、そいつた点必ずしもはつきりいたしませんので、法律に書いてい

ない通達は全部違法とは必ずしも言い得ないのではないかと思います。

○横山委員 ジヤ小出しますが、一つの卑近な例を出しましよう。たとえば交通費の免稅が二千四百円になったときに通達から法律に昇格をした。

この昇格のゆえんはおそらくだと思ふのではす、時間の節約上言うのですけれども、少しくらいならまあいい、まけてあることだから。けれども金額が大きくなると、目立つてきらぎらしてしまふがないから法律にすると、いふことじやないかと思うのですが、どうですか。

○吉國(一)政府委員 これは非常に行政上の問題になりますけれども、行政があまねくすべて徹底するといふわけにはまいりませんので、行政にもある程度の一つの基準といふものがあると思います。先生のいま御指摘になつたものは、昔はいわゆる少額不追及、現物給与とかなんかにつきましては、この程度のものは調査して追及するまでもないんだという趣旨で運用として通達を出しておつたことと思ひますが、おっしゃるとおり、この額が大きくなつてくると法律問題に直接触れてくるおそれがある。したがつて、法律で措置しなければならないだらうというので、通勤手当につきましては四十一年に法律問題に持ち上げたわけであります。

○横山委員 そこで問題は、そういう少額は追及されない少額とは一体何だ、それから、これはどうおもいします。

○川村説明員 お答えしにくいのですが、一般的にお答えしにくいのですが、一般的に申し上げますと、いま主税局長がお答えいたしましたように、法律を拡張解釈——法律の解釈には拡張解釈もある、いは条理でその法律の趣旨に沿つた動きをしなければならない、そういう面もあると想ひます。そういう意味でのいわば拡張的な意味で通達を書くという場合がござります。これを先生、法律に書いてないことを通達で規定しておると言われるのかどうか、そいつた点必ずしもはつきりいたしませんので、法律に書いてい

間予算委員会で、交通費の二千四百円は、定期が上がるのだから、それに相呼応して二千四百円は上げるということに、総理大臣の善処しますといふこと。

もう一つは、交通費に比べてほんりつ百円になつたときに通達から法律に昇格をした。

上げるといふことに、総理大臣の善処しますといふ答弁がありました。検討をしていますかといふこと。

もう一つは、交通費に比べてほんりつ百円になつたときに通達から法律に昇格をした。

百円ですが、それが数年ほりつばなしになつておるわけです。現物給与が生まれたゆえんのものは、労働力不足といふことから発足して、政府が、かねや太鼓などにかく福祉施設をつくるといふことに、政策に合わして進展してきたものです。

○吉國(一)政府委員 これは非常に行政上の問題になりますけれども、行政があまねくすべて徹底するといふわけにはまいりませんので、行政にもある程度の一つの基準といふものがあると思います。が、ひとり国税庁に觸するだけ、これに横を向いて、現物給与については数年間ほりつばなしになつておるといふことがどうにも私には納得がで

きない。この二つについて簡単に御答弁願います。

○川村説明員 現物給与の問題についてお答えいたしますが、現在月額七百円までは現物給与を非課税にしております。物価上昇等を考慮して引き上げるという御主張はございますが、現在個々に

考えてみますと、いわゆる宿日直料あるいはまかない費等の現状から見まして、ほぼ七百円でまかなかなるのではないかと思うことが一つ。それから第二点は、少額不追及はあくまでいわゆる免稅点的な考え方でござりますので、七百円をオーバーすれば根っこから課税される。七百円までであれば全然課税を受けないといふようなことで、その七百円の接点におけるまことに、そのランクがあるわけでござります。しかしながら、税務の現状からいたしまして、あまり少額なもの

か。

○川村説明員 この制度自体そもそも始めが、少額なものについては追及しないといふ考え方から実は起つておるわけであります。これは先生御承知のとおりであります。そこで、その制度本來の出発点を切りかえるかどうかといふ問題でございますが、なお国税局といたしましてはいま

しばらく検討いたしたい。私、ここで結論的などを申し上げるのは、いまの段階ではちよつと差し控えたいと思います。

○横山委員 政務次官、二千四百円を上げる、鉄が上がるから。そういう点についてはもう予算委員会で総理大臣がうんと言つてゐるわけですね。その機会に、私は、いまの話の根っここの問題、七百円を上げるべきといふことと、七百円をオーバーしたら根っこから税金を取るといふことは、片方交通費の免稅が根っこは取らないといつておるのにおかしいと思うのですが、そんな

国税庁の慎重な検討では納得できません。

○倉成政府委員 だんだんお話を聞いております

ところもつともの点がありますので、早い機会にこ

れは善処したい、こう思います。

○川村説明員 若干申し忘れたのでござります

が、その現物給与を控除的なものに切りかえるか

どうかの判断をいたします場合に、一つ問題は、こ

ういった現物給与的なものが現在一時の終戦直後

に比べてかなり減つておるということが一つござ

ります。それからもう一つは、結局この現物給与

が通勤費以外の面で機能しておりますので、大企業等

は、やはり食事の問題がかなり多いのです。

これをしさに検討してみますと、大企業等

の福利厚生施設の非常に行き届いたところと、そ

れから中小企業のよろなほんどそいしたもの

を持ち得ないところと二つござります。これを基

礎控除といふような形にいたしますと、現実にそ

れがあるものについては控除されますが、

現実にないものにつきましては控除が受けられな

いといふようなことになります。したがいまし

て、この基礎控除にするといふこと自体かなり問

題がある。それから、ましていわんや、この限度

を引き上げるといふことにつきましては、そういう

実態を考慮いたしますと、かなり慎重でなければ

ならないといふような感じがあるわけでござい

ます。

○横山委員 現実認識がちょっとあなたは足らな

いようです。一時減つたという点についてはわか

りますが、その後の今日の労働力不足といふこと

は、中小企業においても、いかにして若い労働力

を確保するかについて四苦八苦です。それによつ

て一人の労働者に給料以外に支払うものは、べらぼ

うになくなっています。引っぱってくるだけで

十万、十五万の金が要るということから、控除的

に何かないか、ちょっとと出す金といふもの

は現物給与を含めてきわめて膨大に上がつてい

る。ただし、それについての税制面がどうやつた

らしいかよくわからないのです。だから現物給与

といふものがもう少し政策的に浮かび上がつてしま

りますれば、そういう方向に中小企業も必ず正

当な損金、税の支出という方向へ流れてくると私

は思う。つまり現物給与の温床といふものは決し

て減つてないということをお考への上善処願いた

い。

それから、先ほどの質問により戻しまして、

法律に根拠をなく通達の問題であります。時間が

ありませんから、一ぺんこの例をあげておきます

から、ひとつかり勉強をして文書で回答をい

ただきたいと思います。

法人の貸し倒れ金については、法人税法第五十

二条が貸倒引当金の制度を設けており、その施行

令は、第九十六条规定から第十九十八条までわずか三カ

年がこれに触れているだけである。その他は全部

通達に依存している。たとえば基本通達七十八の

二、債務免除が貸し倒れと認められる条件。基本

通達七十八の三、債権の全額を貸し倒れと認める

条件。基本通達の七十八の八以下、債権償却特別

勘定を設けるという制度の全部。その次が、国税

局長が基準貸し倒れ率を定める権限、これが昭和

三十九年直法一から百八十。その次が国税局長に

よる貸し倒れの承認制度の全部、基本通達七十八

の十以下。その次が、債権償却特別勘定明細書を

法律要件として確定申告書に添付すべき制度及び

その明細書の様式、これが基本通達七十八の十八

以下。それから法人が圧縮記帳に代替する引き当

て金を設けた場合には、その明細書を確定申告書に

添付しなければならない法律制度は、法令に根拠

がなく、通達がこれを創設している、基本通達の

三百三。

これは一例でありますが、特に私がいま申し上

げたこの貸し倒れ金の問題は非常に複雑であります。

貸し倒れ金について通達なり解説といふもの

署長で判断ができる……

ればならぬ理由といふものはないと私は常に主張

しているわけです。そんなことは自分のところで

これくらいの貸し倒れ資金ができる、できないと

いう判断をして帳面につけていくのだったら、入っ

てきたらそれを整理していけば何ら脱税率で

ありますけれども、この問題は確かに問題で

ありますので、税制簡素化特別部会でも検討い

たします——ただ、いろいろやってみますと、

自由裁量にゆだねることのほうが、窓口における

紛争などもなくなる、こういうふうに痛感してお

る。問題は、法律に十全なる根拠を置かないで通

達に細目のややこしいことばかり書いておること

と、それから本質的にこの種の問題についても

と簡単にして納税者の自由裁量を認めべきだ、こ

ういうのが私の主張でございまして、時間がござい

ませんから、どなたかお答えになるなら簡潔にお

願います。

○川村説明員 通達のあり方につきましては、横

山先生御指摘のよくな問題が多々ございます。国

税局といふしましては、ここ一两年の間基本通達

のあり方について全面的な再検討を行なつております。

できるだけ近い機会に改めたいと思ってお

ります。

それから債権償却の問題、貸し倒れの事実認定

の出た簡素化特別部会に関連しているのですが、

その前にひとつ議論を吹つかけておきたいと思う

のですが、少なくとも税制の前向きの問題で骨格

に触れるになりますと、大蔵省なり国税局は

いつも、ただいま税制調査会で審議中でございま

すから、その結論を待つて、こういう逃げ方を

するわけです。それは理屈のないことではない。

しかしこの間、税の新聞をちょっと読んでみまし

て、私非常に感心をしましたことが一つあります。

それは当大蔵委員会及び予算委員会、地方行政委

員会でもそうであります。それが理屈のないことではない。

しかしこの間、税の新聞をちょっとと読んでみまし

て、これに弾力化いたしまして、納税者の記帳にか

なり重点を置いた取り扱いにしてござります。

それから、たとえば五〇%をこえる償却引き当て

金の積み方にいたしましても、従来国税局長まで

これを弾力化いたしまして、納税者の記帳にか

なり重点を置いた取り扱いにしてござります。

それから、たとえば五〇%をこえる償却引き当て

金の積み方にいたしましても、従来国税局長まで

これを弾力化いたしまして、納税者の記帳にか

なり重点を置いた取り扱いにしてござります。

それから、たとえば五〇%をこえる償却引き当て

金の積み方にいたしましても、従来国税局長まで

これを弾力化いたしまして、納税者の記帳にか

なり重点を置いた取り扱いにしてござります。

それで、全般的に通達が硬直化している実態は

在鏡意これが再検討を行なつておる次第でござい

ます。気のついた点は個々にでも直していくつも

りでございます。

○吉國(二)政府委員 ちょっと補足して申し上げ

ます。たゞいま直税部長が説明したところで十

分だと思いますけれども、この問題は確かに問題で

ありますので、税制簡素化特別部会でも検討い

たします——ただ、いろいろやってみますと、

自由裁量にゆだねることのほうが、窓口における

紛争などもなくなる、こういうふうに痛感してお

る。問題は、法律に十全なる根拠を置かないで通

達に細目のややこしいことばかり書いておること

と、それから本質的にこの種の問題についても

と簡単にして納税者の自由裁量を認めべきだ、こ

ういうのが私の主張でございまして、時間がござい

ませんから、どなたかお答えになるなら簡潔にお

願います。

○横山委員 その次は、税制調査会の、いまお話

の出た簡素化特別部会に関連しているのですが、

その前にひとつ議論を吹つかけておきたいと思う

のですが、少なくとも税制の前向きの問題で骨格

に触れるになりますと、大蔵省なり国税局は

いつも、ただいま税制調査会で審議中でございま

すから、その結論を待つて、こういう逃げ方を

するわけです。それは理屈のないことではない。

しかしこの間、税の新聞をちょっとと読んでみまし

て、私非常に感心をしましたことが一つあります。

それは当大蔵委員会及び予算委員会、地方行政委

員会でもそうであります。それが理屈のことでは

ないのです。これが理屈のことであります。

具体的な問題についてはいろいろ議論をするけれ

ども、税の理論構成とか理論という問題について

はなかなかやれない。時間もないけれども、あな

た方が、どうもその点については、何か前向きの

大問題になりますと、税制調査会にすぐ逃げてし

まう。これはあまりよくないと私は思う。

それからもう一つよくないのは、民間の税の調

査機構といいますか、そういうものが日本にはわ

りに少ないということであります。あるのは

国税庁なり大蔵省に対する批判的な立場に立つ学

界、これはわりあいにしっかりしている。その学

したのは、こんなことを国税局長に承認を得なけ

りません。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 昭和四十三年三月二十一日

界の税理論と大蔵省及び国税局との仲がわりあいによくない。歯車がかみ合っていないという感がある。間違つておれば訂正してもらつてもいいが、つまり税の理論構成とか骨格をつくるについては政府は常に税制調査会に逃げる。しかも逃げます。これはもう世論の批判です。税制調査会は大蔵省の隠れみのであり、道具であるというのが、あなた方が出すメモでうまいことやつてしまる。これはもう世論の批判です。税制調査会は天の声、地の声、人の声です。特に今回のものについてはもうその批判はきわめて鋭い。今回は税制調査会の中の委員すらそれを言つてはいる。このことでは進歩がないと私は思うのです。私ども気をつけて理論的な問題をこれからやらなければならぬけれども、あなたのほうも税制調査会に逃げるということはよくないことだから、税制調査会は税制調査会だが、ここでもひとつ理論なり税制の骨格に触ることであつても勇敢に議論を戦わすような習慣をつけてもらいたい。それから、民間において税の議論がオーソドックスに起こるようなくふうをこらしてほしい。これは堂々たるものばかりかと思ひます。名前は言いませんけれども、極端な議論といふものはどうかと思うのですが、少なくともオーソドックスに議論がされる限りにおいては、それを受けて勇敢にあなたのほうも闘争するとか答えるとか、議論を内外で戦わせるようなな氣概を持つてもらいたい。自分たちの都合の悪いことは知らぬ顔をして、あんなものにさわるなさわるなどいうような雰囲気が見えることはまことに遺憾である。御答弁ありますか。

分の都合のいいことだけを言って、というと詰弊があるのですが、あまり税体系全体を考えずして、自分のところの税制だけを考えているところがたくさんございます。全体の体系として考へておるところはなかなか少ない。これはおつしやるとおり、今後そういうものがどんどんできてくることが私どもは望ましいと思っております。

それから、税制調査会が隠れみのになつておると仰せられましたが、これはそういうようにお考えになるのはたいへん遺憾に存するのでございますけれども、私どもはかなりそれは資料も提出し、御説明もいたしておりますが、最終判断はやはり委員会の判断である。これは私どもそれに従つておりますし、その点では私どもがかつてに左右しているということはほんとうにないのでございまして、これはもうはつきり申し上げておきたい。

○横山委員 この調査会の権利救済制度改正に関する主要検討事項、この内容にまず第一に不満がある。これは調査会でまとめたといっているのだけれども、結局は、あなたのほうからいろいろな資料を出してこちらに運用したと思われるのだけれども、少なくとも国会で議論のありましたこの種の問題については、すべて調査会、この委員会に資料として提出をされておるでしょうね。自分たちの都合の悪いことは資料を出さぬということはないでしょうね。

○吉國(二)政府委員 それはすべて紹介をし、そうしてやつておるわけござります。

○横山委員 たとえば予算委員会で私が十六項目の問題点を出したのは回っていますか。大蔵大臣が約束したのですよ。

○吉國(二)政府委員 関係資料として提出しておらずだと思います。

○横山委員 はずですか、そんなあいまいなことは困る。少なくとも国会において、この種の問題について議論のありましたことは、誠意をもつて出すようにしてほしい。

それからこの中に、強く私どもが主張しております審査請求の裁決機関と税務行政の執行機関との関係はどうあるべきかという、いわゆる私どもが言う租税審判法とともに申しますか、これに本格的に取り組みになるつもりでございます。

○吉國(二)政府委員　これは私どももいたしましたは、弁護士その他争訟関係の専門家の方も入っていただきまして、いわば皆さんが一つの審議事項として取り上げられたことを逐一順序よくやつていただきつもりでござります。したがつて、そこでこの段階で出てきた御意見はすべて御意見として討論していただくというつもりであります。

○横山委員　国会が終わつてからこの問題に本格的に取り組みになるそうですから、多少時間がありますから、私どもが近い将来に提起をいたします租税審判法案については、ひとつまじめにその機関の中で議論の対象にしてもらいたいと希望いたしますが、御配慮願えますか。

○吉國(二)政府委員　その法案、私どもまだいただいておりませんが、法案が出ましたら、もちろん一つの重要な見解といたしまして——これはまあ審議でございますから、言い方は悪いかもしれませんが、御審議の参考として見ていただきたいと存ります。

○横山委員　それではぜひひとつ御検討を願いたい。これは政府自身におきましても十分に検討を願つておきたいと思う。

時間が参りましたからあともう一つにいたしたいと思うのですが、もう一つ私どもが強く主張しておりますものに広告費課税の問題があります。端的に申し上げまして私どもの主張は、交際費課税の方式と同じような方式で、そして損金に見るようなやり方で、いわゆる従来伝えられております広告税ではない。第二番目に、コンスタントに一定額は広告費として、それを越した分については一定率のペーセントをもつて損金を見る、こういう方式なのでございます。これはおわかりになつてゐると思うのですが、どうも、この前も政府は検討いたしますと言つてゐるのだが、政府内部に

おける本問題についての取り組みはきわめて消極的なよう見られてならないわけあります。私は、いまここであらためて広告費課税のゆえんを時間をかけてお話をする時間はないので恐縮なんですが、この問題についての政府の基本的なものの考え方を一べんしつかり伺っておきたい。  
○吉國(一) 政府委員 横山先生の御論文も私拜見いたしております。この広告宣伝費、非常に角度が違った提案だと思いますが、一つ重要な点が声がしばしばございましたが、先生のは、いまおっしゃつたとおり広告費の損金不算入をやれというお話をございました。これについていろいろな考え方があると思いますが、一つ重要な点は、広告費といふものが純粋な形である限り、これは本質的に市場の開拓や売り上げの伸長といふ事業経費であるということは、これは否定できないと思います。そこで、交際費も従来は御承知のとおりこれも一種の経費であるということで、昭和二十七年までは全額損金に算入されてきたものでございますが、御承知のとおり、当時社用消費的なものがこの交際費の中に相当便乗しておるという批判がございまして、それを契機に業種別に基準をきめて、一定額をこえたものは損金不算入の措置をとるといふことが行なわれたことは御承知のことおりでございまして、現在それがいろいろな形で推移ってきております。広告宣伝費の場合には、交際費との点がかなり違つておると思っておりまして、社用消費がそれに便乗しておるという形はあまり見られないのではないか。また第三番目に、広告宣伝費の支出というのは、企業の任意、恣意でやられるといふよりは、どちらかといふと、その業界の競争のあり方あるいは販売形態といふものによって相當に規制されるものであります。したがつて、いま仰せのように一定額を限度としてということになりますと、業種別に広告費の適正額といふものをきめると、どうような問題が出てまいりますし、そのきめ方によつては非常な大きな問題が出てくる。しかし、これは技術的な問題でござります。さらに、この広告宣伝費と

いうものを規制する場合には、新しく市場に登場する企業についてはかなりの不利を生ずるという問題がござります。そういう点で、交際費とはかなり違った角度で検討する必要があるかと私は思つておりますが、一部には、交際費が、これもやはり業種別に支出の態様が違うから、交際費の損金不算入をより強化するならば、広告宣伝費についても同様な考え方が必要だという考え方もあるやに聞いております。先生の御意見の中にもそのようなことが出ていたと思いますので、そういう点で、交際費の損金不算入というものと広告宣伝費の損金不算入が全くパラレルに考えられるのはちょっと無理である。そういう意味で、いつもやや歯切れの悪い御返答を申し上げておるわけでございますが、私もとしてもこれを無視しておるわけではないのであります。そういういろいろな難点その他を考えながら、検討いたしておるわけでございます。

○横山委員 すばりと聞くのですが、どつち向きで検討しておるのですか。困難だからやめておこうという気持ちが強いのか、困難だけれどもこれは取らうという気持ちでやつておるのか、どつちですか。

○吉國(一)政府委員 いま申しましたように、本質的には事業経費であるということで、その事業経費を否認する程度にそれが必要であるかどうかという点を考える必要があるということと、技術

時代、それから外国の広告社が日本に進出していやはいいよ。けれども、われわれの税金を使って忙しい皆さんが検討するといふのだったら、これは単に税の理論ばかりでなく、今日のマスコミの時代、それから外国の広告社が日本に進出していよいよ。今回も私は、大した額でなくともいいと思って山委員の提案は建設的で通つておるのですよ。昨年以來既経過未収利息をはじめ、大蔵省の肩を持つて財源捻出にどれだけ私はやつたかわからぬ。い。今回も私は、大した額でなくともいいと思っている。うちのおばあさんが、この間、利秋、テレビをとめてくれ、とめてくれ、またやつてくれ、またとめてくれ、こう言うので、何だと思ったら、広告になつたらやかましくてチャンネルを切つてくれと言うのですね、テレビを見ておつて。全くあのコマーシャルのはんらんは何たることかと思ふのですね。あれはみんなわれわれが広告を頼んでこざいます。

○横山委員 すばりと聞くのですが、どつち向きで検討しておるのですか。困難だからやめておこうという気持ちが強いのか、困難だけれどもこれは取らうという気持ちでやつておるのか、どつちですか。

○吉國(二)政府委員 いま申しましたように、本質的には事業経費であるということと、その事業経費を否認する程度にそれが必要であるかどうかという点を考える必要があるということと、技術

だけでもやれるものかどうか、やれるのが妥当であるかどうか、この辺が私どもの一番問題にして、検討しているところでござります。同時に、非常に有力な御意見もあるので、これを私どもが無視して

いることは適当でないということで、検討もいたします。

○横山委員 歯切れが悪いが、これで終わります。うことを勘案いたしますと、ことしの場合には自然増収の見積もりというものが少し過大であるのではないか。通常の場合には、大体自然増収の見通しといふものはいつも低くしておいて、少なくとも二、三千億円はそれを上回るというような、

外國の広告社の進出は、もう日に日に大きくなつてゐるわけですね。だから私は、單に税の理論ばかりでなく、全体的な政策として広告に手をつけなければならぬそだと思う。世間は何と言つておるかといふ。

○田村委員長 午後一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

○横山委員 歯切れが悪いが、これで終わります。

○田村委員長 午後一時五十八分閉議

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後零時三十九分休憩

○横山委員 歯切れが悪いが、これで終わります。

加は七%ということになつておるわけであります。が、これをさらに上回ることにならうか、そういう意味から申しますと、こういう地域の貿易については、やはり環境はきびしくなりますけれども、日本の輸出は増加するということを期待できるということを考えるわけであります。

いたしましても、やはり世界のわが国の経済をめぐる環境はきびしくなることは御指摘のとおりでありますけれども、全般を通じて日本の財政金融政策が当を得ますならば所期の目的を達し得る、また、国際収支の赤字についても政府見通し程度にとどめ得る、かように考えておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 非常に楽観的な見通しを伺つたのであります。が、私どもは必ずしもそういう見通しに同調いたしませんけれども、かなりきびしいものがあるのでないかといふように思われるわけです。このことは前に大蔵大臣にも質問をしておられた問題でもありますし、将来の見通しの問題ですから、その楽観論がそのまま事実になつてあらわれればたいへんけつこうだと思ひますけれども、十分放心してからなければいけないだらうといふ点だけを申し上げておきたいと思うわけであります。

それで、ことしは予算が総合予算だ、いわゆる補正なし予算だというたてまえになつておるわけであります。したがつて、この自然増収の見通しもいわば目一ぱいに、自然増収がさらに増加をする可能性をできるだけ少なくしたと申しますか、目一ぱいに見たといふことがいわれておるわけであります。したがつて、その問題につきましても、もし引き締めがこれ以上強化されなければならぬような事態の場合、歳入の欠陥といふようなものが考えられないかどうか。この点について、どちらからでもけつこうですからその見通しについてお伺いをいたしたい。

○吉國(二)政府委員 ただいま御指摘のように、現在の国際経済の環境といふのはいろいろ激変いたしております。私どもの見積もりました来年度

の收入は、一月末に決定になりました経済見通し、最終的決定をいたしておりますが、その経済見通しが確定いたしましたまでは例の計算が幅を持っております。たとえば国民総生産一一二・一ないし一二・一といった数字を採用いたしておらず、かなりかた目に見ております。かた目と申しますか、経済の実態に即して見ておるつもりでございます。もちろん先ほど御指摘のございましたように、例年同じ見方はいたしております。ただ例年は経済見通しが大幅に狂いまして、狂うのがプラスのほうに狂つたものでございますから、自然増収が出たわけでございますが、見方は從前と同じ見方でやつてはおりませんけれども、経済見通しについては一番かたいところでやつておつて、それが最終の論議と一致したわけであります。

なお、もう一つ申し上げておきたいのは、一番とえばことしの三月決算は来年の収入になりますので、四十二年の九月以降の経済情勢といふものは大体において来年に入つてくるわけであります。そういう点で狂いはわりに少ないのではないか、と申しましても決して楽観はいたしておりませんが、いまの段階では、私ども十分警戒しながらもこの見積もりが大体妥当してくるのではない

題、それから所得税が減税をされながらこういう状態が出ているということは、所得税がとにかく重いのだという一つの証左になるだらうと思いま

すが、その問題についてひとつ主税当局の御見解をお聞きしたい。

○吉國(二)政府委員 ただいまお仰せになりまし

た数字は減税前の自然増収の一〇〇%の中で所得四一%、それから法人税が三一%を占めているのであります。が、本来なら所得税と法

人税はほぼ同額の収入がございますから、増収としても同額であるはずだという御指摘であると思

うのであります。が、来年度の見積もりをいたしま

す際に、法人税は四十二年度には非常に大きな増収を出しております。四十三年度にはいわゆる所得率——所得率と申しますのは法人税の所得の伸びが経済の伸び、つまり物価上昇、それから壳り上げの増加といふものの増加率を上回つてふえる場合、これが所得率があふると申しております。私どもの術語でございますが、去年、おととしは経済がほりましたために所得率が一〇八%程度に上がつております。ことはそれがほぼ横ばいになる、つまり経済の伸び程度の所得しか上がらないだらう、こういう見積もりをいたしました

ので、法人税の伸び方がやや少なくなつております。その関係で所得税を比べますと、所得税のほ

うは、所得の伸びが大体順調に伸びそうでござい

ますので、ことしの見積もりでは所得のほうが伸びが大きくなる。ただ減税は主として所得税にお

いて行なわれますので、減税後の伸びは大体同じ額程度になつておるということでございます。

○広瀬(秀)委員 かたいところで見積もりをした

ということでございますが、この九千四百七十六億円の内訳を見ますと、これは大蔵省で出してい

ます。その関係で所得税を比べますと、所得税のほ

うは、所得の伸びが大体順調に伸びそうでござい

ますので、ことしの見積もりでは所得のほうが伸びが大きくなる。ただ減税は主として所得税にお

いて行なわれますので、減税後の伸びは大体同じ

額程度になつておるということでございます。

○広瀬(秀)委員 好況の四十二年の九月ごろから逆転をしておる、こういうことであります。が、このことはやはり所得税が今日非常に高いといふ

といふようなものが、上半期にはどの程度になり下半期にはどの程度になると見通されておりますか。

○吉國(二)政府委員 上半期につきましては、大法人——六ヶ月決算法人が大部分でございますが、これを中心に見積もりまして、前年の同期に対

して、所得税のほうは、いわゆる所得税の弹性値と申しますが、これは二・二だ、これは所得税以外のもの、たとえば法人税、酒税その他たくさんある

わけであります。が、そういうものの税額の基礎になれる計算がなかなか合わぬわけですね。そういう

も所得が非常に伸びて、それに伴つて累進構

とそういうものが働いてそういう結果になるだろうと思うのですけれども、そういう点についてこれをもうと詰めなければ、所得減税を何ばやつても所得税は依然として重いという感じが残るんだろうと思うのですが、この問題についてどうお考えですか。

○吉國(二)政府委員 御指摘のとおり日本の場合は彈性値が高うございまます。

〔内閣官房調査局、度刀(毛)佐賀義徳、里見昌介〕

いくといふのがいまの現状だと思います。  
○広瀬(秀)委員 一体主税局長は、日本の所得税  
といふのは諸外国に比較して軽いのか重いのか、  
どうかだと思っておられるのですか。

一・二・二%、西ドイツが八・七%、イギリス、西ドイツは若干高いのですが、これは地方税を合わせておられますから、それを比較してみますと、日本の場合に住民税の負担額が四・一%で、合計しますと一二・五%だ、両方合わせたものを比較してみますと、アメリカの税法では二・五%になる、イギリスの税法では一・一・二%、西ドイツが八・七%、フランスが三・二%、こういうようにいすればよりも高いという数字が出るわけであります。今度はアメリカの平均所得のところを見てみると、地方税、所得税二者を合算したもの、日本の税法を適用した場合に三・七・六%、アメリカの場合が一・四・九%、イギリスが二・九・六%、フランス一二・六%。比較的日本に近いと思われる西ドイツを例にとつてみましても、西ドイツの平均国民所得二万八千九百六十マルク、これに対して日本の税法を適用してみると二一・六%、アメリカの税法を適用してみると七・七%，以下そういうようにずつとなつておるわけであります。が、いずれを見ても、やはり平均国民所得という形でとらえてみて、各國の税法を適用してみれば、日本が一番高い。大体において西ドイツ、フランスといふような、同じような立場にあるといいますが、国勢にあるといふが、国民所得についてもだいぶ近づいてきたそういうところと比較して見ましても、そういうように負担税率といふものは高くなっている。こういうことを考えれば、主税当局としての政策立案の態度といふものも、やはりかくのことく重いのだという立場で考えていただかなければならぬだろう、こういうふうに思うわけです。それをさらに細分化して、所得階層別にこれを見てみますと、さらにより一そなこの傾向といふものは拡大の傾向にある、こういうふうに思うわけです。どうですか。

いうことは、これまた不可能なわけで、たとえば日本の国民所得が非常に低かったころ、昭和二十一年ごろでござりますと、御承知のとおり課税最低限が三万円ぐらいで、五十万円をこえますと五%の最高税率を適用しておつたわけです。所得が伸びるにつれて、いわば先進国型に緩和がはかられて、つまり所得水準が上がり、生活基準が上がるにつれて、税制もそれに応じて広がっていくというのがいまの姿だと思います。そういう意味では、いまの日本の姿は所得がどんどん追いついている。たとえば十年前にはアメリカの八分の一だったのが現在四分の一になつていて、あるいはイギリスに対してもすでに一・五分の一になつて、いるとかいうことになつてまいりましたので、急速に課税最低限も上げてしまいましましたし、おそらくそういう一人当たり所得が各国に追いつくときには、税制もほぼこれに近いものになるような速度で現在税制改正が行なわれていると思いますし、また、そういう意味での税制改正は私どもとしてはぜひともやつていくべきものだと思うのでござります。いまの段階で他の所得の高い国々と比較すれば確かに重いとはいはずけれども、これはそういう一人当たり所得になつたときには、それに対応するだけの課税最低限になるような努力が必要だという意味で、私はやはり日本の税制がほうつておけば重くなるという感じは持っております。

民税といふやうなものが相対的に重いといふ数字は出ると思うのです。さらにそれを、たとえば百円なら百万円クラスのところをとつてこれをやつてみたら、あるいは百二十万クラスのところをとつてやつてみたら、もつと差が出るのではないかと思うのです。そういうところを、たとえ百万円というところでのこういう国際比較といふのはありますか。

○吉國(二)政府委員 百万円のところで比較したものはござりますが、日本の税法でまいりますと、夫婦子三人で申し上げますと、実効税率で、所得税額が一・五%，それから住民税額は、この段階では住民税が高くて二・〇%，合わせて三・五%ということになつております。アメリカではこの段階では税はかかりません。それからイギリスではその段階で四・一%になつております。それから西ドイツではやや低くて、一・三%ということになつております。(広瀬(秀)委員「フランスはありますか?」と呼ぶ) フランスはこの段階ではかかるつおりません。いま申し上げたのは夫婦子三人の給与所得を例にとりました。

○広瀬(秀)委員 いまの数字を見ましても、イギリスを除いては、フランスはゼロだし、アメリカもゼロだし、西ドイツは二%だ、負担率が二分の一近いというような状況になつているわけでしょう。そういう点を見れば、やはり日本の所得税は重いのだ、こう言わざるを得ないのじゃないですか、所得税、住民税合算して。

○吉國(二)政府委員 これも毎回申し上げておりますけれども、やはり一人当たり国民所得といふものを前提にしないと、比較はちょっとむずかしいと思います。今まで比較すれば確かにいまの税率といふものが、凸型の放物線といいますか、それどころで……。

○広瀬(秀)委員 そこで、先ほど主税局長の答弁では、ほうつておいたらしいへん重くなつてしまふ。それは当然強度の累進構造といふものが作用していると思うのです。それで、いわゆる累進税法では日本が重いといふことはいえると思います

ういう形になつてゐる。これを凹型の放物線にで  
きるだけ変えていくといふようなことがない、  
やはりいま主税局長のおつしやつたことが——い  
わゆる物価値上げに対応する物価調整減税といふ  
ようなことをやる、あるいは毎年毎年所得の増大  
に応じて減税をやる課税最低限の引き上げ、い  
ままでは大体課税最低限の引き上げという形だけ  
の減税であつたけれども、それをやはり、そういう  
税率そのものを若干ずつでもいじつて、凸型の  
カーブを描く累進構造というものを凹型の放物線  
といいますか、そういうものに徐々に改めていく  
ということがないといけないのじゃないかと思う  
のです。このことは税調あたりでも議論にはなつ  
ているようでありますけれども、大蔵省としては  
この税率にまで、たとえば先ほど三百万円以下あ  
たりはと、いろいろなこともありますけれども、  
これをどういうように変えていくかというような  
点について、大蔵省としての、主税当局としては  
いまの段階でのお考えはいかがでしよう。

言われたのによると、三三百万円以下くらいのところに、ついての税率の引き下げ、さらにそれ以上の一千万円をこえる、あるいは五、六百万円をこえるといふやうなところでは、少し税率をかげんをする、ふやしても若干いいんじゃないか、そういうふうな気がするわけですね。その問題については、来年度の税制調査会には諮問を出しますか。

○吉國(二)政府委員 御承知のことおり、税制調査会は、この七月で一応委員の任期が終了いたしました。三年ごとに任命をいたすことにしておりまして、ことしの七月に終わる税制調査会では、長期税制の最終答申をすることになつております。調査会としては、ここで長期答申をするといふことは、いわばここから先で、三年、少なくとも二、三年を見通した答申をされるものと思っておりますので、まず、この調査会が答えを出されるのじゃないかと私は期待しております。

○広瀬(秀)委員 大藏省としては、その点は、もうすでに税率の検討も諮詢しておるわけですか。

○吉國(二)政府委員 税率、課税最低限、その他制度一般も含めて、長期の税制の確立ということについて御検討を願つておるわけでござります。

○広瀬(秀)委員 いわゆる主税局原案というようなもの、そういう考え方といふものは、具体的なものをしてはいる、そういうことです。

○吉國(二)政府委員 主税局原案というものをまだ提出してはおりませんし、主税局原案といふものの出した形で御審議を願うというやり方ではなくて、委員会の意見を聞きながら、それに相応じて資料を提出して固定していくいただくというやり方をいたしております。

○吉國(二)政府委員 次に移りますが、所得税の税収全体の中で占める比重といふものの推移を、二、三数年にわたってひとつ比率をお示しいただきたいと思います。

○吉國(二)政府委員 昭和二十五年當時でございまますと、所得税が三八・五%という数字を占めています。その後、三十二年に大改正をいたしまして、この数字が二〇・九%まで下がっております。

す。その後、三十七年に二四・一%と、じりじりと上がつてまいりまして、四十年が二九・六といふ数字になりまして、来年度の見通しでは二八・九%という見込みでございます。  
○広瀬(秀)委員 ファイナンス三月号の六ページの資料に出ておりますが、所得税が四十三年度、三一・二%、法人税が三一・四%というふうになつておるわけですね。いまの二八・九%というのとどういう関係になりますか。  
○吉國(一)政府委員 失礼いたしました。私がいま申し上げましたのは、国税収入全体で特別会計まで入つておりますので、一般会計だけを見ますと三一・二%でござります。国税全体、つまり特別会計と専売益金を国税扱いにしまして計算しましたのが二八・九%でございます。  
○広瀬(秀)委員 一般会計なら一般会計でもよろしいですが、あるいは専売益金を加えて国税全体でもいいのですが、全体において占める所得税の構成化は大体何%ぐらいが適当だらうという考え方ありますか。  
○吉國(二)政府委員 これはそれぞれ各国の国民所得の構成のあり方によつて違つて思ひます。たとえば個人総所得が非常に多いところ、あるいはそうでないところ、あるいはまだ一人当たりの国民所得の高さ、つまり個人の所得の負担力が大きいかどうかということによつて違つますので、どちらがいいかといふのはなかなか言いがねると思いますが、たとえばアメリカでござりますと、国税の中で五三・九%ぐらいが所得税でござります。それからイギリスでござりますと、所得税が四〇・八%、西ドイツでは三七・二%、フランスが一九・七%というふうな数字になつております。必ずしも何%が適當かといふことは言えないと思ひますが、結局、その負担感その他で諸税のバランスがとれると、いふ前提から出発して考へるよりほかないだらうと思ひます。  
○広瀬(秀)委員 これはいろいろ考へなければならない諸要素があるだらうと思ひますが、所得税の比率を租税全体の中での何%ぐらいまで持つてい

きたいとか、あるいはそういう目安というものは別に立てているわけではない、というふうな立場ですか。

○吉國(二) 政府委員 この問題は税制調査会でも検討していただいたわけでございますが、各税の税体系における比率が幾らであるべきか、ということは、その国の経済、その時期の経済、その所得構成等から考えて、一律にはいえないのだということをやはり言っておりますので、私どもも、所得税をどのくらいに持つていけばいいかというふうなふうなことを、より詳しくお話ししたいと存じます。

大蔵大臣もそれに歩調を合わせるような答弁をなさつてゐる。これは非常に私どもとして残念なわけであります。一体これは、まあ若干選舉の公約ではないが、公約をはつきり公約だと言ふと、公約違反といつてつかれるからと、いうような弁解もあわせてしてゐるんですねけれども、四十四年にやりたいという意思の表明は少なくとも大蔵大臣からあつたわけですよ。それがそういうように後退しているということは、先ほどから主税局長がどう答弁されましても、日本の所得税は低所得者にとつて非常に重いという実感は免れないわけであります。これを早く百万円まで課税最低限を引き上げるという措置をやつていただきことが、こういう税が重いという国民の気持ちに対しても、ことたえていく道だとと思うのです。それに対しても、四十四年、来年にはやはりるべきだと思つたけであります。これはいかがですか。

国民の声を聞かぬで、ことしあたり少なむことを八十五、六万、初年度でそのぐらいまでは課税最低限を引き上げる。そうすれば、急激にということじやなしにやつてはいるはずだと思うのですね。急激に二十万も引き上げるということはなかなか困難にしても、ことし少なくとも約十万課税最低限を諸控除を通じて引き上げる、そういうことをやるといふことだつたら、それをさらに十五、六万まで持つてきておれば、当然これはもう来年にはスムーズにいけるということにもなるわけですね。それをやらなかつたというのは一体どういうわけか、こういうことにならざるを得ないわけですね。その点、やれなかつた事情は財政硬直化とかなんとかいろいろ言われるんでしようけれども、あなた方は一体どの程度にこういう答弁といふものを考えておられるのか。国民にある程度期待を持たせる答弁がなされておつて、それに対してもう四十五年でしかできないようにつくつてしまふ、そういうやり方というものに対してもどうお考えか。

八百七十五円のところに位した。これは国民所得の一・七九倍のところにあつたわけであります。これを今日の価額に引き直してみれば、平均国民所得が五十三万、課税最低限が九十五万二千円にならなければ戦前並みというわけにはいかぬわけですね。ところが、今日の昭和四十三年度では、平均国民所得が百八十七万一千円まで伸びてきております。それに対して課税最低限は八十万八千円だ。これは平均国民所得に対し四三%という非常に低位にある。このことは、言つて見れば納稅人員が当時は六十七万とかその辺のところであった。あるいは七十万かその辺のところであった。これに対し、今日では所得稅の納稅人員が二千一百万をこしている。こういうよくなことともに所得稅そのものがもう大衆課稅になつてゐる。こういう姿になつてゐるだらうと思うのです。だから、これはかなりの減稅をやつても、少なくとも戦前の状態といふものとはまさにほど遠い姿になつてゐると思うのです。こういう点についてどう思われますか。そして、戦前並みとまではいかなくて、やはりこれほどの開きがあつたということです、しかも戦前には軍事費といふものも相当使われておつた時代に、なつかつ国民大衆の肩にかかる所得稅はこのような状況であった。今日軍備は、国民所得の中で占める比率も、予算の中で占める比率も諸外国に比べれば非常に低いという姿が出てゐる。こういう状態の中で、これからまただんだん軍備なんかが増強されたりしました場合には、所得稅を中心にしてものすごい苛斂誅求の姿といふものが出てんじやないかと思うわけですね。だから、そういう問題について一体主税局長どういうふうにお考えでしょうか。

する税負担率は、当時はほぼ一三・四%でございまして、現在に比べると三分の二くらいの負担であります。それが現在は間接税が四〇%の負担になります、直接税が六〇%というようなことになつてまでも、日本の場合はいま四二・七%でございましたので、いわば日本の税体系が先進国並みの形になつてきたともいえるんぢやないかと思うのです。平均国民所得に対する比率にいたしましても、日本の場合もいま五〇%未満でございますが、アメリカなどになりますと二五・六%でございます。日本よりはるかに低いところからどつております。有業者人口に対する課税割合にいたしましても、日本は五〇%未満でございますが、アメリカの場合は約七五%といふことで、幅広くとつております。カナダにいたしましても、課税最低限の平均国民所得に対する割合は三三・八%、オーストラリアは一〇%、イギリスが三四%というような調子でございまして、開発途上国になりますと、フィリピンなどは二五三・六%それからタイにいたしましても九九・一%といふような姿で、やはり間接税に依存せざるを得ないような国民所得の低さでござりますと、どうしても平均国民所得に対する課税最低限といふものはかなり高いところにあると思います。それが間接税率に依存しないでも、所得税を中心にして、いわば理想的な租税体系にだんだん近づけば近づくほど、ある意味では幅も広くなりますけれども、それだけ租税全体の公平性といふものが保たれるのじゃないか。日本としてはかなり苦しい、少し実際以上に直接税中心になり過ぎているんだという議論もございます。何しろアメリカに次いで日本が直接税中心主義になつているということはかなり苦しいのじゃないか。一部からも、もつと間接税に負担を置けといふ議論も出しているくらいでございますので、そういう点を考えあわせますと、戦前の姿より現在の姿のほうが体系としては進んできているのではないかというふうに考えます。

は一千九百七十三万三千人に増大をしている。申告所得でも、四十二年の三百四十四万九千人に対して三百五十九万七千人、四十三年の見込みを合計しますと二千三百三十二万九千人、この数点は、いま有業者に対する所得税を納める人数のペーセントが幾つか例に出されました、これは一体何%になりますか。

○吉國(一)政府委員 各所得者を合計いたしまして、現行法の計算でまいりますと四六・三三%、改正後の見込みでござりますと四三・九%でござります。

○広瀬(秀)委員 この数字いろいろのは先進国型になつた。アメリカと比較するのも何ですけれども、カナダが三〇何%といふような例をも引かれました。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

こういう数字からいいましても、やはり低額所得の人たちにまで所得税が及んでいるといふことはいえるんじやないかと思うのです。後進国で九〇%というようなあるいはそれ以上の数字もあげられましたけれども、そういうものとは違った状況にあるわけであります。そういう点で、減税のめどとしても、大体有業人口に対して所得税を納める者はどのぐらいまで低めたい、何%ぐらいまで低めたいというような、そういうめど、目安といたしましては、どうも諸外国、同じような進歩の段階にあるといいますか、先進国において比較的類似しているイタリアとかフランスとか西ドイツとか、そういうとこらと比べて、それぞれ税制の違いもありますが、しかし日本と比較的似たような発展段階にある国と比較して、やっぱり多いんじゃないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○吉國(二)政府委員 ただいま申し上げましたように、英米独仏等の所得税課税割合、つまり有業人口に対する納税者の割合は、大体六、七〇%程度といふことでござりますので、課税としては日本よりかなり高いわけでござります。しかし、日本としてどれぐらいが適當かといふことについ

では、税制調査会でをほへんも検討が行なわれます。して、税制調査会の考え方では、当時は、大体所得税など、そういう意味から大体五〇%程度を前途にすべきじゃないか、それ以上にふえるといふのは当面としては適当でないんじゃないのか。そういうことで、毎年減税をいたしますと、大体いまの日本のところでは四〇%，五〇%になる直前でとまっているわけでござります。大体そういうのが一つの当面のめどではないかというの、税制調査会の考え方でござります。

○広瀬(秀)委員 有業人口の大体五〇%というのを目安にしておられるわけですか。それとも四三%が昭和四十三年の段階だ、これをさらに若干でもペーセントを低めて、四〇%程度あるいは若干それを下回る程度、三七、八%ぐらいまで下げるか、そこらのところはいかがでしょ。

○吉國(一)政府委員 大体私ども実際的に考えますと、できるだけ納稅人員が減税によって現状程度になるくらいにはしたいという考え方を当面持っております。

○広瀬(秀)委員 それからひとつ資料をぜひ出してもらいたいのですが、収入階層別の所得税の納稅人員数と納稅額、これを私のほうの希望としては、百万円以下がどのくらいあるか、また百万円以上二百万、二百万から三百万、三百万から五百萬、それ以上という程度のものに分けて、いまわかれればお答えいただきたいのですけれども、なかなか急にといつてもいいかないと思いますが、そういう資料はできますか。

○吉國(一)政府委員 実は、給与だけの源泉所得税の分と申告納稅所得税の分と分けますと、大ざっぱなものができると思うのでござりますが、この申告納稅の中には、給与所得の五百万以上のものとか他のものが入っておりまして、その入り組みが実は出ていないのでござります。そこで、そういう資料は実は私ども持つておりませんが、部分的な資料ならあとでできる限りつくつてみた

いと思います、分かれたままでいいです。  
○広瀬(秀)委員 次に問題を移します。最低税率を四十三年度もまた〇・5%引き上げよるとされているわけですが、これは三十七年以前の一〇%にどうしてもするという気持ちでやられておるわけですか。  
○吉國(一)政府委員 特にそういう意識ではないのです。何と申しましても端数がついていないほうは計算も容易でござります。また、各国の課税最低限というのは、各国の税率の一一番最初の段階というのはかなり高いところから動いております。なぜかと申しますと、課税最低限が税率の作用をして、非常に担税力のあるところが課税所得として最初に出てまいりますから、それで税率を高くしておくほうが、できるだけ最初に所得者は落として、しかも稅收を上げる道として当然なんであります。そういう意味では、昔5%になつたことあります。もとでいますが、できるだけ早く一〇%にしたい。しかし、それは課税最低限との見合いでござりますから、日本の程度の課税最低限なら一〇%が一番妥当だらうといふところで、最近三カ年続けてこれを是正しようとしておるわけであります。  
○広瀬(秀)委員 課税最低税率が、なるほどたとえばアメリカが一四%だと、イギリス、ドイツあたりは二〇%といふようなものもあるわけがありますが、フランスのこときはやはり五・四%だといふ状態だと聞いておりますし、ソ連などでも一・五%くらいといふ、そういう低い税率たつてあるわけです。ですから、高いところにはかりぎり寄せるといいましょうか、そつちを模範に置いて、そちらにばかりいこうというのじゃなくて、

特にこの課税最低限との関係もおありでしようけれども、何も端つばがついたからといって、安いほうがいいのであって、八%から再出発したわけですから、八%なら八%まで下げたってこれは低所得者が喜ぶだけであって、それを〇・五%引きざみに毎年上げてくるというのは、いわゆる独身者といいますか、そういう者などで、諸控除の引き上げに沿しない人々は、税率引き上げによつてかえつて減税感というようなものが非常に薄められてしまうというようなこともあるし、あるいは増税になるというような面だって出てくるんじゃないか、そういう者に対してもよと冷酷なやさ方ではないか、そういうふうなことがあるのですが、その点、いかがですか。逆に九%に引き下げたらどうですか。あるいは八%まで戻すといふより、上へ一〇%で切りよくするというのじゃなくて、下に八%だということやると、ことだつて当然やらるべきだと思いますが、いかがですか。

○広瀬(秀)委員 最低税率はそれ以上に上げないといふことですか、一〇%をめどにして〇・五%ずつ上げてきたけれども、一〇%以上は上げません、こういう気持ちですか。

○吉國(一)政府委員 私は、当面は一〇%でござるたいとふる感じを持つております。

○広瀬(秀)委員 私どもはこの点、そういう意図が確認されたわけですから、最低税率も上げるべきではない、こういうように強く感ずるわけではありません。

そこで、今度は全体的な問題で少し質問をしてみたいと思うのですが、千五十億円所得減税をやる、それに対して物価調整分というものが、これは大蔵省では三百五十億だと言われますが、税調の算式といいますか、そういうものの用いれば百三十億だ。そういうことになりますれば、所得税の減税額というのは少なくとも四百三十億程度ではない引かれたものが所得税減税額になるわけですね。それでよろしいですか。

○吉國(二)政府委員 減税はやっぱり千五十億でございまして、ただほっておけば物価上昇の影響を受けて実質所得から見ると負担が重くなつて、いくという部分が三百四十億ということございます。税制改正をそれだからしなくちやならぬということではないので、ただ、それまで見て税制改正をするほうが、いまの物価の状況では適當であるという意味では、三百四十億が物価調整に当たるという説明をしているわけであります。

○広瀬(秀)委員 もう少し率直に答えていただきたいのですが、昨年の委員会では、やはり私、当時の塙崎主税局長に質問をしたわけありますと、が、物価調整分というものを四百三十億なり、大蔵省の見解なら三百五十億だと言われるかもしけませんが、いずれにしてもそういうものを引いた額が実質的には所得税の減税額でございますと、塙崎さんは率直に答えられたわけです。吉國さんさきにそうだと思います。

○吉國(一)政府委員 実質所得で考えた場合はまさしくそう答えられませんが。

○広瀬(秀)委員 実質所得でそういう形になると  
いうことをお認めになつたわけであります。  
そこで、今度は増税のほうは、これは掛け値な  
しの千五十億といふものがかかるてくる。こうい  
うことになるわけですね。そうしますと、やはり  
その分だけは増税じゃないかといふ、これが一つ  
です。もう一つは、それを内容的に見れば、特に  
たばこのようなものは、今回上げられるわけです  
けれども、これで五百五十億といつておられます  
す。しかし、予算書を見ると、昭和四十二年度當  
初よりも七百四億ですか、國庫納金がふえる。補  
正後の予算に比べましても、たしか六百十四、五  
億ふえるという勘定になつております。おそらく  
これは五百五十億といふながら、やっぱりそれだ  
け国庫納金がふえるわけですから、それだけ増税  
になるのだ。こう私ども見ざるを得ないわけで  
す。かりにそれは政府が言ふように五百五十億だ  
としても、そのうちかなりの部分、六、七割  
になるのじゃないかと思うのですけれども――こ  
れはたしか三十五年ごろの税調ですか、専賣公社  
から出したたばこの消費動向調査か何かそういう  
もので記憶をしているのですが、低所得者が大体  
たばこの消費量の六五%ないし七〇%は占めてい  
るといふことになつてゐるわけです。所得減税の  
恩恵に浴しない階層が、六割ないし七割ぐらいは  
たばこを消費しているということになるのじゃな  
いかと思うのです。そらしますと、そういうところ  
は所得減税に浴しないで、たばこの増税だけと  
いうことにもなるわけでありまして、そういうこ  
とを勘案してみますと、やっぱりことしは増税の  
年だ、そら低所得階層は受け取らざるを得ないわ  
けですね。こういうものを考えて、減税ゼロとい  
うことじやなしに、やっぱり増税をやる。先ほど  
倉成さんは地方税も含めて三百五十億くらいあ  
る、こう言われますが、それはやっぱり物価調整  
分ととんとんになつてしまふ。大蔵省の言ふよう  
に三百五十億程度が調整分だとしても、大体それ  
でとんとんだ。たばこの定価法の改正による増税  
というもののだけは、低所得者にとつてはやっぱり

どうしてもぬぐい去れない増税として残るのじやないか、こういうように思うのですが、その点いかがです。

○倉成政府委員 たばこの場合は、御承知のとおり嗜好品でありますから、たばこをよけい吸う人もあれば、のまない人もあるということになります。したがいまして、たばこを非常に吸う人にとっては確かに家計支出がふえるということは御指摘のとおりでござりますけれども、これはやはりたばこについては、御承知のとおり非常に昔から、一時は禁止した、一時は奢侈的なものとして非常に貴重品の扱いをした。それからだんだんこれが財政物資として取り上げられるようになつてまいりまして今日に至つておるわけでござりますから、やはりたばこの分について一がいに増税といふわけにはまらないと私ども考えておるわけであります。昭和二十六年から、御案内のように、たばこはもう金然値上げされておりませんし、先ほど申し上げましたように、理髪代金をとつてみましても、昭和二十六年を一〇〇としますと、昭和四十二年で三八八、新聞代金が昭和二十六年を一〇〇としますと、五八〇といふことでござります。ふろの代金にいたしましても、二倍半くらいになつておる。あるいはそばの代金にしましても、大体もり、かけ十五円といふのが六十分に今日なつておるといふぐあいに、ほかの物価から比べますと、たばこというのは非常に安い。したがつて、この直接税、間接税の調整をこの機会にいたしたということで、昭和二十六年から全然上げてない、しかもたばこの場合はかなり抵抗なしにふえておるということを考えてまいりますと、これをちなみに所得税と比べて差し引き一応計算上はゼロということになりますけれども、私は別の角度から取り上げべきものじゃなかろうかと思う。所得税については、主税局長からあるのでありますから、どうしても減税といふことを考えていかないと、独身者なりあるいは低所得層に非常に大きな負担をかける、これは調整する必

たばこというのは、やはり物価や所得の上昇と比べますと、非常に据え置かれておるということからこの調整をはかつていく、そういう角度から考へていくべきだと考えておるわけであります。それから同時に、そら言つても上げないでおいだらしいじゃないかといふのは一つの議論でありますけれども、しかし、やはりこれは財政支出との関連、今日われわれがなすべき仕事はたくさんあるわけでありますから、どうしてもその財源をまかなわなければならぬ。また、公債はこれとなるべく減らさなければならぬ。そういう角度から考えますと、やはり間接税について調整を加えていく。そして直接税、間接税のバランスをとつていくことが租税のるべき姿ではないか、かように考えておるわけであります。

○広瀬(秀)委員 まあ、いろいろ説明されましたが、けれども、私が聞いてるのは、低所得者にとつては明らかにこれは増税になるじゃないか。これは、今までかなり長い期間にわたつてたばこの定価を引き上げてこなかつた。しかしその間に、いわゆるフィルターつきのたばこというようなことで原料を節約し、しかも定価を上げてきておるわけです。そういうような中から、専賣益金は、の十年間に二百三十何%にのぼつているということも、午前中の議論にあつたわけです。そういうようになつておるし、しかも専売の益金率といいますか、利益率といふか、そういうものの内六〇%はまだ維持されているわけです。意図せざる減税をやつてきたと、いうことが言われたようありますけれども、意図せざる減税、とにかくそれがだけこれはもう善政になつていいわけですね。あらためて今度それを、意図せざる減税だからといって引き上げるということは、やはりこれが増税なのであって、しかもそれが一方において所得税減税の恩典に浴しない低所得の人にとってまさに増税になつておる。このことを認めておいていただけばいいのです。それは当然そうでしょう。これは調整とか何とか理由はあるでしょ

○倉成政府委員　たばこのについては、先ほど原료費のお話がありましたが、収納価格にいたしましても、昭和二十六年から四十三年を比較いたしましたと、一〇〇の指數をとりますと二五二と、二倍半に上がつておることは広瀬委員御承知のとおりであります。まあその議論はさておきまして、たばこのをのむ人、たくさんむ人にとっては大きな負担になつてゐるということは御指摘のとおりであります。しかし、のまない人もございまして、やはりこれは嗜好品でありますから、嗜好品について安ければ安いほどいいという議論も一面において成り立ちますけれども、やはり国の財政をまかなくために財政専売の立場をとつておるわけでありますから、他の物価とのバランスをとるということは今日大切なことじやなかろうかと考えておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員　そういうことじやなしに、私が聞いているのは、所得税減税の恩恵に浴しない人、そういう人たちがたばこを吸う。その人たちにとつてはことしはあるまる増税ではないか、そのことだけ聞いています。

○倉成政府委員　お答えします。

まあ非常に大きな負担になつてくるといつて、たばこを吸わないといふわけにいかない。いままでどおりたばこを吸うということを前提にいたしますれば、そういう方については負担がふえるということは御指摘のとおりであります。

○広瀬(秀)委員　さよはたばこの問題が主じやございませんので、その程度にとどめておきますが、これはまた、たばこ定価法の問題のことです詳しくやりたいと思います。

次に、銀行局長がお見えになつておりますので、この少額貯蓄の非課税問題に関連して若干数字をお聞きしたいのですが、大体この利子所得といふのは——去年及びことしの見通し、四十年あたりから四十一、これは実績がもう出ているだらうと思いますが、四十二年度の見込み、四十三年度の見込み、こういうもので利子所得といふの

○田村委員長 速記を始めて。  
○広瀬(秀)委員 いまの質問に対してもう一度お答えください。  
○吉國(一)政府委員 利子所得でござりますが、四十三年度の見込みで申し上げます。総額が二兆六千五百十二億円ということになつております。  
○広瀬(秀)委員 実績を四十年、四十一年、それから四十二年の見込み、四十三年の見込み、こういうようにいま質問したわけですが、それがわかつていたら答えてください。  
○吉國(一)政府委員 四十一年度の実績が一兆九千二百五十七億、これは課税、非課税を含めまして、総額でございます。それから四十二年度の実績見込みが二兆三千五十四億でございます。それで四十三年度が二兆六千五百十二億でござります。  
○広瀬(秀)委員 そのうち課税の対象になつておるもののはどのくらいござりますか。  
○吉國(二)政府委員 四十一年度が九千五百四十六億、四十二年度の実績見込みが一兆二千三百六十七億、四十三年度見込みが一兆二千九百五十七億というになります。  
○広瀬(秀)委員 銀行局長にちょっとお伺いしたいのですが、少額貯蓄の非課税制度の利用状況といふ表をいただいておるのであるのですが、金融機関関係で三千八百五十万二千人、証券会社関係で三百三十九万八千人、勤務先預金四百六十五万人、こういうことで、合計しますと四千四百四十六万人がこれを利用をしておるという数字が出ておるわけであります。これは非常に多い。日本の有業人口が大体五千万といわれる中で、ほぼすべての有業人口がこれで、少額貯蓄の非課税制度を利用している、こういう状況になつておるわけですね。こういう制度、これはいろいろ長い歴史を持ってきているわけですから、その中に匿名預金制度もある

し、あるいは無記名預金もある、あるいは一人一店舗という時代から、また多種類多店舗という状況にもなってきた。こういうようなことで、銀行局としては、たとえば一億円というようなまとまった金を多種類多店舗に分散貯蓄している、そしてそれを無記名などでやっている、こういうものは非常にあるだろうと私は思うのですが、そういうものについてどのように見ておられますか。

○澄田政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、現在の少額非課税貯蓄の制度は、御承知のように昨年度から多種類多店舗というような形にはなっておりますが、しかし、これはそれぞれ百円という中で各貯蓄者について名寄せをしてそういうあれやつていて、こういうことでありますので、いまのお話のような匿名預金であるとか、あるいは架空名義であるとか、いろいろそういうようなものもあることは事実であります。いまの少額貯蓄をその関係においてどう考えるか、こういう御質問であるとすると、現在の制度は、百万円という金額、少額貯蓄を奨励するというところからいって、そこまでの限度において優遇するということは、これは各貯蓄手段を通じて行なっていくというたてまえからいっても必要なものである。かように考へるわけであります。そして架空名義等については、この委員会でも御指摘をいただきまして、現在それを自歎するようになつて、これを各金融機関に申しまして、金融機関もそれぞれ店頭に掲示する等、趣旨の徹底につとめているわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いわゆる一店舗にたとえば一億の預金をすればそれで済む人が、これを百の店舗に、百種類でなくとも、何種類かのものを貯蓄をやつている、そういうような形のものは絶対ないか。いわば所得の隠匿といふような形あるいは脱税のためにそれを利用する。本来、一億円持つて預金をしたいならば、一億円をどこかの銀行に預ける、そうすれば利子に対する所得税といふよりもものも相当取られる、分離一五%でございますが、一五%取られる。こういうことになるわけで

ありますが、多種類多店舗にそれを分散貯蓄する

ということになれば、百万円限度で少額貯蓄の利息の非課税の措置を受けられる。こういうものが

うことは銀行局長も言えないでしょう。いかがですか。

どこまで徹底するかという問題があることは、私も申し上げておるとおりであります。そういう

これはできる限り早く本則に戻すという方向でやつてもらわなければならぬと思うわけでありま

○澄田政府委員　……（略）

守蕃の通聞

名の場合は「」れば初めから少額

それからいまの四千万というような数でござ

その間にもやる勇気はないですか。

て名前をもつといふことが徹底して初めて全般把握できるかというような問題であろうと思いま  
すが、たてまえといたしましては、多種類多店舗  
でありましても、それはそれぞれ預け入れをする  
金融機関を通じまして、住所、氏名その他非課税  
取り扱いをする貯蓄の金額等記載をして出してい  
る、としごとく行うべきである。

にはちゃんと住所 氏名を明らかにしたものであ

持つてあるというような場合を考えますと、一人

は思っております。利子所得を完全に課税するた

うな例示でござりますが、百万円をこえる部分について、これは名寄せの結果できないといふことになるわけでござります。先ほど申しましたように、匿名でありますとか、あるいは無記名であるとかいうようなものは、これは少額貯蓄の適用を受けませんで、一五%の源泉を取られている。

金融機関の目で、一恋のチエツフなどある。それが盡烏ごとの

と思ひたが、主税局長和子の分離課税の場合、二、自然二段は二歳又是幼児の間更に非常二六

かどるがどうとはかなりむすかしい問題だ  
魚、ミ。卵、魚、ミーぶ、ミー、リニ、

るようすに趣旨徹底でござりますが、そのものについては少額貯蓄の恩典を受けないで、源泉で取られているものである、かようなどあいになつてゐるわけでござります。

○類(蘇)蘇秦集

「お義が玉ますか。」

○玄顥(秀)懲罰　この問題は、實は「粗疏特別措置」

いのですが、これは国税庁で名寄せをやれるかやれないか。一部特に何か問題のあった所得者と  
いろいろなものについて、その裏づけ検査という  
ような形でやる場合はあるでしょう。しかし、  
ショットチャウ金融機関に行つて名寄せをやつて、  
そういう資料をびしつと持っているというよりな

の四千四百万もの口数が、人数でこれだけですか

います。それに、五十万円に対する一五%相当

た引き上げ幅が距離によつても若干違つようであ

金でも、大蔵省が自肅を呼びかけても、こういう引き締め段階を迎えるは、より一層、財金を増強したいという気持ちにも銀行もなるというようなことから、そういう制度がある以上は、自肅しきといつたってこれは無理な話で、やっぱり無記名だけつこうでござりますよと言ふんですよ、実際

○豊田政府委員 繰り返すようになります

うものははなはだしくなつて、非常に公平を害す

三七・一一%、それから最高の場合は三十一キロの

第一類第五号 大藏委員会議録第十二号 昭和四十三年三月二十一日

地点におきまして五九・五%の改定率になつております。

○広瀬(秀)委員 大体東京を例にしまして、通勤する者が一番多い区間といふものは何キロ区間くらいが多いですか。

○高橋説明員 これは昨年の五月に、全国でキロ帯別に通勤人員の構成比の調査を行なつておりまます。これによりますと、東京の分も含めまして、全国で一キロから十キロメートル、この通勤距離の地帯で人員で全体の四二・二%、それから十キロから二十キロの地帯で三六・二%、次いで二十一キロから三十キロの地帯で一〇・四%、三十一キロ以上は非常に構成が少なくなつております。結局、二十キロまでのところで全体の七八・四%という数字を示しております。

#### 〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

○広瀬(秀)委員 私がある省の職員組合の人たちに調べていただきたい数字によりますと、現在通勤費のところから通勤しておる人が非常に多い。千何百人とおるわけです。こういうところがかなり今度高率に引き上げられるわけであります。三十一キロからで五九・五%と引き上げられる。

そこで、これは主計局に伺いますが、現在通勤費は最高これまで公務員関係は出しておりますか。

○津吉説明員 お答えいたします。

先生御承知のように、四十一年度の人事院の勧告によりまして、從来月に千百円まで、これは全額支給になります。それからそれをこえる千円につきましては半額、こういうことになりますし、最高限二千四百円ということに現在のところ相なつております。

○広瀬(秀)委員 運輸省に聞きますが、最高限度の二千四百円といふのは、何キロぐらいのところに該当しますか。

○高橋説明員 従来の通勤定期の一ヵ月の場合で、従来の料金によりますと、二千四百円と申し

ますのは三十八キロの地点でございます。それが三千七百円といふことになります。

○広瀬(秀)委員 主税局長に聞きますが、この最高限の二千四百円は課税対象になりませんね。

○吉國(二)政府委員 四十一年から通勤費控除ができましたので、通勤費を受け取つて、このいまの一千四百円の非課税限度であれば控除を受けます。したがつて、課税になりません。

○広瀬(秀)委員 今度、これがおそらく運賃法の改正によって、二千四百円のところが大体三千七百円に上がつてくるわけですね。そうしますと、主税局としては、値上げ分をそのまま見るかどうか。これは人事院の勧告を待つてといふ答えるかも知れませんけれども、しかし、それがいつ出るかわからない。総合予算主義だから、この問題はおそらく織り込み済みであるかどうかはわからぬけれども、そこらのところは一体どうなるのか。これについての所得税の取り扱いはどうなりますか。

○吉國(二)政府委員 先生も御承知のとおりであります。通勤費控除ができると、通勤費控除の引き上げがございまして、それで通勤手当が千六百円から二千四百円に上がつたわけでござります。いままでの慣例と申しますか、実際のやり方は、大体公務員の通勤手当が民間の一番普遍的な平均的なものであるといふので、公務員の通勤手当を最高限度として控除を認めてまいりました。この通勤費控除と申しますのは、通勤費を受けたときに、その中で限度までを控除するといふのが勤手当でございます。それが四十一年度の改定によりまして、千六百円までは全額、それをこえる千六百円につきましては半額、こういうことになりますし、最高限二千四百円といふことに現在のところ相なつております。

○広瀬(秀)委員 通勤手当が上がるわけでありまます。これが暮れになつてもなかなか片づかぬという状態だ。ところが、四月からもう現実に通勤費といふものは引き上げられてくる。そうすると、その分だけは少なくともたいへんな不利を税制の面でも受けざるを得ない、実質

○広瀬(秀)委員 総理府の人事局、来ておりますことは、いま運輸省から言われたとおりであります。これに対して一体どうされるおつもりなんですか。その点を伺いたいと思います。

○吉國(二)政府委員 ただいま主税局長からもちよつとお話をありましたように、従来の方針としまして、通勤手当、これは公務員給与の一環としまして、人事院の勧告を待つて措置するといふ方針であります。

○広瀬(秀)委員 現実にはそういう段取りがあると、つきまして、それが民間の給与にどうはね返るかを人事院のほうで実態を調査しまして、それに基づいて人事院の勧告を取り入れられて出てくれば、政府としてはそれを尊重して措置するといふ方針になると思います。

○広瀬(秀)委員 現実にはそういう段取りがあると、つきまして、これが民間の給与にどうはね返るかを人事院のほうで実態を調査しまして、それに基づいて人事院の勧告を取り入れられて出てくれば、政府としてはそれを尊重して措置するといふ方針になると思います。

○吉國(二)政府委員 先生も御承知のとおりであります。いままでの慣例と申しますか、実際のやり方で、公務員は出費が増していく、こういうことでやむを得ない、こういう見解ですか。

○吉國(二)政府委員 これはちょっと手当でのしか通勤費が出来ないわけですね。二千四百円までしか通勤費が出来ないわけですから。出た分までは全部まかなつているわけです。

○吉國(二)政府委員 そういう場合に、何らか機動的な税制における手を打とうと思えば打てる。だと思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろいろな通勤帯もありますよ。しかし、この辺まで思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろいろな通勤手当がありますよ。

○吉國(二)政府委員 やはり人事院の勧告があまりますから、交通費が上がつた場合に、一体どの程度の通勤費の引き上げが行なわれるかといふことがまず問題でございます。その調査は、現在のところ最も権威のあるのが人事院の調査でござります。調査が終わつて勧告があり、それが政府の制度として織り込まれるという段階をとるわけで、私どもとしては、今までの慣例から申しましても、通勤手当が上がるべきものだ、こう心得ております。

○吉國(二)政府委員 いまおっしゃいました点でござりますけれども、この通勤費の規定を読みますと、「給与所得を有する者で通勤するものがそ

貨金がその点でも下がる、こういふことになるんじゃないですか。

○吉國(二)政府委員 先ほども申し上げましたように、この通勤費控除は、通勤手当を受けている場合に、その中で限度額までを控除する制度でございますから、人事院の勧告によつて公務員の

通勤手当が上がらない限り控除のしようがないとすることになるわけでございます。ですから、これはどうしても通勤手当を上げて——そんな言い方をしてはいけませんが、通勤手当が上がるといふことが前提になるわけです。

○吉國(二)政府委員 ですから、そういうことで何らかの便法なり何なりといふようなものは一切考えられない、あくまで人事院の勧告があり、国会でそれが議決をされて給与法が改正されるということがなければ手の打ちようがない、みすみすその分は公務員は出費が増していく、こういうことでやむを得ない、こういう見解ですか。

○吉國(二)政府委員 これはちょっと手当でのしか通勤費が出来ないわけですね。二千四百円までしか通勤費が出来ないわけですから。出た分までは全部まかなつているわけです。

○吉國(二)政府委員 そういう場合に、何らか機動的な税制における手を打とうと思えば打てる。だと思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろ

いろな通勤手当がありますよ。しかし、この辺まで思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろ

いろな通勤手当がありますよ。しかし、この辺まで思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろ

いろな通勤手当がありますよ。しかし、この辺まで思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろ

いろな通勤手当がありますよ。しかし、この辺まで思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろ

いろな通勤手当がありますよ。しかし、この辺まで思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろ

いろな通勤手当がありますよ。しかし、この辺まで思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろ

いろな通勤手当がありますよ。しかし、この辺まで思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろ

いろな通勤手当がありますよ。しかし、この辺まで思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろ

いろな通勤手当がありますよ。しかし、この辺まで思ふのです。現実にそういうように今まで同じ条件だ。これは通勤距離や何かでも、いろ

の給与に加算して受けける通勤手当（これに類するものを含む）のうち、一般的な通勤者につき通常必要な額であると認められる部分として政令で定めるもの」、こういう規定のしかたでございますので、「加算して受ける通勤手当」というのが前提になつておるわけですね。もちろん通常必要なものというものはどの程度かといふのはなかなかむずかしいところでござりますが、いまのところ人事院の調査が一番妥当であるということです。そういう御説明もし、御了承も得てやつておるわけです。ですから、人事院の勧告が出ますと、一応その額がきまる。しかし、それが実際に払われるまでは、公務員としてはどうにもまけようがないという結果になるわけです。

○広瀬（秀委員）この点、何ばやつてもやる気が

さればだめなことであつて、やる氣があれば、そういうものに對して臨時特例法をつくるなり何なりといふよくなことでそういう問題に対処するということはなきやならぬだらうと思うのですね。これは大臣が来てから大臣の見解をお聞きしたいと思いますので、保留しておきます。

次に移りますが、青色申告の専従者控除は完全に移りますが、白色申告の場合に給与制のことしから移行する、は今度は専従者控除の引き上げがございませんんで、配偶者控除よりも一万円逆に少なくなる、いろいろ事態になりますね。

○広瀬(秀)委員 このことはけさも横山委員からも追及がされましたけれども、青色申告においては完全給与制に踏み切った、これはまあ非常に英断であつて、私どもも賛成だたわけで、これはたゞへんげつこうだ。白色申告とどうしても区別しなければならないこの妻の専従者としての立場を給与制に踏み切ること、あるいは少なくとも一般の配偶者控除よりも若干高いところに専従者控除を白色申告の場合にあ設けるといふ、そういう配慮が当然あつてしかるべきだと思うのですね。本來ならば青色申告と同じように給与制というものを常識の範囲内において認めていい、青色申告

と同じような基準において認めるということが筋  
だろうと思いますが、いずれにしても、少なくとも  
も一般の配偶者控除よりは高いところに設けるよ  
うのが当然の筋だろうと思うのですが、これを  
引き上げをしなかつた理由というのは一体何ですか。

○吉國(二)政府委員 御承知のとおり、完全給与制の前提は完全な記帳が行なわれているといふ前提で完全給与制に踏み切ったわけでございます。青色申告の場合は給与として支給するという前提で、しかも二十四万円の限定がついておりましたので、それは何と申しますか、実際に出していふ、記帳もはつきりしている給与を否認するのはおかしいのじゃないかということで、適正な給与

色申告者の妻が、税務課に妻の名前をつけておられる事も、これもまた無理がござりますので、これほんやむを得ぬのじやないかという感じがいたしまして、のと、それから御承知のとおり、去年の改正では、白色申告者は簡単に青色申告になれるようになりますが、簡潔なたとえは現金主義の記帳も認めまして、できるだけ青色申告になつて正しい記帳の上に立つて税務申告ができるようにといふ配慮をしておりますので、できるだけこの際青色に移つていただきたいなどいうことが適切な解決ではないかとう感じもするわけでございます。

○広瀬(季)委員 そうしますと、取り立ててその理由はないけれども、白色申告から青色申告に移したいという政策配慮がその一万円の差をつけますことになりますか。

○吉国(二)政府委員 無理やりに青色にするためにしたわけでは決してありません。さつき申し上げましたように、青色申告の完全給与制というものがはたしてどの程度の控除額としてあらわれるのかという実績を十分検討した上で白色に対して答えるを出したい。しかも、それでは白色が気の毒だという声があるので、住民税、事業税が必ずかかるわけですから、その面で三万円ずつ控除をあげていこうということで、所得者全体としては国民税、住民税全部含んでいるわけでございます。そ

か、白色申告なるかねえに月一万二三千円ぐら  
いのところしか認められないのだ。こういうう  
うな差といふものは、青色になんか移れないとい  
う人たちにとって、これはどう見てもやはり不  
公平だと思うのですよ。青色に移るだけの余裕  
があればいいけれども、夫婦で商売をやっていると  
たちはなかなか困難であります。そういうものに  
対してこれだけ差をつけなければならないといふ  
具体的な理由は何もないのではないか。この点に  
ついて少なくとも来年あたりはかなり大幅に改善  
する気持ちがありますか。

○吉国(一)政府委員　白色申告の場合は、青色申  
告の場合と違いまして給与を支給しなくても定額  
の控除があるわけであります。それだけに控除額  
といふのは青色の場合とかなり意味が違うと思  
います。来年度どうするかという問題は、青色申  
告についての実績は、税務署にすべて支給基準がは  
てまいります。わかつておりますから実績はか  
りはつきりつかめると思います。それらを通じて  
判定をしてまいりたいと思っております。

○広瀬(秀)委員　倉成政務次官、あなたは政治室  
として、いま私が質問した問題についてどうお察  
えになりますか、これについてよき御返事を聞い  
て私の質問を終わりたいと思います。

ここで均衡をとっているのだと、ハルヒヤマがいなす。  
○広畠(秀)委員 そういう説明ではやつぱり納得できませんね。少なくとも青色申告に移るといふことは経営の近代化という面でも当然のことだと思います。

○倉成政府委員 青色と白色と若干区別があるのは当然だと思うわけです。やはり記帳した人との関係で、給与所得控除が若干、それぞれ定額控除はじめ最高額等についての改正が行なわれることになつたわけありますけれども、率直に申し上げて、給与所得控除とは何ぞや、給与所得控除とは一体どういう性格のものであるか、その定義、性格、これをひとつまず御説明をいただきたいと思ひます。

最初に、私が取り上げたいと思いますのは、給与所得控除の問題であります。今回の税法改正で、給与所得控除が若干、それぞれ定額控除はじめ最高額等についての改正が行なわれることになつたわけでありますけれども、これもまた、夫婦二人で一生懸命やつていらる、これをもう少しめんどくを見たらどうかといふお気持ちはよくわかりますので、十分検討いたしてみたいと思っております。

○広瀬(秀)委員 それじゃこれ一問で終わります  
が、主税局長なりまた政務次官、これは青色申告の完全給与制といふものの実態をもう少し様子を見る、それで非常に差がつき過ぎている、こういう実態が明確にあらわされたという確認といいます  
か、あまりにも不公平じゃないかと思われるよう  
な数字が出た段階においては、白色申告の専従者  
控除についてもかなり前進的に検討をしてまいり  
こういう気持ちであると了解していいわけですね。  
○倉成政府委員 さとうでござります。

○広瀬(秀)委員 以上で終わります。

○田村委員長 平林潤君。

○平林委員 いろいろと聞きたいことがあります  
けれども、まず簡単な問題からお尋ねをしていき  
たいと思います。

は、一つの権威あるものといたしまして、シャウプ勧告のときにこの給与所得控除が問題になります。そして、シャウプの考え方では、給与所得者だけが控除を受けるのは適切でないというような考え方があございました。それに対して、日本の従来の制度からの理由といたしまして、一つは、給与所得者といえども勤務を完遂するためには必要な経費があるはずだ、その経費というの是非常にこまかくあるいは計算ができないかも知れないが、その概算控除的な意味としての控除は当然必要である、これが第一点であります。

第二点は、源泉徴収を受ける給与所得者の場合は、三期に分けて申告納税する場合に比べて、やや利子の分だけ前取りされている結果になるということで、その利子相当分に対する報償が必要であるということが第二点。

第三点といたしましては、資産を持つて事業を営む事業所得というものは、資産と労働の結合した所得である。ところが、勤労所得といいうのは全く勤労だけの所得であるので、そこに担税力の差異があるのでないか、そういうものをばく然と含んで控除を考えるべきではないか。

この三点ぐらいが給与所得控除の原因と申しますが、理由であるということを解明をいたしました。それで給与所得控除が残ったという経緯がござります。私ども考へても大体そんなところじやないかと思ひます。

○平林委員 大体そんなところではないかといふ解説があつたわけありますけれども、一体、今日所得税の負担といいうものがたいへん重い。そしてまた、国民の生活に税金が食い込んでおるという状態になつてしまりますと、この給与所得控除をもう少しいろいろな比較の面において妥当なものにする必要があるのではないだらうか。今回の改正といいうものは、それではいまお話しになつた給与所得を得るために概算控除、あるいは源泉徴収を受けている他の事業税その他申告者と比較しての不利な面、つまり利息相当分、資産を持た

ない階層であるから担税力が弱いところを介して上がっているのか。いわば概算控除的なものはどちらもあるのか、それからまた利子相当分といふようなものは一体どんなふうに計算して、どのくらいの割合なのか、どうでしょうか。ある程度ぱく然として、大体そんな見当だなんていうことでわれわれはやはり税法を取り扱うわけにまいりませんので、その点、もう少し明確なお答えをいただきたいと思うのです。

○吉國(一)政府委員 いま申し上げたのは、給与所得控除を認める理由のものでございます。もしこれがわかるのならば、それぞれ分類をして何々控除といえるしろものではないか。要するに、そういうことはなかなか計算できないところが給与所得控除のむずかしさでございまして、そこで給与所得といふものの課税の実態、事業所得の課税の実態等を勘案しながら、具体的に妥当なる数字を求めるということが課題であるかと思います。したがつて、どれがどの金額であるということが明確にできないのがこの給与所得控除のむずかしいところだと思います。

○平林委員 抽括的にいえば、そういう分類といいますか、積算根拠を明らかにすることができるないものだから給与所得控除として概括的に控除してあるのだ、まあいわばわからないと、こういうことですけれども、そういうことをやろうと努力をしたことはあるのですか。一応こんな見当でしゃべることでいいかというふうな試算の努力はしたことがあるのですか。全くなくて、ぱく然とそりやつてきまつちやつてきているものでしようか。何か努力してあれば、ある程度見当がつかないものではないと私は思うのですけれども、そういう試算はやつてみたこともないんですね。

○吉國(二)政府委員 いま申されたのは、実はこの問題については何と申しましても税制調査会でも中心課題なものですから、何回もいろいろ検討いたしましたが、結局長期答申の答えでも、いま私が申したことは、それぞれ根拠があるけれど

も、それを具体的に数字にする」とはむずかしいので、「これらの困難を解決する唯一の手段としては、結局画一的であつてなんらかの基準によつて概算的に控除を認める給与所得控除による方法以外にはないと考えられる。」こういふことを言つてゐるわけであります。

そして、努力をしたかというのではなくはだいぶ昔でありますから、やつたのでござります。何とか給与所得控除を引き上げようじゃないかといふので、私どもがまだもつと若いころでありますから、一生懸命全部の職員がモデルになつて書き出したのでござりますが、遺憾ながら、それを出してみましても、どうもここでごらんに入れるようない数字が出ない。給与所得者の必要経費を厳密に洗いますと、なかなか出てこない。やはり全体の課税水準というものを考えながら、収入金額の一定割合を徐々に合理化していくよりほかないのではないかと思はないと、こういうことになるのではないかと思ひます。

りますところでは、概算経費控除的なところがやはり一番大きい理由だと思いますので、そういう意味ではいまの控除の頭打ちがあまりにも下のほうにあり過ぎるのじゃないか、所得があまりにても下のほう以上はもう無経費だというのも、ちょっとあります。この程度に置くかが今後の問題じゃないかと思います。

○平林委員 私は、この給与所得控除の沿革をいろいろ調べてみたのですよ。昭和十年当時は収入

金額が一万二千円以下の人に限つて六千円まではそれから給与所得に対する何多べらいが適当かといふようなことは、そういうところをいろいろ詰めていくよりしようがないのじゃないかと感じ持つております。

○平林委員 いまお話しになつた中で、私は次の疑問は、給与所得控除の内容から見て、現在の制

度では最高額をきめておるわけですね。今度二十八万円にするのですか、これは所得がだんだん違つてきても同じようにそれでやる、これは一体

どういう理由かということを私は実は聞きたいのですね。もしも給与所得を得るための概算控除の部分があり、かつ源泉のための利子補給分もあり、そしてまた第三の理由は、資産を持たない担税能力という点からいくとやや欠くるところがあるかもしませんが、一、一の例を見ましても、

最高額を頭打ちにしておるということにはやはり一つの矛盾がある。そこで、私は給与所得控除全般について見直す必要があるという考え方を持つたわけでありますけれども、最高額を限定している

という理由はどこにあるのでしょうか。

○吉國(二)政府委員 これは沿革的なものもございませんし、同時に、ある程度所得を得るというた

めの経費というのは固定しているという部分がござりますから、確実に給与所得に比例するとはいえないと思います。だんだん大きな所得になつていけば給与所得の経費というものが減つていく

といふのは一種の常識で、その常識をどの程度に反映していくかということで限度額を置くのはやむを得ないと思いますけれども、その限度額をどの程度に置くかが今後の問題じゃないかと思います。

○吉國(二)政府委員 これは最初に申し上げたよ

うに、理論づけでございまして、これがこういう理論で基礎づけているということでござります。

そこで二十二年に限度という形にしたのは、これは分離が総合所得税に変わったという関係で前の制度を読みかえたわけです。やはりある程度の限

度といふものは、いわば経費遞減の法則から出てまいります。それを税の上でミニマムまで書くわ

けにいかないので、二割、一割ということで、次はゼロ、こういうことで技術的に解決している、

こうお考え願うよりしようがないのじゃないかと思います。ですから、おっしゃるように所得があ

る、所得水準がふえると、理論的にも経費の部

分もふえるのではないかという推定は成り立つ、それがこうやってだんだん給与の所得控除が上

がつてきただんだんと思ひます。

ただ、一方において、さつき申し上げましたよ

うな担税力とか、三つばかり申し上げましたが、

よく世の中では、事業所得は把握が悪いのだ、だから公平のために引きという議論もあるのです

が、それはどうもそこまではやれない。なぜかと申しますと、そうやれば、申告所得税のほうは給

与所得相当分ぐらいは割り引きして申告すれば済むのだということになつたのは、申告納税制度

は成り立ちませんから、やはりこの三つぐらいを申しますと、そうやれば、申告所得税のほうは給

与所得相当分ぐらいは割り引きして申告すれば済むのだということになつたのは、申告納税制度

は成り立ちませんから、やはりこの三つぐらいを

一つの理論として、そうして妥当な数字を検討していよいよしようがない、こういうことだと思ひます。

○平林委員 理論づけが、從来の例では非常にあ

いまいだということはお認めになると思うのです。いまのあなたのよろんな理論づけをいたしまし

て、七年間ほつておいた、二十二年の場合も

七年間、それから昭和三十一年以降も七年間ほ

うつてあつたということは、あなたの言われた理

論づけといふものは崩壊をしておる。これからは

やはりその理論づけをしっかりと給与所得控除

といふものを考えていかねばならぬなというお考

えはあるのですか。

○吉國(二)政府委員 おっしゃるとおり、私ども

もできるだけ給与所得控除といふものの性格づけ

をはつきりしたいという気持ちは持つております。

その点がいつも所得税の問題の中心問題になります。その点は事実であります。今後税制調査会等でも

この点をもつと掘り下げて研究していただきました

い、かように思つております。

○平林委員 もつと検討していただくというお話

ですからこれ以上言いませんけれども、私は、現

在の一般的のサラリーマンが、今回の法改正によつて行なわれる定額控除にいたしましても十分では

ない。このごろのサラリーマンは、やはり月給を

二年、昭和二十五年、昭和三十一年と、だんだん

なんです。この最高限度額というものが生まれてきて

きたのが昭和二十二年の改正であります。そのと

ときには一万一千五百円というふうにきめられ、二

十五年には三万円にきめられ、三十一年には十二

万円に定められ、いま改正する前は十八万円、

二十二万円、二十八万円と、こうなつてゐるわけ

なんです。ところが、何を根拠にしてこの最高

額——さつきのお話しの理由ならば、ある程度何

かを基準にしてスライドしていくといふようなこ

とがなければならぬはずなんですね。だつてそ

うでしよう。その所得を得るための概算控除といふことを前提にすれば、時代とともに所得の金額が多くなつてくるのだから、それに対する概算控除も多

くなるはずだ。また、源泉の分であるということ

ことになれば、時代とともに所得の金額が多くなつてくるのだから、それに対する概算控除も多

くなるはずだ。また、源泉の分であるということ

を前提にすれば、その分もふえてくるはずだ。と

ころが、最高額をきめた昭和二十五年から二十六

年、二十七年、二十八年、二十九年、三十年、三十一年、七年間三万円で据え置かれているわけで

す。その後昭和三十二年にも最高が十二万円になつたけれども、三十三年、三十四年、三十五

年、三十六年、三十七年、三十八年と七年間据え

置かれているわけですね。そうすると、あなたは

は、これは大体統括的にいえば給与所得を得るた

めの概算控除であり、源泉をやるという意味で、あとで一括やる人たちは違つて、利子相当分の

補給の意味もあると言ふけれども、理屈になつてないじゃないですか。だから私は、あなたは定義

されたけれども、従来の沿革から見ると、そういう

ような定義に當てはまつていませんといふの

えはあるのですか。

○吉國(二)政府委員 おっしゃるとおり、私ども

もできるだけ給与所得控除といふものの性格づけ

をはつきりしたいという気持ちは持つております。

その点がいつも所得税の問題の中心問題になつてゐます。

そこで二十二年に限度という形にしたのは、これ

は分離が総合所得税に変わったという関係で前の

制度を読みかえたわけです。やはりある程度の限

度といふものは、いわば経費遞減の法則から出て

まいります。それを税の上でミニマムまで書くわ

けにいかないので、二割、一割ということで、次はゼロ、こういうことで技術的に解決している、

こうお考え願うよりしようがないのじゃないかと

思います。ですから、おっしゃるように所得があ

る、所得水準がふえると、理論的にも経費の部

分もふえるのではないかという推定は成り立つ、それがこうやってだんだん給与の所得控除が上

がつてきただんだんと思ひます。

ただ、一方において、さつき申し上げましたよ

うな担税力とか、三つばかり申し上げましたが、

よく世の中では、事業所得は把握が悪いのだ、だから公平のために引きという議論もあるのです

が、それはどうもそこまではやれない。なぜかと申しますと、そうやれば、申告所得税のほうは給

与所得相当分ぐらいは割り引きして申告すれば済むのだということになつたのは、申告納税制度

は成り立ちませんから、やはりこの三つぐらいを

一つの理論として、そうして妥当な数字を検討していよいよしようがない、こういうことだと思ひます。

○平林委員 理論づけが、從来の例では非常にあ

いまいだということはお認めになると思うのです。いまのあなたのよろんな理論づけをいたしまし

て、かなり経費がかかるわけです。昔は弁当を持つ

ればいかぬですよ。世の中が少しへになつてく

ればいかぬことになつておりますから、洋服の消

耗率だつて昔とは段違いだと思うのですね。くつ

だつて、ときどきはがされてまた買いかえしなけ

を免れることはできないのじやないかと考えるわけでありまして、ひとつ税制調査会には頭のいい人もたくさんいるし、吉國さんも若いころおやりになつたということですから、もう一回この問題はやり直しをしていただいて、次の機会にはもう少しはつきりした、論旨明快なる御答弁ができるようには期待をしておきたいと思らのであります。

ただ、ついででありますからもう少しこの問題について聞いておきますと、一時税制調査会でも、ただいまのような議論があつたかどうかは知りませんけれども、課長さんだと部長さんだとかいうような人は、一般的サラリーマンと違つていろいろな支出がある。まあ課長さんぐらいたると、部下の者が結婚でもするとお祝い金を千円包むか二千円にするが苦労するでしょう。それから、おい、きょうは結業をやれと言つても、課長の尊嚴を維持するためには、たまには焼き芋屋ぐらいは連れていって一ぱい飲ませなければならぬということもあるでしょう。中には、慰安会や何かがあって会社がどこかへ旅行するとすれば、課長さんきょうは一ぱい出るでしょうと言われて、よけいお祝い金ぐらい包まなければならぬ。これがいまの生活状態だと思うのですね。ところが現在、これも必要経費というかどうか、ことばの語源は別といたしまして、給与所得控除が今まで最高二十二万、今度は二十八万に抑えられるわけですね。一般的サラリーマンの定額控除、それからペーセントによるもの、最高額を比べますと、ややその点については一般の感じからいって何とかすべきものではないかといふ議論は私はあり得ると思うのですね。これについて大蔵省はどんな考え方を持っていますか。

○吉國(一)政府委員 いまのお話は、実は私来る前でございましたが、税制調査会の中にそういう議論があつたのかどうか、それを反映して朝日新聞が紹介をしたということらしいのでござりますが、それが非常に話題になつたところを見ると、そういう要望が強いなということは当然わかるの

でござります。いまの必要経費論といふものも時代とともに進歩するはずであります。給与所得者の必要経費といふものの見方も、社会生活が変わつてくれば変わつてくると思います。それが最近盛んに給与所得控除が引き上げられてくる理由でもあるかと思います。先生おっしゃったように、昔は七年に一ぺんぐらいしか上げない。給与所得控除というのはほんとうはないのだといふくらいの気持ちがあつたのかもしれません。しかし、給与所得控除が給与所得者に対しては一つの理屈のある控除であるという感じが出てきたのが最近の姿である。そういう意味で、今後給与所得控除に対する考え方をより深めていくつもりでやつていただきたい、というふうに考えております。

いうかつこうをとつてゐるところも、定額控除や選択を認めて、実際の行政では定額控除だけになつてゐるといふのが実情であつたりいたしますので、やはりこういう個別の経費控除といふことは無理だという結論が出ているわけあります。どれくらいに分けるかということはやつてみてはおりません。

○平林委員 これも、先ほど言いましたサラリーマンのいわゆる給与所得控除、俗にいえば必要経費の検討と同じように、近い機会にやはりある程度皆さんの中でも研究をしてもらいたい。

ただ、そこで実は注文をしておきたいわけですか。いきなりこの問題を取りつくと、やはり別な意味の批判が出てくると私は思うのです。それはなぜかといふと、いまの七十万くらいの法人の中の三等課長あるいは三等に通するかどうか知らぬが、もつとひどい重役さんや役員みたいなものもありますし、ある程度一流、二流くらいの役村の人もあるし、いろいろあります。ただこれを一つの大きな会社を例にとりますと、直ちに課長だからこの程度必要経費が要ります、部長だから要ります——大蔵省や各官庁は別にして、民間のほうをやる場合に、ある意味ではそろした経費が会社の交際費という形で落とされているということを十分考えていかなければならぬのではないかと思うのです。昨年でしたか、国税庁が昭和四十一年度の年間の交際費を発表しておりましたね。大体金額では五千九百億円ぐらいになつたでしようか、全法人七十万の総売り上げ高といいますか、そういうものが、所得が三兆円をこえるとすれば、その交際費は約五分の一。私、かつて問題にしたことがあるのですけれども、こうした株式会社の配当金と大体同じくらい交際費を使つておる。国家予算で見れば、五千億円も六千億円ものお金を使つとということになると、去年あたりの予算でと、大体文教費に相当する。文教予算が大体六千億円ぐらいでしたからね。文教予算に相当するものが大体飲み食い——全部が飲み食いとは言いませんけれども、交際費としても使われておる。

ですから、一般的のサラリーマンの必要経費は、これはあれですけれども、役付の人の問題についてある程度矛盾があるのでですから、是正をしたほうが多いと私は思いますけれども、そのときはあわせて交際費についてやはりメスを入れてからでないと、これは軽々には打ち出せないのじゃないかという感じがしておるわけです。そこでいかがでしょうか、この交際費というもののとかね合いどうした問題は考えるといふよな構想に大蔵省は立つておるかどうか。

○吉國(一)政府委員 先ほども申し上げましたように、部課長減税ということを大蔵省がまとめてやつてみたわけではないので、したがつて、いまのようないくわけではないので、したがつて、いまのようないく御意見もそういうことをやつておれば当然考えるべきことだと思いませんけれども、その方向に進むかどうか、これはまた将来の検討事項だと思いますが、もしそういう方向を考えられるとすれば、おつしやるとおり交際費を個人別に問題にするということはあり得ることだと思います。

○平林委員 もう一度給与所得控除の点で取り上げておきたいことがあるわけですから、それは給与所得控除、一般のサラリーマンにとって私は必要経費だと思います。利子とか担税力が弱いといふ点の部分を除けば、いわばその給与所得を得るために必要な経費、こう見てよいのではないだろうか。そうすると、これは担税力の弱い、また自分のからだだけしか資産のないサラリーマンが職場において給与所得を得るために絶対必要額、私はそういうふうな定義のしかたもできると思うのです。この場合、いまのわが国の税制のものでは、課税最低限をきめる場合に、この必要経費といふものを積算の中に入れてない——入れてないというか、主として今日まで議論をされていたのは飲食物費、それがエンゲル係数でどうのうのうといふような理論で、憲法にいうところの生計費にはこれを課税せざる形で課税最低限というのを定めておつたわけありますけれども、先ほど私が申し上げた定義がある程度常識であるとするならば、課税最低限というものは、それも



さんは指導性があるだけに持つてもいいたいと思ふのです。こういふことをやつておるから、いつまでたつても納税者が二千万人だ、あるいは三千万人をこえるという状態が解決できないのじやないだらうか、こう思ひのでありますと、どうなんでしょうかね、これをただ機械的にそなつていいからというだけで上げていいものでしようか。  
○吉國(二)政府委員 先ほど申し上げましたように、所得税の所得再分配機能というものをほんとに発揮させるためには、できるだけ納税人員は少ないほうがいい。そしてその上のほうの税額でも必要な税収が得られることが望ましいということになりますと、できるだけ課税最低限を引き上げて、担税力の強いところから課税する。そのかわりに最初の税率はかなり高いところからいくといふのが理想だと思うのです。そういう意味では、日本の税制では、ほかの国と比べて八%というのはやや低過ぎる。ということで、これは少しずつ引き上げていつたらどうか、ただその場合に独身者などが非常に過酷になるのじゃないかといふので時期を見ておりましたが、最近の三回の改正では、いずれも給与所得の定額控除を引き上げて、基礎控除と合わせてかなりの引き上げが行なわれますので、この際にやろう、事業所得の独身者といふのは全くないくらいですから、これが一つのチャレンスである、そしてできるだけ課税最低限のほうを引き上げるほうに努力を払うというのが私どものお考えでございます。私どもと言つてはいけませうが、税制調査会並びに私どもの考え方でござります。

税の負担というのは、全般の割合から見てそんなに多いものじゃないのですよ。むしろ日本の税制は、もつと高額の所得者の方に対し、担税力のあるところをねらって、それから取れるべき税金のところは取つていって、そういうところは諸外国並みにもう少し軽くしてやる、もう少し若い人に希望を持たせるような税制をひとつやるべきだと思う。私は小さいときやつぱり所得があったけれども、税務署がどこにあるかなんて知らなかつたですよ。実際にいて相当の偉い人でないと税金を取られなかつたのです。これは若い人より世帯主、世帯主より子供の多い人のほうがたいへんだというようなことはわかりますけれども、そのかわり受けるべき恩典も別な意味であるわけですから、昔からわれわれが議論しておりましたように、高校卒業したての子供から税金を取るとかいふような制度は早くやめる必要がある。大臣やなんとかは、いや、そういうことはなるべくやめると言ふけれども、大蔵省のほうが形を整えるために〇・〇五ずつおまけしてふくらましていくんですから、われわれが考える政治にわれわれの希望があちつとも反映していないんですよ。大蔵省は悪いところだと私は思うんですよ。そういう点は、きょうは私もう少し主税局をいじめておかなければならぬと思いまして、この問題を質問しておるわけであります。考えてもらいたいと思うのです。特に年間三十万円の人は今度の税法改正で大体どのくらい税金がかかるんですか。

○吉國(二)政府委員 独身者の給与所得者でござりますと、今度の減税で税額が全部かかることになつてゼロになります。

○平林委員 今まで幾らかかって今度はゼロになるわけですか。

○吉國(二)政府委員 今まで千二百七十四円かあります人、これは私のさつきの計算でいくと三百十一万五千人、これは昭和四十年ですが、かなりとあります。

の数の人でござりますね。その人は一人大体千二百七十円ずつおまけになる。おまけになるといらか、いままでかかっていたものがかかるなくなる。そうすると一月に大体百円ですね。百円だけおまけになる。そこで一月に百円おまけになるんだけれども、これは減税してやるんだからと、政府はいばっているでしょうけれども、春闘というのがあって今度賃金が上がるわけですね。それで日本の労働団体は、総評にしても全労にしても大体七千円から一万円ぐらいの要求をしているわけですね。しかし、年間給与所得三十万円ぐらいのところですと、普通の例でいくと四千円、このごろ若手の労働力が不足だということで大体四千円、いいところは五千円ぐらい上がるところがあるんですね。若い人たちがほしいというので、かれりに四千円アップしたとすれば、せっかく百円減税してくれたんだけれども、今度の春闘で四月あたりに大体賃金がきまつてきますね。これらの階層の人が月給四千円上がつてきたり税金はどのくらいになりますか。

○吉國(二)政府委員 これがそうなるとぐあいが悪いのです。所得のほうは五万円ふえているわけですから、それでなお減税になるようにといふのは非常に無理な話でございまして、所得があふれば税金は上がるというのは当然な話なんですが、そこまで織り込まれては困る。三十万円の人は現状でこれだけかかる、三十五万円以上に上がつたときには、三十五万円ならば幾らかかつたけれども、今度は幾らになつたから幾らになる。こういう計算になるとおもいます。日本のようくに所得がどんどん上がる国はほかにないでござりますから、そこでほんとうをいえば、所得が上がれば現行の累進税率が上がるのではありませんだといふ人が多いのですけれども、それをあえてそれでは上がり方が激しく過ぎるといふので減税をしているというのがいまの実情だと思うのでございます。

○平林委員 や、それは理屈は所得が上がるからそれだけたくさん税金を納めるのはあたりまえだ、こういうことはあっても、いまの国民は政治に何を求めているか。減税といつたら一体どういうことなのかということは考えますと、減税とはやはり自分が今まで納めていた税金より少なくなることが減税だと思っているのですよ。ところが、年間所得三十万円の人は、国会で今度所得税が改正になって減税になつたんだよ、こう言われて、半年からたつて月給袋を見れば、四百円、五百円、また税金を取られていることになるので、これは減税をしたけれどもちつとも減つていらないといふのが偽らざる実感だと私は思う。理屈はあなたの言うとおりですよ。理屈はそのとおりですよ。だけれども、国民生活というのは理屈どおりじゃない。ですから、私の言いたいことは、今度のよくな所得税減税じや足りませんといふことを言っているのですよ。こんなものでは減税といつても、国民党が政治といふものはいいものだな、佐藤内閣といふのはたいしたものだなどいわしませんということを私は言いたいので、今度のことになるわけです。そういう計算になるでしょ。

場合でも減税額は過少ですよ。そこへまた〇・〇九を〇・〇九五に大蔵省の数字合わせによって也要られるのですから、どんな気持ちを抱くでしょかということなんですよ。わかつたですか、主税局長。

○吉國(二)政府委員 たいへん冗談を申して申りわけないのですが、前の主税局長の塙嶋さんが大坂国税局長をやつていてときに、今度の減税でおれの税は減らないでふえたと言つてきました。かつての課長補佐に頭ごなしにやられて頭をかいたことがござりますが、あるいはそういう感情はあるに得ると思うのでござりますけれども、毎年減税をしてきたなどといふことはござりますが、たとえ個人の所得というのは非常な勢いで伸びております。その個人の所得に対する所得税の負担率といふのは、この十数年間ほとんど上がっていないと

ますし、國民はなおそれより輸をかけて考えておるということをしつかり頭に入れて、大体低額の人を、數字を合わせてちょどくあいがよくなるなんということにはあまり固執せずに、それこそそれを七年間くらい延ばしておくような考え方でいいのですよ。さつきの給与所得控除じゃないけれども、七年間はうつておいたときもあるのですよ。方向としてはそりだとおっしゃるけれども、こういふような調整減をやるたびに直すといふような根性は改めて、少し延ばしたらいいじゃないか。一回くらい見送りをしてこの次にしよう、そういうことを、あなた方大蔵省の頭のいい人が発想してやるくらいの気持ちになつたら、大臣や閣僚たちはそれはもうそうなるのですから、ぜひひとつ、そういうことを頭に入れておいてもらいたいのです。

いので、同じようにみな上がるわけですね。そうすれば、たとえば年間所得三十万円くらいのサラリーマンは、みな同じような率で上がってしまうわけでありますから、減税が月に百円ありますても、定期代だけですっ飛んでしまって、それよりも倍になってしまいます。こういう程度のものであるということを、私はやっぱり頭に入れてもらいたいと思うのですがね。そうして、酒、たばこということになりましたならば、政務次官、さつきあなたおつしやっていたでしよう、いや増税にはなつていませんと、こう言うけれども、増税といふことは、厳格にいえはそれはいろいろな議論があるかもしれませんのが、國民生活における負担といふものが増加しているということは認めないわけにはいかないと思うのですが、いかがでしようか、政務次官。

○倉成政府委員 先ほどからお答えいたしておりますように、酒、たばこというのは嗜好品でありますから、酒、たばこについて特にそれを飲む人、そういう人に限定いたしますれば、負担が重くなることは御指摘のとおりであります。国鉄定期の部分についても負担がかさむということも御指摘のとおりだと思います。

それがからもう一言渡税の点でありますけれども、実質減税、ほんとうにもう国民が、去年納めたものよりも、ことし納める税金が絶対額で少ないということになりますと、税全体が、それを足してまいりますと昨年よりもことしは少ないということになりますから、それはなかなかむずかしい。理論家の平林先生はもう御承知でおっしゃつておることと思いますが、やはりこれは負担率で考えるべきだと思います。

○平林委員 私は、国民は租税の負担率が何%なんということとはあんまり関係ないと思うのですよ。ですから、現実の問題からひとつ直視して國民生活を考えてもらいたい。かりに国民の租税負担率が二〇%にならうが、二一%にならうが、あるいは一九%にならうが、そういうものとは関係ないですよ。私は消費者物価指数だつてそうだと

思うのです。四・五・六が四・三になつたから暮らしが楽になつたなんて考えている人は統計学者くらいのもので、あるいは統計学をそのままのみにして政治をやろうとする人たちの考え方であつて、国民生活はそれとは関係なく、重い軽い、そして苦しいということを感じておる。それを忘れて政治をやつていつたのでは、私はこれはお役人さんの政治だと考えるわけでありまして、理論だけでは問題は解決できないものであるということを頭に入れてもらいたいということです。

それでは次の問題に移りますが、法人税の問題につきまして、景気調整措置に関して景気調整税制の問題につきましてちょっとお尋ねをしておきたいと思うのであります。

御承知のように、昨年の国会におきましては、景気調整機能を強化するということで、税の面においてもこれをひとつ生かしたらどうかという提案が政府からございました。このときには、景気過熱の期間に一定の範囲内で法人税の延納利子税率を引き上げるということ、もう一つは、過剰投資による過熱景気の期間、合理化機械等の特別償却制度の適用を停止して繰り越すことができるような制度を整備することなどがきまり、かつ、おまけに不況時の場合には合理化機械等の指定範囲を拡大するという措置がきめられたことは御承知のことおりであります。

さてそこで、こういう景気調整機能を強化するという提案をいたしながら、昨年七月以降の景気調整のときには、政府はどうとうこれを活用しなかつた。あのときは金利の引き上げがあり、公共投資も削減せにやらぬ、金融の引き締めもせにやいかぬというようなどきで、この景気調整機能といふものを働かずならまことに絶好の機会であった。私は、これをおもんぱかってこの法律案を提案してきたのかと思つたら、このときお使いにならなかつた。なぜ使わなかつたのか、こういう問題についてちょっと承りたい。

○吉國(二)政府委員 いまおつしやいました前段の延納利子の引き上げの問題は、これは法律上自

動的に適用されることになつております。すでに適用になつております。第二段の特別償却の停止の問題は、これは延納利子の問題と違います。

て、法定歩合の引き上げられている期間で設備投資の抑制をする必要があると認められる期間として政令で定める期間ということではしばらくおるわけでございます。それをなぜやらぬかといふ話かと思いますが、御承知のように、来年度の設備投資の動向というものは、これが一体どういうふうに動くかといふ問題について、私ども専門の官庁ともいろいろ相談をいたしております。何しろ合理化機械といらるのは、いわば資本自由化に備えて企業の体質を改善するという意味で特別に認めている制度でもあるだけに、これをしも一律に引き締めるという段階に立ち至つたときには、当然私どもは発動さるべきものだと思ひます。同時にこの制度は、ほかの一般の投資を抑える上には何の役にも立たぬといふことで、使い方によつては一番先進的なといいますが、最も先導的でなければならぬ、主導的でなければならない投資を抑えるという結果になるわけであります。しかし、それが必要な場合には当然やるべきでござりますが、いまの段階で経済官庁その他いろいろ打ち合わしたところでは、それを一律にやるのはまだ早いのじやないかといふことから、現在まだ発動しておりませんが、制度としては先生おっしゃるように、まさに設備投資が過熱してきて、全般的に、あらゆる目的を越えて抑えるという時期にこれを使うべき伝家の宝刀であるといふことはいえると思います。

○平林委員 予算委員会でもこのことは問題になりました。わが党の北山さんが大蔵大臣にいろいろ尋ねておりました。大蔵大臣の説明によるところ、この法律を発動すると――この法律といふのは、主として過剰投資による景気過熱の期間、合理化機械等に対する特別償却制度の適用停止の問題です。これをやると中小企業に対してその恩恵がなくなつてしまふとか、あるいは過去の必要によつてやつた設備投資の恩典を奪うといふ作用

のほうが大きいとかいうような理由でやらなかつたのだという説明をしているのですね。それならいつやるときがあるのか。

○吉國(二)政府委員 大臣が言われたのは、先ほど私が申しましたように、あの制度は合理化機械を選別的に押える制度になつてなかつた、全部一緒にがしゃつと押えるものですから、の中にはいいかも知れないが、一律であるのだから、中小企業の合理化機械も若干入つております。大臣としては、大企業のほうはびしやつと押えてもいいかも知れないが、一律であるのだから、中企業がいませつからくやつてることを押えることになりはせぬかといふことを言われたことが一つと、過去の分といふのは、あの制度のやり方は、これから設備投資をするのを押えてしまう

といふのではなくて、特別償却の償却額をその年度で押えてしまふということになりますので、前年にやつて、わよどいまでき上がつてきたといふものを押えてしまふといふ効果もあるわけであります。むしろ設備投資をこれからやろうとしているものは全部適用除外してしまう制度になりますと、かなりやりやすいわけで、つまりこれからはもうできない。これは今まで大事だからやれやれといつてできた制度を、今度はいよいよ償却と、かなりやりやすいわけで、つまりこれからはもうできない。これは、いままで大事だからやれやれといつてできた制度を、今度はいよいよ償却のところがあるかもしれません、そういう意味でや使いにくい点はあるかと思います。しかし、制度としては、欠陥といふか、少しきめが荒いということで、欠陥ともいえないのじやないか

と思います。

○平林委員 私は、これは大蔵大臣でも来られたの点を開きたいと思っておるわけでありまして、私は、ある程度国家目的に基づいて景気を調整するといふならば、そんな一へんに何でもできるものより選別的にできるような選択権があつてもいいんじゃないか。そうしなければ、大きく景気調整税制だなんていつてうたい込んで提案をした目的といふものは死んでおるんですよ。総理大臣のようだ、伝家の宝刀だから抜かないほうが切れるのだと言つていたら、これでは目的をもつとも達成しないわけでありまして、そういう措置をやるとどうかなという意味で大臣は言わしたものだと

思ひます。

○平林委員 それならば景気調整機能税制として昨年提案した考え方には欠陥があるのですよ。こゝで、よほどきつい引き締めのときにやるのはこれで確かに必要なことだと思いますが、いまの段階でどうかなという意味で大臣は言わしたものだと

思ひます。

○平林委員 それならば景気調整機能税制として昨年提案した考え方には欠陥があるのですよ。この法律を発動すると――この法律といふのは、主として過剰投資による景気過熱の期間、合理化機械等に対する特別償却制度の適用停止の問題です。これをやると中小企業に対してその恩恵がなくなつてしまふとか、あるいは過去の必要によつてやつた設備投資の恩典を奪うといふ作用

ういう欠陥があるといふことはやはり認めなくてはならぬ。いかがですか。

○吉國(二)政府委員 そこのところは、過当競争的な色彩の強い業界には特別償却自体を指定いたしません、そこは考えたのだと思います。ただ、発動するときに一律でなければならぬといふところが、いまおつしやつたような点が若干あるかもしれません、最後の手段として、牛刀的なところがあるかもしれません、そういう意味でや使いにくい点はあるかと思います。しかし、制度としては、欠陥といふか、少しきめが荒いといふことで、欠陥ともいえないのじやないか

と思います。

○平林委員 私は、これは大蔵大臣でも来られたの点を開きたいと思っておるわけでありまして、私は、ある程度国家目的に基づいて景気を調整するといふならば、そんな一へんに何でもできるものより選別的にできるような選択権があつてもいいんじゃないか。そうしなければ、大きく景気調整税制だなんていつてうたい込んで提案をした目的といふものは死んでおるんですよ。総理大臣のようだ、伝家の宝刀だから抜かないほうが切れるのだと言つていたら、これでは目的をもつとも達成しないわけでありまして、そういう措置をやるとどうかなという意味で大臣は言わしたものだと

思ひます。

○平林委員 それならば景気調整機能税制として昨年提案した考え方には欠陥があるのですよ。この法律を発動すると――この法律といふのは、主として過剰投資による景気過熱の期間、合理化機械等に対する特別償却制度の適用停止の問題です。これをやると中小企業に対してその恩恵がなくなつてしまふとか、あるいは過去の必要によつてやつた設備投資の恩典を奪うといふ作用

かといふことはもう少しきめこまかく検討する必要があります。御意見のところは十分承りまして検討いたしてみたいと思います。

○平林委員 それからもう一つ。法人税の延納利息率の引き上げ、これは法律に自動的になつておりまして、そこは許可制でなくして、半分納めてあと届け出すれば自動的になつてしまふわけです。しかし、金融機関などはあまり使わないので例だつたわけですが、一部の金融機関が今まで使つたとかいわれております。しかし、この月間は、これは法人の一種の権利になつておるわけです。しかし、金融機関などはあまり使わないので例だつたわけですが、一部の金融機関が今まで行なわれておりますが、大体現在のところこの範囲で押え得る、こういうことで發動してないと思います。ただいま御指摘の点は、ここにありますいろいろな合理化機械の種類が非常に多いこと、中にはあるいは景気調整から考えてあまり関係ないじやないかといふようなものもあるかもしれません。そういう点は、ほんとうに景気調整のためにどういう手段を講じたらいい

とめる意味で公定歩合を引き上げて一銭を上げる、こうしたわけです。ですから、おっしゃるとおり金融機関の節度としてはどうかという点はあるかと思いますが、その点は良心的に考えてやつてもらうよりないのじゃないか。制度としては権利でございます。

○平林委員 さつき銀行局長の顔がどこかに見えたからそれを聞こうと思ったが、いまはいませんね。私は、要するに景気調整のための税制として裏づけてやつた以上は、一番大事なところはどこかといつたら金融機関なんですよ。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕  
景気調整をする役割りで一番大事な機関は金融機関なんです。金融機関が延納のほうに有利だわいということにして、その金をよそへ回すようなことをしたのでは、これは何の役にも立たない。主税局長はその点もつと怒つて、そうして銀行局に文句を言わなければ、せつからく提案をしたことがしり抜けになるということに相なると私は思う。そうすれば、やはりこれを使って効果を果たそうと思えば、そうした面の配慮がなければならぬ。それを放置しておつたのでは、こういう措置は満足に働かぬといふことになるわけです。そういう点を考えると、こ

の面についての調整も何らかの形で必要でないだろかと考えるのですけれども、これは銀行局長に少し注意してもらいたいと思うのです。  
○吉國(二)政府委員 いまのおっしゃるところで、吉國(二)政府委員は、いまのところは金融機能で動かそうということで公定歩合と連動させたわけでございますね。ですから、その点ではほかの企業も同じことで、ほんとうをいえば国策に順応してくれればいいのですけれども、自分の金利といろいろにらみ合をして有利なほうをとるというの企業としてはやることなんですね。ただ、金融機関といふものはこういうときに全体として協力するのがほんとうであるという意味では、実は銀

行局のほうに主税局のほうからも注意をして、そろいうことがあつてはおかしいじゃないかといふようなことは言つてゐるのでござりますが、おそれるかと思いますが、その点は良心的に考えてやつてもらうよりないのじゃないか。制度としては権利でございます。

つ適當な資料を後ほど提出をしていただきたい、大いに自肅の実をあげていただくように銀行局は指導すべきである、こういうことを申し上げておきたいと思う。

では、ほつほついいそうですから、最後の点についてちよつとお尋ねをいたしたいと思います。ついでちよつとお尋ねをいたしたいと思います。

○田村委員長 わよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田村委員長 では、速記を始めて。

○平林委員 所得税法、法人税法の問題について質疑を重ねてまいりましたけれども、最後に、もう一つの問題でちよつとお尋ねをしてまいりたいと思うのであります。

それは政府のほうでは、昨年来ことしの予算案を編成するに際しまして、財政の硬直化といふことをしきりに唱えまして、特に大蔵省を中心に開拓がいろいろ検討され、今度の予算案の中いろいろな構想が織り込まれたことは御承知のとおりであります。そこで私は、この大蔵省、政府が唱えた財政硬直化、あるいは西ドイツの例をよくとらえまして問題を指摘をしたわけでござりますけれども、大蔵大臣は、ほんとうにいまの日本の財政はのつびきならぬところまで來ているのか、西ドイツの経済と同じような道をどうしても歩まねばならぬから総合予算主義もとらにやならぬし、あるいは国民に対していろいろな受益者負担をかけるとか、あるいは間接税の増税をして、実質的には所得税と差し引きして実質減税ゼロといふような形でいかなければならぬ、そういう手だと思つたために行なつてゐるのです。

〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕  
西ドイツも確かにいわゆる財政の硬直化によりまして予算の編成難におちいりまして、いまいろいろ手当てをしておることは承知しておるのでありますけれども、西ドイツと日本の経済、財政硬直化といふものの中身といふものほんと違うといふうに私は思うのですけれども、大蔵大臣はどんなふうな認識を持っておられるか。

○水田国務大臣 中身はこれは確かに違つてございましょうが、しかし、いざれにしましても西ドイツと日本と同じように、予算の膨張圧力といふものが、これが年々やはり強まつてきたことが一つ。それから日本より一步前に経済が成長をしましたが、やはり成長時代のいろいろな慣習そのほかを断ち切れないで、硬直化の原因を除去しないで積み上げてきたといふことが、最後のああいうとこ

うに来た原因だらうと思います。そこで、そういう財政が硬直化してきたときに、経済の調整の必要がドイツに起つてきました。起つてきただときに、まだ財政政策がとり得るような柔軟性があればよかったのですけれども、財政政策でそれなかつたというために、全部あげて金融政策にまかせた。こういううために、これは非常にきつい経済の収縮を来たして、今年度のことときはドイツは成長力がマイナス何%ということで、ほとんど国際の経済の成長力も確保できなかつたというように、財政が硬直化した場合に金融政策でしか調節ができるない。これは私は非常にこわいことだらうと思いまして、日本も、いざというときには財政政策を柔軟性にとれるようになりますためには、やはり公債の依存度というものをできるだけ減らしておかないと、いう措置がとれないというふうに私は考えて、今度もこの点に非常に重点を置いていたつもりでござります。

○平木委員 この間予算委員会で公述人の意見を私ちょっとと聞いておったのですが、正木さんが述べられたことに特に私は関心を強くしたわけですか。いまの日本の財政というものは大蔵省の言ふやうな財政硬直化、財政の危機といふにはなつてゐるかどうか、むしろ財政の危機といふよりは、いまの政府の認識というのがそうではないのか。たとえば歳出面の硬直性といふ面だけをひとつ考えてみますと、歳入の面で税収の伸びる力が大きい、大きいときには実際にその歳出がある程度伸びても、それはある程度の調整をすれば切り抜けていけるのだ。そういう意味では日本はまだ歳入面で税収の伸びる力が大きい、起債力もある。そういう意味では歳出がかなりふえてもそれ自体財政危機に発展するかどうかといふ点疑問があるといふような説を述べられていました。私は今度の予算におけるいろいろな政府のとつた措置と西ドイツの場合と比較してみたのでありますけれども、西ドイツがいわゆる財政の硬直化といって歳出の面で固定的な部面ほどの面に一番強くあらわれてきたかなどといふと、社会保障が大体二五%くら

いどうしても固定経費の中に占めておる、これ非常に大きい。那次は防衛費が二六%占めておる。その次に大きいのは公共事業の一〇・八%くらいで、あとは恩賜費にいたしましても、国債費についても、あるいはベルリンの援助費についても、文教費についても、賠償の援助費についても、あまり大きな数字にはなっていない。ところが、日本の財政の硬直化の要因、固定化した歳出の面を見ますと、一番大きなものは公共事業費の二〇・一%，それから社会保障は一四・五%位くらいでありますから、西ドイツの二五・七に比べるとまだまだ割合というものが少ない。それから日本では地方交付税交付金が一八・四%を占めている。これは非常に大きな部面を占めておるわけでありますけれども、概括していふことは、日本がまだまだ公共事業の面におきましては西ドイツの固定経費と比べて非常に大きな違いがある。この公共事業が、ことしの予算自体から見合いましても、ある程度小さくなつてもまだ相当な大きさを占めておる。同時に、さつき私議論しておったのですけれども、日本の場合は設備投資はまだ強い力を持つておる。こういうことを考えると、西ドイツが財政危機になつてきた理由をいろいろこまかく分析してみますと、日本とはかなり違う面がある。違う面を総括的に言いますと、日本ではまだ設備投資熱がかなり高いし、それからまた公共事業も相当の割合を占めている。固定経費の大いものは先ほど申し上げました地方交付税や交付金等であつて、その他では大体同じようなことになつておる。そうすると、私は、昭和三十年代のようない度成長ということは無理だとしても、日本の経済の成長率といふものは一三%とか一四%程度がまだかなり続いていくのじゃないか、こういうふうに思われるわけであります。そうすれば、これはある程度自然増収の面でも、ことしは九千億円ぐらいだつたけれども、来年、再来年も現在の状況が続くならば、まだまだかなり自然増収といふものが期待できるというふうに考へるのであります。

けれども、大蔵大臣のお考えはどうでしようか。  
○水田国務大臣 確かに西独とは違うと言いまつたのは、日本はまだまだそこまで来てないで、おっしゃられるような余裕がまだ若干あると思われます。しかし、私どもが心配しておりますのは、この政府の施策がよろしきを得ないと、いま物価の問題がとにかくございまして、これがどううなでくればいいのですが、ある程度の成長はいたたでしようが、この物価の上がり方いかんによつてはこれが人件費にはね返つてくる。人件費と物価といふものの動きによつて、いまの財政の余裕などといふものは一、二年でへたをすればすぐに全貌が変わつてしまつて、いう危険性をはらんでおりますので、私どもは、いま特に日本の財政の硬直化といふよくなことについては、この物価と人件費との高騰といふことを心配しております。これが高騰すると、経済が伸びても、いわゆる租税の弾性価といふものはどんどん下がつてきて、いまままでのように一方経費はふえるがそれに伴う税収はないという状態になりますので、ちょっと間違つて、この硬直化は、いま余裕があるようですが、もう一、二年で容貌が変わるくらいの心配な要素を含んでおると私は思つております。

○平林委員 財政硬直化の原因について私が指摘したときに、いろいろ公債政策を批判をしたことがありましたね。結局大蔵大臣も、公債発行額はことし縮小して財政に対する割合というのを低めていきましたし、今後大体5%くらいまで下げていきたいというお話ををしておりましたね。その根拠は、私がただいま申し上げたような見通しの上に立たなければ言えないことなんでしょう。ある程度の成長率、そしてその成長率を基礎にして相当の自然増収が期待できない限り公債費の削減といふのはできない、歳出に対する依存度を引き下げるというのはその前提の上に立たなければできないでしよう。そういう意味では、公債の発行を縮小しながら財政に対する依存度を下げていくといふのは、ある程度の税の自然増収ということを頭に描きながらおっしゃったと思うのですけれども、そうでしょう。

○水田国務大臣 それが一つと、もう一つは、やはり既定経費の見直しといいますか、結局は法律、制度に根ざしておる。そこに要因のある点が多いのですから、やはりこれの合理的な見直しといふことをあわせてやることによつて公債の依存率を縮めるということは可能になるだらうと思ひます。

○平林委員 そういう意味で、私は大体今後の見通しについてはそんなに違わないと思うのです。

そこで、私は、今回の所得税法の改正で五千億円ですか、やって、けちな減税だとさつき主税局長にさんざん文句を言つたんですよ。こんな程度の減税なんてとてもだめだというお話をしまして、現実の生活の面からいろいろ問題を提起したわけなんですねけれども、大蔵大臣は、今回初年度五千億円の減税を提案なさつたわけでありますけれども、給与所得者の重い税負担を緩和するた

めには、税制調査会が述べておりますように、今後毎年、少なくとも五ヵ年程度は千億円程度の減税は統けていく必要がある。こうしたことにつきまして大蔵大臣は肯定なさいますか。

○水田國務大臣 所得税については、私どもは一つの公約を持っておりまして、昭和四十五年までにはとにかく課税最低限を百万円まで持っていく、これはそのとおりにやりますが、それ以後も、もちろん引き続き最低限を上げる仕事と同時に、やはり百万円をこえるというところへきましたら、一応今度は税率についていろいろな検討とかいふようなものもあわせてやらなければいかぬ時期に来るのではないかということを考えております。

〔金子（一）委員長代理退席、委員長着席〕

○平林委員 昭和四十五年までに百万円にやる、

その努力は続けるとおっしゃって、また税率の点についても示唆がありましたけれども、私はここに新聞を持ってきておるのだけれども、去年私がやったときには、課税最低限百万円は四十四年に実現をする、百万円まで無税にするのは「四十四年度から実現」というふうに新聞に書いて、これは私が大蔵大臣に質問をやつたときの記事ですよ。「藏相やつと言質 免税点百万円」と、こう書いてある。ですから、正直な話は昭和四十四年までに百万円にしたいというのが大蔵大臣の気持ちである。大蔵大臣、すなわち政府の台所を預かるところの大臣のお話を、いつの間にかこれを忘れちゃって、四十五年になりますけれども、一年間、どうもすり替えられては困るわけなんです。正直な話でやつても、税の成長率、自然増収、そういうものを考えると、それに対しながら、なおかつ減税を続けるだけの余力が出てくると思う。そうすれば正直に、私は四十四年度から実施したいということは、あなたが大蔵大臣をやる限りは、やはりそれを忘れないでいい

てもらいたいのですよ。ほかへ行つて、しばらくして四十五回に言ひ直すことはいいけれども、大蔵委員会、しかも私、平林剛の前では、四十四年にやるというのが正直言つて私の考え方だ、こう言つてももらいたいのですよ。そうすれば、私の質問をこれで終わります。

○水田國務大臣 いま速記録を見ましたし、あのときのことも覚えておりますが、正直に言つて四十四年にやりたい。しかし、はつきりしたお約束はできないので、四十五年というのがはつきりしあたお約束だ、こういうふうに書いてありますので、それは御承知のとおり予算委員会にもいろいろいきさつがございましたし、当委員会にもあって、で、国会のは、それより「可及的速やかに」やれといふことなんだから、「正直言つて、四十四年ころまでに実現したい」ということを私どもも考えております。こう言つているのだから、それを取り消してもらつたら困る。大事にしておかなくてはいけない。さつき言いましてよろしく、四十四年までは実現したいということを、私ども今までできただけ四十五年といわないで、四十四年でも努力するのだと、もう方向をとにかく出せといふこと答弁はしましたが、約束といふことは、ちょっとむずかしいといふことは言つておりますので、やはりいまでもそのつもりでござります。四十五年になつたら百万円といふことではなくて、四十五年なら、いまの状態なら一百万円になりますから、百万円を突破するところの改正はできると思いますが、先はいいのですが、四十四年に百万円といふことは、これは當時も約束してはございません。

○平林委員 四十五年百万円なら、だれでもやるといふことを私は言つているのです。さつきから、この議論をあなたは聞いておられなかつたから、わからぬでしょけれども、四十五年百万円なら大蔵大臣が、国民が期待する減税をやるといふような、やはり物価上昇その他を考へると、四十四年にやらなければ、國会できめた「可及的速やかに」という議決の意味がなくなつてしまふから、四十四年、正直言つてやりたいと思うということを、ここでもう一回言明しておいてもらいたいのですよ。よそへ行つてしらばくれて、四十五年は約束だ、これは自民党が選挙のときの公約ですよ。それはよく知つて、いるのですよ。四十五年までに百万円きたいと思うのです。あまりこまごまとお伺いは

党の約束なんです。しかし、国会では、われわれは、もうすぐに百万円やれと、こういう約束を少し妥協して、「可及的速やかに」それを実現すると

いたしません。大蔵大臣としての所信を承つておきたいと思います。

その前に事務当局にお伺いをいたしますが、配当だけの所得に対する、幾らまで免稅になつてお

りますか。それからいま一つ、四十一年度の法人企業統計で、これが、鐵鋼業に対する税額は何割になつておりますか。この二点をお伺いします。

○吉國（二）政府委員 第一の、配当所得だけの世帯、これは夫婦子三人の場合でござりますと、二百三十六万円までは、課税されますけれども、配当控除が適用になりますので、結果においては税額控除で税額はゼロになります。

鉄鋼業について特別の税率といふものはございませんので、昭和四十一年度であれば税率は三七%でござります。

○水田國務大臣 野党に対しましては、私どもは別に（平林委員「いや、国会」と呼ぶ）別に目標を出しております。四十四年、四十五年にはどう

いうふうにするつもりかと、一応の数字を出せ、計画を出せ、ということがございましたので、そこで

昨年出してござりますが、それによると、四十五年は百万円以上といふことになつておりますが、四十四年はまだ百万円にはなつております。そ

れで、われわれの目標はこうだといふものは出し

てござりますが、できるだけ近づくように努力す

るということは、いま考えておりますので言いま

すが、びつたり四十四年になるかといふお約束はななかむずかしい。十分努力いたします。

○平林委員 これまで私の質問は終わります。

○井手委員長 井手以誠君。

○平林委員 これで私の質問は終わります。

○田村委員長 田村以誠君。

○井手委員 時間がおそくなりましたが、大臣に

質問する機会があまりありませんので、お疲れで

しょうが、しばらくおつき合いをいただきたいと

思います。

きょうは、特に税制の基本、所得税、法人税の経費に入つておるはずであります。経費として税の実効税率についてお伺いをいたしましたときに、一通りの回答がありました。その中には少し説明違いがありやせぬかと思ひます。日本の場合は、実効税率は地方税を加えて四三・七九%であります。一〇・七一%を占めております事業税は、実効税率についてお伺いをいたしましたとき

に、一通りの回答がありました。その中には少し説明違いがありやせぬかと思ひます。日本の場合は、実効税率は地方税を加えて四三・七九%であります。一〇・七一%を占めております事業税

○吉國(二)政府委員 昨日御説明申し上げましたのは、表面税率に對して実効税率が出来ますのは、事業税が損金算入になりますので、表面税率で計算するときは、一〇〇の所得に對して税率が幾ら幾ら、それを事業税と住民税と全部足して一〇〇で割るわけでございますが、實際の実効税率は、一〇〇の所得であれば事業税が一二%、小さいときに九%、六%とそれぞれ違いますが、最高のところでは一二%引かれまして、八八に對して税率が適用になるわけでございます。そうして出しました税額を一〇〇で割りますと実効税率が出て、こういう御説明をしたわけであります。

○井手委員 ただいま主税局長から、日本の法人税の実効税率は、事業税は損金に算入される、経費として落とされるということでありますから、法人税の課税対象にはならないわけです。

そこで、私は大臣にお伺いをいたします。配当所得だけの人には三百三十六万円までは無税になります。先刻お話をあつたように、高校新卒者に対しても税金がかかるてくる。あれほどの膨大な利益をあげておるわが国の鉄鋼業に對して、実効税率はわずか二二%です。この不公平。しかも法人税においては、わが国の実効税率は事業税を引きまと三三%、アメリカは五〇%、イギリスは四〇%、西ドイツは四九%、フランスは五〇%、いずれの国も日本より法人税は高いのです。法人税と所得税の比較、わが国の法人税と外国の法人税の比較、これを考えてまいりますと、わが国の税制、特に法人税、所得税に非常なアンバランスがあることが明らかになつてしまります。申し上げるまでもございませんが、租税は公平を鉄則といつております。國家権力で徴税をする場合には公平でなければなりません。公平でなくては国民の納得を得ることはできないのです。この不公平なわが国の税制に對して、大蔵大臣はどうのようにお考えになつておりますか。

○吉國(二)政府委員 ちょっと数字で、いま鉄鋼業の実効税率が二二%とおっしゃいましたのは、おそらく特別償却などの金額を所得に戻されて割

られたのではないかと思いますが、そういう計算は、ドイツにおいても、イギリスにおいてもあるわけでございまして、その特別措置を適用したあとの所得に對しての税率を私は申し上げましたので、それが三七だと思います。ほかの国でも特別割がある場合には、その場合の実効税率というの意味が違いますけれども、租税特別措置による減収なかりせば所得に對して幾らであるかという税率を出しますと、これはほかの国でもそういうことが起ること思いますという、そういう意味でございます。

○水田国務大臣 法人税と所得税どちらが高いかということを比べるのは、ちょっと無理じやないかと思ふます。一方は強い累進構造を持つもので、一方は比例税率の課税免除を持つものでござりますから、これをただ単純に実質はどうやらが重いかということを比べるのは無理かと思ひます。一方は強い累進構造を持つもので、一方は比例税率の課税免除を持つものでござりますから、これまた率だけで比較するのも問題でござりますし、内部留保などについて非常な優遇を受けているところは、税率が高くても実質は軽いということになりますし、そういう意味からいって、日本の法人税と外国の法人税の比較では、事業税、住民税全部を入れますと、私は日本法人税のほうが割り高だというふうに見ておりますが……。

○井手委員 数字がはつきりしているじゃないですか。

○水田国務大臣 私は大体そういうふうに理解しているのですが、そういうこまかい点の分析は十分していないので、よくわかりません。

○井手委員 きょうは大蔵大臣としての確固たる信念を私は承りたいのであります。なるほど法人税と所得税の体系は違うでしょう。私はそればかりの比較を申し上げているわけではございません。法人税が日本は安過ぎる。外国は日本よりも五割高いじゃないか。所得税が重過ぎるということは、これは定説です。常識です。

私がきょう最後にあなたにお尋ねしたいのは、

法人税はもつと税率を高めて所得税を減税すべきであるという私の考え方です。法人税はいろいろ立て方があるとおっしゃいましたが、日本の経理など經營者に甘くできているものはないはずで、それが三七だと思います。ほかの国でも特別措置がある場合には、その場合の実効税率といふことは御承知のおりと思います。これはなぜかと申しますと、欧州あたりの連中の意見でございますが、近代国家の政治の目標は福祉国家をつくることだ。福祉国家というものはどういうふうにして立派におつても、部屋におつても、配当だけの所得を受けられる人は三百三十六万円までは税金がかからない。高校新卒者にも独身者には税金がかかるといふこの不公平。所得税には不公平がある。そうして日本は外國よりもずっと軽いということに対しても、どうお考えですか。また一方、所得税においては、働きもせぬで、いわゆる不労所得で、座ったその他の利益に対して法人税がかけられるといふことは御承知のおりと思います。それで私は、所得税には不公平がある。そうして日本は外國よりもずっと軽いというふうにして立派におつても、部屋におつても、配当だけの所得を受けられる人は三百三十六万円までは税金がかからない。高校新卒者にも独身者には税金がかかるといふこの不公平。所得税には不公平がある。この点を私は大臣にお伺いしているわけであります。不公平な証拠はたくさんありますよ。私は時間の関係から多くは申し上げませんが、一つ一つの例をあげましたが、この不公平なものをしてしま見過ごすとお考えになりますかどうですか。大臣は、租税公平の鉄則といふものがありますが、どうお考えですか。

○水田国務大臣 法人税の問題につきましては、前から申しておりますように、昭和二十四年のシャウブ税制以来の問題でございまして、いまおっしゃられるような問題を解決するために、法人というものの性格をどう見るかというようなことで、これは相当根本的な問題になりますので、いま税制調査会にこの検討をお願いして、いま税制調査会において検討している最中でございますが、なかなか結論が出てまいりません。もう少し検討時間を要することと思っておりま

す。

そこで、これは私個人の意見になるかもしれないが、いま井手さんのおっしゃられたように、税と所得税の体系は違うでしょう。私はそればかりの比較を申し上げているわけではございません。法人税が日本は安過ぎる。外国は日本よりも五割高いじゃないか。所得税が重過ぎるということは、これは定説です。常識です。

私がきょう最後にあなたにお尋ねしたいのは、

比重を軽くするという方向は賛成でございますが、しかし、法人税の比率を重くするという行き方は、これから税制のあり方としては非常に問題じゃないかというふうに考えております。というのは、現に歐米諸国においては、法人税といふことは斜陽化する傾向をとつておるということは御承知のおりと思います。これはなぜかと申しますと、欧州あたりの連中の意見でございますが、近代国家の政治の目標は福祉国家をつくることだ。福祉国家といふのはどういうふうにして立派におつても、部屋におつても、配当だけの所得を受けられる人は三百三十六万円までは税金がかからない。高校新卒者にも独身者には税金がかかるといふこの不公平。所得税には不公平がある。この点を私は大臣にお伺いしているわけであります。不公平な証拠はたくさんありますよ。私は時間の関係から多くは申し上げませんが、一つ一つの例をあげましたが、この不公平なものをしてしま見過ごすとお考えになりますかどうですか。大臣は、租税公平の鉄則といふものがありますが、どうお考えですか。

○水田国務大臣 法人税の問題につきましては、前から申しておりますように、昭和二十四年のシャウブ税制以来の問題でございまして、いまおっしゃられるような問題を解決するために、法人というものの性格をどう見るかというようなことで、これは相当根本的な問題になりますので、いま税制調査会にこの検討をお願いして、いま税制調査会において検討している最中でございますが、なかなか結論が出てまいりません。もう少し検討時間を要することと思っておりま

す。

そこで、これは私個人の意見になるかもしれないが、いま井手さんのおっしゃられたように、税と所得税の体系は違うでしょう。私はそればかりの比較を申し上げているわけではございません。法人税が日本は安過ぎる。外国は日本よりも五割高いじゃないか。所得税が重過ぎるということは、これは定説です。常識です。

私がきょう最後にあなたにお尋ねしたいのは、

法人税を重くして所得税の比重を軽くするという方向といふことを考えて、企業にもうけさ

題が出てきますので、ここらに今後の長期税制のあり方としてわれわれが考える必要があるものがどうあるのでしょうか。税の体系をいろいろ立て直すことのいかんによつては、そういうものの解決から、今度は直接税の比重をもつと減らす構想も出てくるということから、税の研究では、いますぐにはできなくても、よそで採用しているような付加価値税とか、いろいろまだこれから考へるべき税制の問題が長期税制としてあるのじやないかということは、非常にまだ問題があるというふうに私は考へております。

○井手委員 大臣がおっしゃるように、福祉国家のために、あるいは政治的目的である国民所得を向上させ、国民生活を向上させるためには、なるべく所得税は低いほうがいいはずです。低いことによって購買力が生まれてくるはずです。所得税を減税しようということは大臣もお考へのようである。それでは法人税が高いか低いか、欧米各国では、先刻も申し上げたように、法人税は大体実効税率が五〇%です。その五〇%というものは何であるかといえば、企業といふものは、その社会的責任から利益の半分は国に納めよう、寄与しようと根本觀念があるわけです。半分は国に納めよう、そういう考へで欧米諸国では大体五〇%の法人税です。実効税率がですよ。それに對して日本は幾らであるかといふと、わずかに三二%じゃございませんか。繰り返して申しますが、事業税は経費に落とされておりますから、課税の対象ではございません。主税局長、はつきり考へておいてください。租税のほかの経費の中に入つておる。そういうふうに、欧米各国では、利益の半分を法人税として取つておる。日本はわずかに三二%。所得税が重いならば、非常にばく大な利益をあげている法人税の税率を上げてもいいんじやないか、私はそのことをお尋ねしているわけです。さらにいま一つ進んでお尋ねいたしましたが、大

臣は、シャウプ勧告以来、税制の方についていま税調に諮問しておるといふお話をございました。複雑多岐、難解、きわめてむずかしい日本税制を改めよう。また、全国では七十何万社でござりますが、一年間に九十八兆の売り上げをもつておる日本の企業、日本經濟の圧倒的力を持つておる日本の企業、この企業に対する税制をどうしようかということについては、すでに結論は税調から出ているはずです。私はいまからその点をお伺いいたします。

御承知のとおり、昭和四十一年十二月の税調の答申では、長期税制のあり方について、企業は独自の負担力があるということを確認しております。シャウプ勧告の基本になつておる法人擬制説と、いうものはきわめて矛盾が多い。こういふ点から、それを改めようとするあなたのほうの態度のため、諮問に対し税調では、企業は独自の負担力があるといふ確認をいたしました。今後基本的に税制を段階的に廃止するといふ答申が出ているはずです。もう方式はきまつておるわけですから、株主の影響を考え配当控除、受取配当益金不算入措置を段階的に廃止するといふ答申が出ています。この出された答申に對して大蔵省はどのように作業を進められているのか、その点をお伺いいたします。

○吉國(二)政府委員 昭和四十一年の十二月に出ました中間答申におきましては、ただいま先生がおっしゃいましたよな、そういう考え方で税制改正を検討していく必要があるのではないかといふことを指摘したわけでござります。その後、四十年中に、税制調査会といたしましては、企業税がんばりましたよな、そういう考え方で税制をいたしておきました。その後、四十年にかけては、税制調査会としてはこの問題は、まさに法人税にいたしましたので、ここでは法人利潤税と呼んでおるわけでござります。この方式について、今後税制調査会として検討を続けてまいりますが、なお税制調査会としてはこの問題は、従来の課税体系を根本的に変えるものであるし、投資家、企業家、それを取り巻く利害関係人に対する影響が非常に大きい。そして、その納得を得られないとしても、誤解が生じて大きな波紋を描くので、十分に論議をしてもらいたい。そのためこのたたき台式のものをつくつたのだといふことにいたしておきました。各方面の意見も聞きながら、四月以降に結論が出来るといふことになります。

○井手委員 にだいま主税局長から説明いたしました方向にいま進んでおるわけです。法人課税方式としては革命的なものであります。その利潤税方式に対し、大蔵大臣、これは税調のメンバー、いわゆる利益グループと申しますが、經營者がだいぶ多いようですが、そういう人の意見ばかりでは国民の納得はいかないわけです。そういう人々の、税調の委員の抵抗があつたにもかかわらず、大勢としてやむを得ないといふ結論

それを基礎にしていろいろ議論を詰めてまいることになつておりますが、ちょうど四十三年度の税制改正の時期が参りましたので、それに対する結果は四月以降の検討にゆだねることにいたしました。その仮案と申しますのは、大体において、持つておる日本の企業、日本經濟の圧倒的力をどうしようかということについては、すでに結論は税調から出ているはずです。私はいまからその企業に対する独自の税として考へる。したがつて、株主に対する従来の配当控除といふものは認めないことです。そうして、一方において配当控除がなくなつたのであるから、それに即応した所得税の減税といふことも考へるし、法人税率も配当控除がなくなつたことによる増収といふことを改めまして独立の法人税をつくりました。これは従来法人利潤税として課税していた方式をそのまま法人税にいたしましたので、ここでは法人利潤税と呼んでおるわけでござります。この方式について、今後税制調査会として検討を続けてまいりますが、なお税制調査会としてはこの問題は、大蔵省としては、税制調査会に何らの案なくして討議を願うわけにいきませんので、大蔵省の考えたこの法人利潤税問題をたたき台として出して、いま討議してもらつておるときでございまして、まだまだ結論を出すのは相当ひまがかかると思ひますが、四月以後から本格的に討議してくれるということになつておりますので、この結論が出て申しますがございましたら、私どもは、いろいろむずかしい問題が相当ございましても、結論が出来た以上は、これを実施に移すことについては努力するつもりでございますが、まだ結論がいまのところ出でおりません。

○井手委員 利潤税方式についてはもう答申が出ておるわけです。具体的な内容についてまだきまつていないので、大臣はこの方式が正しいと思つて実行なさるおつもりですか。そのいきさつのこととはかまいません。手続きはかまいませんが、大臣の所見です。大臣は、利潤税方式をやろう、実行に移そうといふ考へでござりますが、どうですか。その点をはつきり聞かせてください。

○水田国務大臣 従来の法人税のあり方に対する体制といたしましては、こういう方向しかいま

ところのないじゃないかというふうには思われますが、まだ全然結論が出ておりません。したがつて、大蔵省が答申を受け取つておるということは全くございません。

○井手委員 中間答申であつても、基本的な答申は出ているのですよ。出でている上になお大蔵省の作業は進んでおるのでよ。だから、これが正しい方式として大蔵大臣は実行なさる御意思であるかどうか、聞いておるのであります。

○水田國務大臣 これはとにかく大きい問題でございますので、私はじっくり専門家の間で研究していただいて、結論が出たらその方向で実施することはあるが、なかなか簡単な問題ではない、まだしばらく検討時間がかかるのではないかと私自身は思つております。

○井手委員 今日まで長い間時間をかけて、従来の法人擬制説では矛盾が多過ぎる、不公平が多過ぎる、法人がよ過ぎるといふ批判からこういう中間答申が出ておるのでよ。これに対しても大臣、この方式でやろう、いつから、来年からというわけにはまいりませんが、なるべく早い機会にこれを実行に移したい、各方面の了解を得て実行に移したいというお考えくらいは言えそななものじやございませんか。

○水田國務大臣 実際私は税のしろうとでございまして、専門家が、いま調査会にあれだけのメンバーが集まつて検討しているところでございますから、私はやはりその結果を待つて自分の考えをきめたいというふうに考えております。

○井手委員 それでは、中間答申が出来られ、中間報告が出されて、それに基づいて大蔵省が試案を出しておる。利潤税方式の試案を調査会にまたかけられて、その結論が出れば実行なさるといわけですか。

○水田國務大臣 さつきから申しているように、原案を私どもがつくつておるということではございません。討議のいわばたたき合といふようなものを提供しているということでございまして、これから問題をさらに掘り下げた検討を願うことにかけて検討してもいいんじゃないかと思ひます。

○井手委員 それでは税率の問題ですが、先刻も私は外団との比較を申し上げました。ただいま、たたき台の案としては、利潤税の方式によると、三一%ないし三二%程度が適当ではなかろうかといたしました。ただいま、

しても、外国の企業者の社会的責任を考えてまいりましても、また、日本の企業のあはく大な利益を考えますならば、もっと税率は高目でいいのではないか。三二%を四八%程度、五割増し、諸外国同様の税率に引き上げても、私は決して不均衡ではないと思つておりますが、いかがでござりますか。

○水田國務大臣 私は、あまり詳しく存じませんが、利益にかけるといふ場合、この利益をどう見るかという見方について、日本と歐州あたりの国では相当違つておりますので、率だけの比較では正確ではないのぢやないかと思つております。

○井手委員 日本が一番利益は甘く見てあるのですよ。経費を一番よけいに見てあるのです。法人統計を見てごらんなさい。二兆六千億円の利益、その利益を生み出すまでには、多くの甘い経理が行なわれておるはずです。交際費でも同じことで、私どもからいえば、必要でないものまで経費に見て、残つた利益に対して配当の特別の恩典も与え——二兆六千億円の利益に対して、一体どういう利益処分になつておりますか。四十一年の利益処分をおっしゃつてごらんなさい。

○吉國(二)政府委員 その前に大臣の御説明を補足して申し上げますが、三一ないし三二%という数字を仮定の中に入れましたのは、現在の法人の課税並びに配当に対する課税の總体を変えないと仮定した場合の税率ということになつておりますから、その点は申し上げておきたいと思います。

○吉國(二)政府委員 その前に大臣の御説明を補足して申し上げますが、三一ないし三二%という数字を仮定の中に入れましたのは、現在の法人の課税並びに配当に対する課税の總体を変えないと仮定した場合の税率ということになつておりますから、その点は申し上げておきたいと思います。

ます、配当が二五・六%、賞与が三・八%、税金が四〇%，残りが社内留保で三〇・六%といふことになつております。

○井手委員 もう時間もたつてしまりますから、そこで、私はこの機会に先に進んでお伺いいたしますが、三十六年の税調の答申によりますと、

今後は内部留保とは逆に、増資の促進によつて法人に對してもっと課税の余裕があるのぢやございませんか。いま主税局長は、今日の税制による配当控除であるとかその他のことを考慮して、総額的には三一%ないし三二%といふたたき台をつくりたというお話をございましたが、私はこれでは過ぎると思う。所得税が高過ぎることはもう

常識です。しかし、私どもたとえ野党といつても、財源のことは考えなくてはなりません。重い所得税に比べて法人税があまりに低いではないか、しかも外団に比べても高過ぎると思つから申し上げておるわけであります。現在の法人税をもつと引き上げられる余地はないのですか。その点を大臣からお聞きしたいと思います。

○吉國(二)政府委員 たゞいま利益剰余金のお話が出来ましたのでちょっと申し上げておきたいと思ひます、現在各國の企業の資金調達の状況を比較してみますと、日本の場合は自己資金調達が四〇%ございまして、株主による調達が四十一年の下期で申しますと一・八%，社内留保が六・六%，減価償却が三一・七%となつております。残りの六〇%は借り入れ金でございます。アメリカの場合は社内留保が二四・六でござります。それからイギリスの場合も自己資金としては社内留保による資金調達が三一・四、西ドイツが一二・五

と、いずれの国をとりましても、利益剰余金による内部留保は日本が一番少くなつております。

○井手委員 大臣はなかなか口をかたくしてそのように、口を開けば、資本の充実は必要である、体質の改善が緊要であるといつて、いろいろ自己資本の比率もずっと低下をしてまいりました。これは数字が明らかであります。政府は、いま申

て、なぜ自己資本が低下いたしましたか。どうして資本金の比率が下がつてしまりましたか。政府

公平が非難されておるときに、一方では交際費でどんどんバーで遊ぶ、料理屋で遊ぶ。一方では、けさのテレビでも出ておりましたように、多くの国民大衆は重税に悩んでおる。この不公平なものに對して、これを租税公平の見地から公平に改めようというお考えがなかなか承れないのを私は殘念に思つております。

そこで、私はこの機会に先に進んでお伺いいたしますが、三十六年の税調の答申によりますと、

今後は内部留保とは逆に、増資の促進によつて資本の充実をはからねばならぬということが答申されています。当然のことです。内部留保についではいろいろな問題がござります。口を開けば、資本充実である、自己資本を充実しなくてはならぬ、そういうことを盛んに政府からおっしゃる。にしきの御旗のごとくおっしゃつておる。それで

は一体、最近五カ年間にどのくらい自己資本がふえてまいりましたか。自己資本の比率、それから資本金の比率を五カ年間にについてお示し願いたい。

○吉國(二)政府委員 五カ年間でございますけれども、四十一年までの統計がござりますので、三十七年から申し上げますと、資本金の比率は三十七年から申し上げますと、資本金の比率は三十一年が一二・一、三十八年が一・九、三十九年

が一・一・七、四十一年が一・一・三、四十一年が一〇・五、それから自己資本の比率は、資本剰余金、純益剰余金を加えました総体を申し上げますと、三十七年が二二%、三十八年が二〇・五%、三十一年が一九・七%、四十一年が十九%、四十一年が一八・四%ということになつております。

○井手委員 大臣もいまの数字をお聞きになつたと思いますが、三十七年から毎年資本金の比率も

三十七年が二二%、三十八年が二〇・五%、三十一年が一九・七%、四十一年が十九%、四十一年が一八・四%ということになつております。

○井手委員 大臣もいまの数字をお聞きになつたと思いますが、三十七年から毎年資本金の比率も

三十七年が二二%、三十八年が二〇・五%、三十一年が一九・七%、四十一年が十九%、四十一年が一八・四%ということになつております。

の方針と全く逆じゃございませんか。あれほど租税特別措置法なり税の優惠をしておいて、資本の充実はあがっていないじゃないですか。逆じゃございませんか。

○水田国務大臣　いまの企業経営から見ましたる所、銀行の利子は絶対と認められるものでござりますから、増資をして配当するといふに増資の金を使ひよりも、負債によって企業経営をやつたほうが事実上は有利だというようなところに、やはりその資本構成が直らない根本的な原因があると思います。

○井手委員　大臣お話しのとおり、借り入れ金利は八分前後で借りられる。しかも損金に算入される。株主にうるさいことを言って増資するよりむしろ安易な方向に向かっておる。これはわかつたことです。わかつたことを資本充実、内部充実のために政府は盛んにおっしゃつてきただ。それでは、なぜそういう安易な方法をとるようなことを改めさせないのでですか。今日まで十数年の間、あれほど資本の充実を呼びながら、あれほどの恩典を与えてながら、事実は逆じやございませんか。なぜ増資ができるような政策を実行なさらないのですか。増資をした場合にこういう免税の措置を与えるとか、いろんな方法はあるはずです。政府があれほど資本の充実を唱えておるならば、それに向かう、実績のあがる政策がとれるはずです。自民党は絶対多数じゃございませんか。しかもどうでござりますか、私は先刻利益金処分のことをお聞きいたしました。時間が足りなくて私は十分質疑できませんでしたが、今日、四十二年度の設備投資は、政府や財界の思惑よりも意外に伸びておるのですよ。十億円以上の資本金の大会社においては三九%伸びておるようです。なぜそんなに伸びたのか。それは設備投資の資金の七割は留保金から出しているのですよ。留保金は四兆四千億円になつております。政府があれほど景気抑制、設備投資抑制を叫んでおりながら、意外に高度成長したのはそこに原因があるのです。あなたの方のおつたのはそこにあるのです。あなたの方のおつたのはそこにあるのです。あなたの方のおつたのはそこにあるのです。

か。内部留保させたために景気が過熱した、設備投資がふえ過ぎた、前年に比べて三九%もふえた、それは内部留保が多過ぎるからです。四十一一年の金を見てごらんなさい。四兆何千億円になつておるはずです。私は知つてゐるから、数字は聞かぬでもよろしい。一体そういう指導でよろしくうござりますか、大蔵大臣。私は数字のことはあまりとやかく申し上げません。ただ基礎になるものだけは申し上げます。私は、現実に自己資本なり資本金の比率が下がつておるといふ、その一点について聞いておるのです。このくらい明らかなるものはございませんでしよう。この政策の実績について大臣はどうお考えになつておりますか、お伺いをいたしたい。

○吉國(一)政府委員 確かに企業の利益剰余金の累積額は四兆円に達しておりますが、毎期の増加額は平均して七千億円程度でございますから、これで設備投資がまかない得るといふ問題ではないと思います。むしろ一つは、減価償却が従来からいたしました設備投資によつてかなり大きくなっているという点は、これはあると思いますが、大体先進国並みの減価償却の率になつてゐると思います。つまり、資金供給のうちの減価償却による割合は、大体先進国並みに迫つきました。従来の設備投資が多かつた結果でございます。やはり設備投資が多く行なわれました大きな原因は、借り入れ金が非常に大きいということだと思います。ほかの国に比べて自立つことは借り入れ金でして、借り入れ金が大きいことが設備投資を多くしておる一番の原因じゃないかと思います。社内留保を含めた資本金 자체が下がつておりますから、内部留保、利益剰余金による資金供給力は、それほど大きくなつていらないんじゃないかというのが私の見たところでござります。

○井手委員 いまここで、私は、わき道にそれで設備投資のことを論議しようとは思つておりません。予想外にふえたことは事実です。それが銀行からあまり借りられぬでどうして工場がどんどん建てるのかふしきがつておつたら、実は内部留保

が非常に多かつた、潤沢であったということが多いと思ひます。

私は、ここで集約的に大臣にお伺いしたいことは、十数年にわたつて資本充実だ、資本充実だと盛んにかねや太鼓で宣伝をされ、ばく大な租税特別措置その他の恩典を与えておいて、現実は逆じやございませんか。政策が誤ったんだございませんか。ここで従来の企業に対する一切の政策を再検討する必要はございませんか。私は、何もここで計画経済をやれとかなんとか、あなた方に無理なことは申しません。けれども、資本の充実、資本金をふやさなくちゃならぬ。たてまえはそうでしょ、巨額な金を多人数から集めて経済活動をする今日の会社、法人ですから。しかも税調からは増資が必要であるといわれておる。ほんとうに増資に必要な政策はあまりやつていないじやないです。安易な借り入れ金にたよるよりなり方、もしそういうことであるならば、それを食いとめる政策をなぜ実行なさらぬのですか。今までの政策の実績にかんがみて、大臣、どうお考えですか。

○ 田中国務大臣 あなたがここで現行の制度を一べん再検討してみる必要はないかということについては、これはもう賛成でございます。しかし、それと同時に、さつき私が申しましたように、歐州諸国を見ますと、法人税の収入というものは国の歳入の税収のうちの一〇%以下におそらくなつておるのだと思ひます。日本は所得税と法人税が国の税収の大宗として、それそれがみんな三割近い比率を持つておると思いますが、外国は、すでに法人税というものはそういう方向へ、斜陽税的な方向へいっているという事実は、やはり無視できない。こういうものを再検討する場合において、法人税を将来もつと税率を多くしていく方向へいくのか、税の体系全体の問題としてあらためてそういう角度からの考えを入れた検討が必要かということになりますと、いまむしろ日本の税制は、体系的にいろいろ長期的なあり方を考えると

ころへ来ておるのぢやないかといふに考えますので、そういう問題とからんで今後はやはり検討を続けていきたい、そういうふうな気がいたします。

○井手委員　歐州の法人税の比率が低いといふお話をございますが、それはこうでしょ。日本の場合は、二十二番目の長屋から三番目のきれいなビルに国民は通つておるとよくいわれておる。法人はりっぱになつておる。国民は、世界第三位などといつても、二十二番目か二十一番目です。だから、利益のばく大切な法人の税が多くを占めるのは、これは当然じやございませんか。外国は国民所得が高いから税金が多いのですよ。あたりまえな話です。私はこの資本充実の問題についてあらためて機会を持ちたいと思っておりますが、これはひとつよほど考えてもらわなくてはなりません。何の価値もないぢやないですか。いまの法人税の仕組みはどうですか。あの不景気なときでも、日本の全会社の平均は九分以上の配当をいたしておりますよ。中小企業は倒産のときに、零細企業は倒産するときに、大企業、中企業は平均して九分の配当をいたしておりますよ。なぜそんな配当ができる、そしてなお五千億円平均の内部留保ができるのか。それはなるべく管理価格によって、独占価格によって物価をつり上げてばく大な利益をおさめざる。経理を甘くして利益が少ないようになります。配当は減税の恩典を与えて利益を留保させる。結果から申しますならば、法人の高い利潤を維持するために、今日の法人税の体系が完備されておると私は申し上げたいのです。不景気のときには配当ができるのはあたりまえです。それを平均して九分、一割の配当ができるという根拠は、やはり今日法人税法の欠陥があると私は申し上げたいのです。私は欧米とられておる法人の社会的責任などを考えますならば、法人税は現在の一兆四千億円の五割は無理をせぬでも必ず取れると思うのです。取つても内部留保はなおで起きるはずです。法人税の金額と剰余金を見ると、りつぱに出てくるはずです。一兆四千億円の五〇

%の七千億円は出でてくるはずです。交際費その他の節約をすればもっと出でてくるはずです。その七千億円の財源をもつて所得税を減税してごらんなさい。それがあなたの言う福祉国家の実現ですよ。

私は大臣にはたくさん言いたいことがありますけれども、大臣は予算委員会の引き続きでござりますから、きょうはこの程度に私はとどめたいと思います。一応落ちついてから——これは個人の問題じゃありません。日本の税制にとっては非常に大事な点でございますから、あらためてあなたと議論をいたしたいと思います。きょうはこれに質問を終わります。

○田村委員長 次に、関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

石野久男君  
○石野委員 もう時間が二十分しかありませんので、端的に定率法の問題について大臣にお尋ねいたします。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

本委員会では、もう定率法の問題についてはいろいろと質問が長く行なわれているようございますし、特に本日私が承りたいのはケネディラウンドの実施に伴うこの税率改正でございますが、その適用を受けない国に対する処置、そういう問題で、特に中国との関係についてお伺いしたいのです。

その前に大臣から、関税政策の目的は何であるか、これはもう平凡なことですけれども、この際ひとつ聞かせておいていただきたい。

○水田国務大臣 主として国内産業の保護ということになると思います。

○石野委員 国内産業の保護ということだけに尽きるのですか。

○水田国務大臣 それと貿易の振興。

○石野委員 特に今度のケネディラウンドに関連

するジュネーブ協定の意義というものは、そのどちらのほうに重点が置かれているのですか。

○水田国務大臣 両方の目的がございますが、もっぱらやはり世界貿易をもつと伸ばす、貿易の拡大というところにあると思います。

○石野委員 大臣は、関税政策の目的は国内産業の保護ももちろん一つあるということを言いましたが、今日の段階では、やはり貿易量をふやすということのほうに主として重点が置かれている、そういうことのほうに主として重点が置かれている、と議論をいたしたいと思います。きょうはこれに質問を終わります。

○田村委員長 次に、関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

石野久男君  
○石野委員 もう時間が二十分しかありませんので、端的に定率法の問題について大臣にお尋ねいたします。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

本委員会では、もう定率法の問題についてはいろいろと質問が長く行なわれているようございますし、特に本日私が承りたいのはケネディラウンドの実施に伴うこの税率改正でございますが、その適用を受けない国に対する処置、そういう問題で、特に中国との関係についてお伺いしたいのです。

○石野委員 世界経済の実情からいつて、ケネディラウンドの目的としたところは、やはり各國間の貿易量をふやすというところにそのおもな重点があつたといふに私も理解しておるし、もちろんその間、国内産業を保護しなければならないということは言ふまでもありません。しかし、なくなつたケネディがこの問題を提起する段階では、あまり関税の障壁を高く立ててもらつては困るからというのが、やはりケネディラウンドを討議しなければならない最大の原因だつたと思うのです。だから、そういう趣旨に基づいて今度の定率法の改正が行なわれると見ても、これは別にしまして、関税交渉をするときには、そういうことで日本が得をして乙の国が損をするとかいう甲の国が損をするとかいうことはございませんで、お互いに貿易の障壁を低くしていくといふことが資源の適正分配という大目的から見て好ましいことだということで、言いかえますと効率的な生産のほうにどんどん産業を転換していく、そなります。

○石野委員 関税定率法のわが国におけるこの五条の適用の問題を論議するにあたりまして、やはりこの五条の適用といふものその趣旨に基づいております。こう考えますけれども、大臣そろではないのですか。

○武藤政府委員 関税関係全体については、先生おっしゃられるような大方針がござります。ただ、五条の問題を考えますときには、一つ一つに、いろいろ問題がございまして、御承知の

としてまたそういう観点から定率法等の改正が行なわれていくのだというふうに私は理解しておるのですけれども、これは間違っているのですか。よろしく、ガット加盟国がどういうふうにして譲許業保護ということがございませんと、ほんとうは関税はどこの国も全部無税でいいわけでございません。ところが、それは簡単にまいりませんので、国内産業の問題を考えながらなるべく貿易の障害を低くしていこうということで、その調和に苦労しているわけでございますが、おっしゃられたように、大方向としてはこういうものはなじゅう進んでおるわけでございます。

○石野委員 世界経済の実情からいつて、ケネディラウンドの目的としたところは、やはり各國間の貿易量をふやすというところにそのおもな重点があつたといふに私も理解しておるし、もちろんその間、国内産業を保護しなければならないということは言ふまでもありません。しかし、なくなつたケネディがこの問題を提起する段階では、あまり関税の障壁を高く立ててもらつては困るからというのが、やはりケネディラウンドを討議しなければならない最大の原因だつたと思うのです。だから、そういう趣旨に基づいて今度の定率法の改正が行なわれると見ても、これは別にしまして、関税交渉をするときには、そういうことで日本が得をして乙の国が損をするとかいうことだといふに私も理解すべきじゃないかと思いますが、いま一度大臣からひとつその趣旨を開かしていただきたい。

○石野委員 第五条による政令をきめます場合の基準というものの大体の方向はいま局長のそのお話しでわかりますが、問題はその五条の適用をするにあたって、結果的に見て、両国の間の、相対する国との貿易量をふやすという方向に持つていて

よう、ガット加盟国がどういうふうにして譲許税率を下げていくかと申しますと、お互いにこちらとしては、たとえば甲の国と交渉しますときには、甲の国のかういう日本への輸出品の関税をこういうふうに下げてくれということを申します。

それからそのかわりに、日本のかうの甲の国が主として関心を持つている品目の輸入についてこういうふうに下げるから、また相手の国も同じよう

なことを言います。それで、国内産業の面から見ますと、輸入品の関税を下げるということは、どうしても国内産業のほうから抵抗がございます。

お互いにそれは抵抗があるわけです。それから輸出があふるという点でお互いにメリットがあるわけです。そこで一つ一つの品目について、御承知

のようにケネディラウンドも非常に長い交渉になつたわけですが、そういう二国間の交渉を積み上げていつて多角的にまとめる、そういうことをしているわけでございます。

○石野委員 しかし、結果的には、国全体として差し引きで利益の出るような方向が主たる目的になるわけなんでしょう、この便益関税を与えるのは。

○武藤政府委員 いま申しましたのは、便益関税は別にしまして、関税交渉をするときには、そういうことで日本が得をして乙の国が損をするとかいうことだといふに私も理解すべきじゃないかと思いますが、いま一度大臣からひとつその趣旨を開かしていただきたい。

○水田国務大臣 そのとおりだと思います。

○石野委員 第五条による政令をきめます場合の基準というものの大体の方向はいま局長のそのお話しでわかりますが、問題はその五条の適用をするにあたって、結果的に見て、両国の間の、相対する国との貿易量をふやすという方向に持つていて、くこと、これは税法それ自体の目的としてはそれ以外にはないわけですね。

○武藤政府委員 私のお答え、まだ半分しかいたとしていないのでですが、譲許税率はガットの加盟国――三十五条援用のところは除きます。それからそこには適用になります。したがつて、そういうところから入つてくるものが、日本に対して非常に大きな影響を及ぼさないところ、こういうところには適用になります。

○武藤政府委員 私のお答え、まだ半分しかいたとしていないのでですが、譲許税率はガットの加盟国――三十五条援用のところは除きます。それからそこには適用になります。したがつて、そういうところから入つてくるものが、日本に対して非常に大きな影響を及ぼさないところ、こういうところには適用になります。したがつて、そういうところから入つてくるものが、日本に対して非常に大きな影響を及ぼさないところ、こういうところには適用になります。したがつて、そういうところから入つてくるものが、日本に対して非常に大きな影響を及ぼさないところ、こういうところには適用になります。したがつて、そういうところから入つてくるものが、日本に対して非常に大きな影響を及ぼさないところ、こういうところには適用になります。

○石野委員 中国の場合を端的にお尋ねしますけれども、中国の場合については便益関税の適用はどの程度行なわれるかということについては、今までに何べんも聞いておりますし、私は先般の予算委員会の分科会のときにも聞きました。そこで問題は、額において八〇%までは便益関税を適用する、しかし量においては五五%は適用を受けないでございます。こういうような適用のしかたをする基準はどこにあつたのか、それをひとつ聞かしていただきたい。

しましたが、八〇%と五五%の話でござりますが、八〇%というは金額のエーティエーパーセントでござります。それから五五%というはたぶん品目数の比率だと思います。

さて、それでは国定税率を下げる、これは中共だけではなくてほかの国にも適用されますけれども、国定税率を下げるときなどいろいろなことを考へて下げるかということあります。が、国定税率を下げるときに考えなければならないことが二つござります。一つは、御承知のように、相手が三十五条を援用している、そして事実上日本に対して差別待遇をしている、そういうときにこちらは御承認のようにいろいろ努力をして、三十五条の援用を撤回しろということを交渉するわけでございます。そのときに、日本の税率が二本立てになつておりますので、そこで、三十五条援用を撤回しますところ、いろいろ有利なことがあります。譲許税率が全部適用になる、その問題があります。交渉の種にとつております。これは品目別でござりますので、中共とかなんとかといふことじゃございませんので、一つはそういう問題を考える必要がある。交渉の口種をとつておきたい。もう一つは、その品目にについて国内に対してもう影響を及ぼすか、この二つを考えて国定税率をどうするかということをきめるわけでござります。

○石野委員　中国の場合、実際にいまわれわれの理解しているところでは、金額では八〇%、それから品目では四五%くらいですね。国定税率が適用になるというのは、金額二〇%、品目五五%となる。いうものについてのこの内容は、いま言つた交渉の口種をつくつておくのだということ、それからもう一つは、国内産業を守るんだということなんですが、はたしてその国内産業を守れるような実態になるのかどうか、このところ特に私は考えてもらいたいと思うんです。たとえば今度のケネディラウンドを適用されて、そして税率の改正が行なわれる品目で、しかも中国と取引する品目の中で直接結論が出てくる問題があるわけですよね。それがはたしていま局長が言われるよう、国内

産業を守る面にいい面が出てくるのか、逆にそれが日本にとつては損になる面が出てくるのかということをわれわれは考えなければいかぬですよ。たとえば第二類の魚類一つ見ると、一〇%の税率が五%になるわけですね。普通は、ところが、中国から来る生鮮のものは一〇%そのままくるわけですね。そういうことになれば、これはとても入りつこりません。もちろんこれに対しても近国からそれにかわるべきものは入るのかもしれませんけれども、たとえば昨年一年だけで十四億円のものが入っております、中国から日本に対して生鮮魚類が。これらのものがもしそのままではこれはとても入れない。韓国とかなんとかから入るんでしょうけれども、あるいはまた、中国のものを香港で仕入れて、仲買いをして、とにかく五%の差があります、これをやはり中間で中継ぎしてここへ持つてきても売れるそうですよ。十分仕事ができるそうです。それからまた、第五十類にあるところの絹糸のこときものを見ましても、これは昨年一年で中国から約五十億円の輸入がありますが、ケネディラウンドによる格差がつけば、その分はイタリヤとか韓国なんかの糸が入ることになるわけですね。ところが、これは実際香港を通じて入れば、一五%が七・五%で中国は生糸を出すことができるわけですよ。そして香港を通じて同じように中国のものは日本に入つてきているのですよ。その場合にどういう結果が出てくるかといふと、同じ中国のものが香港を通じて日本に入つてくると、香港を通じて入つたものについては見返りがないですよ。中国のものであれば、今度の覚書交渉によつてペーターでいきますから、向こうから入つただけのものは日本から輸出できるんだ。ところが、香港から入つたものはそうはないかないでしょ。だから、こういうような問題はもう少し真剣に考えるべきだと思うのですよ。また、たとえばブラウスなんかでもそういうことがいえるんじゃないですか。いま中国からブラウスが一年間十億円入つてあるというのです。これは六一・〇一ですね。この女の子あるいは

は子供なんかが着てているプラウスというものは、中国から入っている。これが三〇%ですね。それが今度ケネディ・ラウンドによつて二二・五%と一%になるんだそうだが、九%の差があると、これは香港で中国のものを受け取つて、それを日本に持つてきてりっぱに商売できるそ�です。その場合、かりに十億円のものがそうなつたとする、中国との間の取引なら、十億円のものは見返りとして日本は買った分を出すことができるが、香港との取引でしたらそ�は簡単にいきませんよ。そういうことを考へると、いまおっしゃられるような国定税率の改正といら問題で適用されておる大豆とか銑鉄といらような大ものだけはやつておられますけれども、この五五%の品目、二〇%に相当する金額といらものは、非常に日本の貿易量の上においては重大な問題を持つてきます。もちろん金額そのものはたいしたことありませんけれども、約三百六十何種類といら種目といらものに連する商社筋といらものは、徹底的にづぶれてしまつのですよ。中国と取引してゐる商社は、だから、こういうよくなことを考へました場合に、私はやはり中国のものを、便益開拓とは言ひませんが、国定税率によつて結果的には五条の適用が行なわれる結果が出る、そういう扱いをするなら全部やるべきだ、やらないなら金部やらない、それをおつきりすべきだと思うのです。

ここで問題になるのは、大臣に聞いてもらいたいことは、關稅政策といらものは、結局日本の貿易を拡大する——もちろん国内産業も保護しなければいけませんけれども、しかし、主として今日の段階ではやはり輸出を増大させるために論議されているものだと思います。今日定率法の一部改正の問題は、やはり一〇〇%輸出増強のために論議されてきておるものだ、こう見て間違いないと私は思います。そういう観点からして、今度自民党的古井君や田川君たちが取りまとめてまいりまして日中貿易協定といらものの意義と關稅定率法の意味するもののかね合いを、政府として統一させなければいけないだろうと思うのです。

私は、今度のこの定率法の改正によつて、そして  
閣税定率法が準用される形で出てくる結果として  
は、この二〇%の金額、五五%に匹敵する品目に  
關しては、これに關連する商社筋は、ばたばたと  
倒れていくだらうと思います。ことに、それを見  
合う金額といつもの見返りがつかない貿易量と  
なつて、第三國が中間にこれを扱うことになつて  
きて、日中貿易の側面からいいますと、逆にいわ  
ゆる定率法の中における差別待遇が行なわれる  
いう結果が出る。相手は差別待遇と見ます。だから私  
ら、中国がそう見てまいりますと、日中貿易の側  
面からいって、いわゆる互惠平等といいますか、  
その精神といつものは全く踏みにじられてしまふ  
ことになるのぢやないかと思うのです。だから私  
は、この際、大臣にひとつ今度の定率法の改正に  
伴う政令につきましては、これらの点を十二分に  
勘案してやつてもらわないと困るんぢやないか。  
だから、これを品目別で差別するといふうなこ  
とではよろしくないので、できることならば、第  
五条は国または品目といつことになつてゐるわけ  
ですから、その國の指定は全面的に指定すべき  
じゃないか。これは、いま中国は國交がないから  
といふようなことで、國の指定はできないというう  
理屈はないと思うのです。それはたとえば渡航の  
問題でも何でも、これは中華人民共和国といつも  
のを政府は認めてやつておるわけでござりますから、  
いわゆる國交のない國だからといふので貿易  
ができないわけぢやございません。

ことに私は、もう一つ真剣に考えなくちゃならぬ  
問題として申し上げたいのは、非常に差別待遇  
をしているところ、たとえばアルジェリアとの貿易  
は、日本に対しても非常に差別待遇をしている  
ができないわけぢやございません。

ここに私は、もう一つ真剣に考えなくちゃならぬ  
問題として申し上げたいのは、非常に差別待遇  
ををしているところ、たとえばアルジェリアとの貿易  
は、日本に対しても非常に差別待遇をしている  
ができないわけぢやございません。

いわゆる便益閣稅を適用しているわけでしょう。  
こういう事例もあることから考へると、今度の日  
中貿易に対する自民党の古井、田川君たちの努  
力、そしてまた、政府自身が日中貿易に対しても  
真剣に考へている態度からしても、今度の定率法の

○武藤政府委員 ちょっとその前に、技術的なことが一つござりますので……。

改正に伴う日中間の扱いについては、全面的に、一〇〇%やはり便益関税に相当するような国定税率を適用すべきではないか、こういうふうに思ふのだが、ひとつ大臣の所見を聞かしてもらいたい。

○武藤政府委員 これはたとえば今度、先生御承知のように、後進国に対する特惠關稅という問題題が起つております。あれについても原產地がどうかということで、特惠を適用し、あるいは適用しないということになつておるわけでございます。

○石野委員 原產地証明というものがあることは私も知つてゐるから、局長がいま言つことは、一応議事録に載せるために言つなんならそれはかまいませんよ。しかし、実務上からいふならば、とてもそういうことはできるものじやありませんよ。そうして現実に見てごらんなさい。これをやれば、たとえば魚にしてもラバウスにしても、これだけの金額は中國からなかなか入らないで、香港経由のものはそれだけ多くなることだけは間違ひありません。そしてそれは結果的にいつて、日中貿易に對して非常に大きな障害になるので

これがいわゆる官吏の政治家化をして、政治家が考へたいたいに政治的に指導すべきだと思うのです。しかも金額にして二〇%のものを日本に入れて、どれだけ経済的に大きな障害がくるのか。ところが、品目三百何十種類といふものについて出てくるところの中小の商工業者に対する打撃はどんなに大きいものかということを考えなければいけません。金額ではたった二〇%ですよ。しかし、品目では五五%です。中小商工業者に対して佐藤内閣はどうすればいい。やはり大臣はそういう問題を明確に政治的に指導すべきだと思うのです。

いうような態度をとるかという問題が、ここで端的に出てくるのです。そういう問題について、大臣の関税政策に対する一つの所信を聞かしてもらいたい。あんまり関税局長とか、事務官にばかりに引っぱられたらだめですよ。

○水田国務大臣 私は分科会でも答弁しておるはずでござりますが、この便益関税の適用といふのは無理だ、しかし格差の生ずる各品目について、は、国内産業の事情が許す限り、固定税率改正のときにおいて前向きにわれわれは考えていくとともに

う」と言つたのですが、これが大体いまの政府の態度であります。

うことを言つたのですが、これが大体いまの政府の態度でござります。

○石野委員 その方針はよくわかりますけれども、先ほどから言つておりますように、日中貿易の中でケネディラウンドに関連して出てくる問題から見ますと、金額にしては二〇%でございますけれども、これは二〇%をちょっと上回るでどう。今度米が二十万トンが十万トンになつてきましたからね。そうすると、相当程度これは変わつてきます。数%違つてくる。約二〇数%の金額でございましょう。しかし、品目にしますと三百六十何種類になりますと、ほとんど五五%くらいになります。この五五、六%の品物を取り扱つている商社筋といふのは非常に多いです。金額八〇%に相当するものを取り扱うのは、まあ少ないことはありませんけれども、それは非常に大手でございますから少なくて済む。けれども、三百数十種類にわたるとこらの商社筋は非常に大きい。それが実質的に仕事ができなくなつてくるという問題はたいへんなことでござります。それが一つ。同時に、中国側から見れば、これは明らかなる差別的な取り扱いである。もつと端的にいうならば、田川氏たちがあすこで政治三原則で非常に苦しんだように、政治的に敵視する一つの具体的な政策面に出た方策ではないかというようにも見られます。だから私は、今日、中国におけるそういうような見方をさせないためにも、また、日本の業者が苦しまないためにも、この際——大臣がいま言われた固定税率の改正等について前向きでやるということはわかりました。わかりますけれども、ただ前向きだけでは解決しないのですよ。むしろ私は、この段階では五五%の品目については、これももうオーブンに全部適用するということをして、日本の国内産業に影響するものはそういうことないということなんですよ。それどころか、かえつて貿易を広げるということなんですよ。貿易量を広げるという結果が出てくるのです。そうでないと、かえつて貿易量を減めてしまつて、いわゆる中国における輸入の割り当て額が減つてしまふのだか

ら、そういうばかげたことをすべきじゃないといふうに思うのですが、ひとつ大臣の再度のなをお聞かせ願いたい。

○水田國務大臣 私の希望は、日本からの輸出も差別してもらわない、向こうからの輸入も日本本位で差別しないというような方向へ持つていて解説する方が一番いいと思います。しかし、それはなかなかできないのですから、一方的に、日本の事情の許す限り、そういう方向へ日本は努力しようと、うなごります。

○石野委員 もう時間がございませんから、大臣はその方向で、定率法で便益開税が適用されるとうな、具体的な成果のあがるよう、できる限りひとつやつてもらいたい。その方向だけを明確に、この段階でそやる意思のあることだけを大臣からお聞きしておいて、私の質問を終わりたいと申します。

○石野委員 品目別といふことを言われるところ、ちょっととひつとかかっちゃう。いまも言つよろに、金額の面で二〇%だけれども、品目の面では三百六十何種類あるのです。だから、そういうことを言つてはいるが、いままで私が質問したことは何にでもならないくなつてしまふのです。だから大臣はどうきるだけ一〇〇%の一一〇〇%といつても全額では二〇%ですよ。だから、これは政治的な判断よりほかにないのであります。大臣のその方向についての決意をひとつ聞かせておいてもらいたい。イエスかノーでいいんだ。

○水田国務大臣 それは当然各品目別に日本よりそれを検討して、そして前向きの方向で解決しようとすることです。それでございまして、ここですぐ、一切早目の検討もしないで全部、一〇〇%そらしるといふことを私に言わせることは無理でござります。そういう意思はございません。

○武藤政村委員 品目別にいろいろとこれは影響があるわけないでありますか……（石野委員「そんなことじゃなしに、時期の問題を聞いている」と呼ぶ）そこで、一つ一つ検討をしますので、これは相当な時間がかかります。なるべく影響の大きいものから検討するということで、先般来生糸について検討するというお答えをしておるわけでござります。たとえば生糸についてはそういうことでござります。

○石野委員 だから、それは——それでは終わります。あと武藤君がやつてくれるそうですから、譲ります。

○田村委員長 武藤山治君。  
○武藤(山)委員 大藏大臣も御承知のように、この国会で、特に関税定率法の審議にあたって、中國との貿易政策をこの際大いに再検討の要がある、こういう立場から、それぞれの質疑者から大臣も耳にたこが張るほど聞いたと思うのであります。

そこでいま、国際收支の面からも、また隣国ともいう面からも、また日本の物価上昇という面からも、中国から貢うべき品物はかなりある。われわれはそういう立場に立つて、政府のこれからの方策に大いに転換を要求して質問をしてきたわけです。いま石野さんからも、いろいろな角度から中國貿易の拡大をぜひ政府としてこの際考え方すべきだ、こういう質問がされました。しかし結論

は、便益関税はやれない。これははつきり大臣はそういう答えを出したわけです。しかし、基本税率が引き下げられれば、それに呼応して税率が引き下がるという品目別の検討はする、こういう答えは出ましたね。ここまでのこところは、大臣、間違いないでしようね。個々の品目について引き下げをするという点では考慮をする。具体的には、生糸の問題については広瀬委員あるいは広沢委員などからも御質問があつて、農林省が国内産業保護という点が心配なければこの一年以内に検討してこれらの輸入障壁についても公平に取り扱う、こういう答がここで出たわけであります。した

がつて、これは一年間の間に蚕糸局で十分検討して、この質疑応答の中で行なわれたような姿勢で早く結論を出したい、こういう政府側の答弁があつたわけであります。大臣、そういう点をもうこの次は大臣やらぬかもしらぬからといって忘ることのないように、まず頭にしかことどめていただきたいと思いますが、いかがでござりますか。

○水田国務大臣 頭にとどめておきます。  
○武藤(山)委員 そこまでの点はよろしい。  
もう一つ、この間私が、やはり個別商品で議論  
をしないと歯車が合わないという立場から、中國  
からの輸入、すなわち豚の胃と腸の問題をことで  
取り上げました。大臣もそのときにお聞きになつ  
ていたと思います。私は、きょうは二十分ぐらい  
で結論だけをまとめようとしてここに立ちました  
が、ふつぶつ、二三は言ひました。

からくどいことに申しますが、たゞ第一回の方で申す  
うのは、農林省に行つて農林省の了解を受けて、  
しかも通産省にも行つて了解を受けて、これは無  
税の品物である。こういうことで業者は無税だと  
ばかり思つて中国から輸入をした。ところが、東  
京税関に来て二五%の関税をぶつかげられる。こ  
ういう経過で、まことにこれは中国からの輸入品  
についての差別取り扱いである、けしからぬでは

畜産局長にお尋ねをいたしますが、日本  
の場合、中国以外の国から腸や胃の輸入をしてい  
る国は一本どこですか。同時に、量などいくらか  
憤然として別れたままになつたわけであります。  
そこで、私は、きょうはその問題だけを、個別商  
品にわたりますが、ちよつと結論をつけたいと思  
うのであります。

○岡田(覚)政府委員 内閣につきまして、輸入をしておりますか。

あります。大きいところでなお追加して申し上げますと、米国が百三十トン、それからオーストラリアが八十八トンということでござります。

○武藤(山)委員 アメリカから入ってくるものとオーストラリアから入ってくるものは関税は幾らかかりますが、関税局長。

○武藤政府委員 これは国別の差別ではなくございませんで、なまのものと煮沸したもの、そういう差

○武藤(山)委員 なまのものと煮沸したものとの差別ということになりますが、農林省はアメリカの、オーストラリアもの、ビルマものはどの程度の熱処理をして、冷凍にして日本に入ってくるという指導をしているのか。また、そういう熱処理は一切かまわずにアメリカ、オーストラリア、ビルマのものはなまのものを冷凍にして認めるの、どうなり及ぼすか。

かその点の取扱いはどうですか  
○岡田(覚)政府委員 通常なまのものが入ってくるわけがありますが、御承知のように、なまのものでございますと無税ということになつております。煮沸いたしましたものは二五%の關稅といふことになつております。煮沸したものの定義といつてしましては、百度で一時間煮沸したもの、これたしましては、百度で一時間煮沸したもの、これを煮沸と称しております。それ以外になまのも

のをお湯の中に入れて出すことがありますけれども、こういうものにつきましては、なまのものであるといふふうに考えております。  
○武藤(山)委員 しかばら九十五度までならば、なまのものとして関税は無税ですね。  
○武藤政府委員 関税のほうですから私のほうからお答えいたしますが、このなまのものの扱いの中に、御承知のようなものでございますから、相当いろいろなものがついておる。それをぬるいお湯の中で、湯がきといつて汚物をとるというような処理をいたしましたものと煮沸したもの。先ほど畜産局長が申しましたように、煮沸したものについては二五%の税率がかかる。  
そこで先生がおっしゃられますのは、そこをどつこまで差別をつけるかということだと思います。

それで何度はどうか、何度はどうかということになると思いますけれども、その境は、御承知のようにいまの閾税率の分類というのはブリュッセルの分類をとつております。これは技術者が集まって、どういう分類に属するかということを国際的に相当固めております。そこで煮沸とそうでないものとの差を、たん白質が変性するということでお設けております。

○武藤(山)委員 そろすると、農林省は初めから煮沸したものは二五%税関で取られますよということを承知の上で業者に百度の中で一時間通して持つてこいという指導をしたのか。それとも業者の言う、新聞に出ている記事は、農林省は煮沸をすれば輸入を認める、関税は無税だ、こういう指

○岡田(覚)政府委員 ただいま先生のお話しのように、ある商社から農林省の畜産局の衛生課のほうへ質問がございましたて、中共からの豚の腸などか骨だと膀胱だとかいうもの輸入について質問があつたのでございますが、これに対しまして、衛生的な動物検疫の観点からいいますと、なまのものにつきましては中共からの輸入は禁止をいたしております、煮沸したものであれば動物検疫上で差しつかえはないといふうな答弁をいたしました。したがいまして、まあ動物検疫の衛生関係でござりますから、國税率がどうであるとかいうことについては必ずしも十分平生考えておらないわけでございます。動物検疫的立場のみから、煮沸したものであれば動物検疫的に輸入は可能であるといふうこと答弁したようによく承知いたしております。

○武藤(山)委員 そうすると、畜産局のほうでは、あるいは動物検疫の担当官としては、なぜ中國ものは煮沸しなければ輸入ができるないと判断したのか、その根拠を明らかにしてもらいたい。

○岡田(覚)政府委員 御承知のように、現在わが

國の動物検疫上、偶蹄類の動物でありますとか、四肢でありますとか、肉でありますとか、内臓といふものにつきましては、輸入を禁止をいたしておる国がございます。現在輸入の禁止をいたしております國といたしましては、アメリカでありますとか、豪州、ニュージーランド等の数カ国でございまして、それ以外の大部分の国は輸入禁止地域に指定をいたしております。中共もその中に入つておりますので、なまのものは輸入ができるないということは承をいたしております。

○武藤(山)委員 大蔵大臣、アメリカやオーストラリア、ビルマから輸入をする業者は二五%の税金がかかる。中国から同じものを輸入したものは二五%税金がかかるのです。商社の立場に

なつてちよと考えてみてください。そろする  
と、アメリカやビルマやオーストラリアから賣  
て商いをしている商社は二五%だけもう優位にな  
る。中国から買ってきた業者は二五%税金がかかる  
かつたら商人として競争ができると思いますか。  
大臣、商人として、輸入業者として、二五%かかる  
る品物とかからない品物で同じ市場で競争になると思いま  
すが、御見解はいかがですか。

○水田国務大臣 先般ちよと申したかもしだれま  
せんが、この税率については関係者と協議して、  
この改正について考えたいというふうに思ってお  
ります。先日このお話を聞いたあとで、実はこうう  
いう相談もしたいと思っておりましたが、何しろ  
目下一日十時間勤務ですので、時間がなくておく  
れておつて申しわけございません。これはやはり  
関係省で十分協議して今後の問題は相談したいと  
お思いでござりますか。

○武藤(山)委員 水田大蔵大臣にしてはりっぱな  
答弁で、一応七〇%満足ですが、大体いつころを  
めどにそういう各省との協議をして結論を出そら  
とお思いでござりますか。

○岡田(覚)政府委員 御承知のように、内閣につ  
きましては、一般食用に供せられる場合には特に

鮮度を重視する商品であります。従来煮沸品とて、国際的に流通するということはなかつたわけですが、ござりますが、最近になりましてそういうものが入つてくるという形態が出てきたわけです。したがいまして、関税率につきましては、そういうものを特に二五%にするといった上で、関税率が一括二五%で設定されおつたものではないわけでございまして、くす肉その他の調製品といふことで、これまで、従来はそういうものはないといふらに考えておつたわけでござりますけれども、最近輸入されるとなればどういうものに使われるのか、どういう形で使われるのかと、いう流通的な形態を調査をしてみたいというふうに思つておりますし、また、その結果によりまして、なまものと同じように考えるべきかどうかといふような均衡論の問題もございますし、その他同種の商品とのバランスの問題もござりますので、そういうものを十分検討いたしまして前向きで善処いたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○武藤(山)委員 いつころまでに出るか。

○岡田(覚)政府委員 昭和四十三年度中に結論を出すようにいたしたいといふうに考えております。

○武藤(山)委員 農産局長、結局百度の熱で処理をして持つてこいと指示をした理由は、中国の口蹄疫という病氣があるから、これに用心をする余り度、一時間というワクをはめたと思いますが、それはどうですか。

○岡田(覚)政府委員 先ほども御説明がありましたが、要するに今までの肉と煮沸肉といふものの違いということでございまして、それでたん白質の変化といふうな点に着目いたしまして、百度、一時間というふうな基準が考えられておるわけになります。

○武藤(山)委員 そうすると、あなた、口蹄疫といふものを持つてあると、煮ても焼いてもその

ビールスは死はない、人間の体内へ入って、それがさりにふんになつて、ふんの中から日本の牛や馬に伝染するというのでしょう。そうなると、胃や腸もそういう解釈をされるおそれがあるのじゃないですか、どうですか。

○岡田(党)政府委員 口蹄疫は煮沸いたしますと、これは一応害毒がなくなるということになるわけでございまして、したがいまして、腸だとか胃だとか膀胱というものにつきましては、煮沸したものであれば動物検疫上支障がないというふうに考えておるわけであります。

○武藤(山)委員 そういたしますと、中国の肉のかん詰めなら自由にどんどん輸入を認めるのですか。

○岡田(党)政府委員 肉のかん詰めにつきましては、もちろんこれはI.Q.物資でございますから割り当て制があるわけでございますけれども、割り当ての範囲内であれば中共から入りますことは妨げないわけでござります。

○武藤(山)委員 あなたは畜産局長といふ一応畜産関係の最高の責任者で、昭和三十一年十月、四十年八月、四十一年三月の三回にわたつて中国にほんとうに口蹄疫というのがあるかないかという調査をしておりますね。しかも与党の大石武一さんを団長にしてかなりの技術陣が行つて調査をしている。それでも農林省は信用しないで、四十一年には農林省の元畜産局衛生課長を派遣して調査をしている。その結果、報告はここにも全部文書がありますが、中國にはもう口蹄疫の心配はない、施設も非常によくできているといって、もう問題がないと言つてゐる。坂田農林大臣はその報告に基づいて一応輸入禁止を解除した。ところが、またまた松野さんが農林大臣になつたら禁止をした。省令で自由にこれをいじつているわけですね。なぜ三回にわたるこの調査團が行つたのに、畜産局長としてこの報告を信用しないのですか。

○岡田(党)政府委員 お話しのように三回の調査團が派遣されております。前の二回につきまして

は、中共の衛生状況一般の観察であったわけでございます。第三回目の調査は、現畜産振興事業団の副理事長をいたしております田中氏が調査に参りました。その際は、口蹄疫の問題につきました。そこで、中共は非常に広い国でございますからすべての地域を見るということはなかなかむずかしいわけであります。特に北京、上海等の調査をいたしまして、中共の要路の方々といいろいろ議論をかわして帰られて、報告を出されておるわけで、報告書は出されておりますので御承知のとおりだと思います。この報告書の中で明らかにされておりますことは、中共、戦前のシナ大陸は口蹄疫で非常にきたなく荒らされた地域であったわけです。中共治下になりまして衛生状態は非常によくなりまして、そこで予想外に衛生状態は改善されておるというようなことを見てまいつたようでござります。

そこで、口蹄疫の問題につきましては、御承知の

ように中共の周囲の国はほとんど全部口蹄疫の常 在地帯でございます。そこで口蹄疫の問題についていろいろ議論がなされたようでござりますけれども、口蹄疫のビルスと称しますのは基本型八種類ございまして、あとサブタイプがございまして非常にたくさんあるのです。しかもワクチン等もそれぞれの種類によつて違いまして、非常におそるべき病気でございます。そこで、ビルスの種類がどういうものであるとか、ある

なければならぬという状態で、きわめておそろしい病気でございますので、われわれとしては、ぜひ日本の畜産を守りたい、口蹄疫を侵入さしてはいけないという気持ちを持つておるわけでございまして、これは大臣の御命令であるとかどうとか

といふことじゃなくて、われわれ家畜の衛生を担当いたしております者としましては、どうしてもその点が明らかになりません限りは輸入の禁止を解くわけにはまいらないというふうに考えておる次第でございます。

○武藤(山)委員 それでは、局長が中国側に希望する必要資料の提供がないために前進しないといふ理解を私はいたしました。しかば、あなたが中國側に期待をする必要資料の提供とは、何と何の資料の提供をあなたは求めたいとしておるのか。

○岡田(対)政府委員 それではその必要な資料と いうものを申し上げますと、第一は、過去における口蹄疫の発生状況と実害というものがどうであるかということでございます。第二は、今まで行なわれた口蹄疫の撲滅方法の具体的な経過、第三といたしましては、口蹄疫ワクチンの性状、種

提供が受けられないというふうな状態でござります。第三回目の調査は、現畜産振興事業団の副理事長をいたしております田中氏が調査に参りました。その際は、口蹄疫の問題につきました。

○武藤(山)委員 この問題は、たとえば日本に狹い地域に偶蹄類の動物が密集しておりますと

牛ないし豚の殺処分をいたしまして、それに出した殺処分の手当が二百億をこえるという状態でございます。私のほうの畜産局所管の予算が二百五十億でござりますから、とにかく全部殺処分手当に出さ

なければならぬという状態で、きわめておそろしい病気でございますので、われわれとしては、ぜひ

ひ日本の畜産を守りたい、口蹄疫を侵入さしてはいけないという気持ちを持つておるわけでございまして、これは大臣の御命令であるとかどうとか

といふことじゃなくて、われわれ家畜の衛生を担当いたしております者としましては、どうでもその点が明らかになりません限りは輸入の禁止を解くわけにはまいらないといふことじやなくて、われわれ家畜の衛生を担

うべき氣ならできるじやありませんか。それを

ヨーロッパなり、あるいは香港で食べておる肉はほとんど中国の肉なんですからね。香港でもつて

は、肉の輸入の禁止を解除するようについて話でござりますけれども、必要な資料の提供を、われわれはわれわれなりに努力をしたにもかかわらず、提供を受けられないというふうな状態でございまして、これははなはだ残念なことであるといふふうに考えておる次第でございます。

○武藤(山)委員 そうなると、その提供を受ける場合には、正式な機関を通じて、政府機関を通じてこちらから申し出なければだめなのか。それとも民間の使節団がそういう資料を中国から取り寄

せて、高崎事務所なり、あるいは今度の覚書貿易を取りきめてきた担当責任者が、そういう資料を提供するように中国側と話し合つたら、それを農林省としては正規として一応認めるかどうか、その点はどうですか。

○岡田(対)政府委員 現に中共とは正式の国交が回復しておりますので、國と國といふ交渉の場において行なえないのは非常に殘念なわけでございますが、國が直接交渉いたしますのにかわりま

して、権威ある機関を通じましてそういうふうな情報が提供されることができれば、私たちにはそれが基づいて検討するという考え方はございます。

現に、中共にこの前その必要な資料の提供を受けたということを要望した際にも、中共から技術者が日本に来まして、日本のかかるべき技術者とそないう点につきましてディスカッションするといふことも、両国の実情を明らかにするという意味におきまして望ましいことであるというふうな提案もいたしておるわけでござりますけれども、それもなかなか実行されないと、いうふうな事情にあります。

○武藤(山)委員 これで質問を終わりますが、大臣、いすれにしても生糸の問題、あるいは食肉の問題、内職の問題、さらに個々の品目にわたつての今日の格差の問題、これらを解消することが日本貿易を大きくする道であると私も確信をいたします。大臣、せつかく前向きにとにかく年度内に検討をするといふ大臣の言明があつたわけありますから、私どももそういう個々の品目については関税局長に提出をしておきますから、できるだけみやかな機会に前向きの中共貿易拡大のための御努力を特に私は希望して質問を終わりたいと思います。

最後に、大臣の御意見を承りたい。

○水田国務大臣 承知いたしました。

○田村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○田村委員長 これより討論に入るのあります。が、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

おばかりいたします。本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田村委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党

公明党を代表し、山中良則君外三十八名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、提出者より趣旨の説明を求めます。○只 松祐治君。

○只 松委員 自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明党を代表いたしまして、ただいまの法案に対する附帯決議について御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

閣税率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、今日の憂慮すべき異常なる国際経済状勢を充分認識し、米国の輸入課徴金を含む一連の輸入制限措置問題に対しては断固たる態度をもつて対処し、また、ケネディ・ラウンドをもつて対処し、また、ケネディ・ラウンド

次に、国内産イモ及びでん粉の価格安定のため、本法改正案によつて四十三年四月以降適用されるコーンスター用トウモロコシについては、

閣税率が適用されない国との間の貿易が阻害されるような結果にならないよう貿易の振興のため万全の措置を講すべきである。

二、国内産いも及びでん粉の取扱いについては、

関税割当の基本方針に基づき、国内産でん粉総量をもつてしても需要量に不足する環境の中

でいやしくも余剰でん粉の生ずるようなどとの絶対ないよう適切な行政処理を行なうと

ともに、必要によつては農産物価格安定法の運用等により価格安定に万全を期すべきであ

でございます。ひとつそういう趣旨を十分とぞれまして、一そらの努力をお願いしたいわけござります。

こういう情勢の中で、一方アジアあるいは対共産圏、特に中国関係の貿易は新たな角度から検討されなければならぬわけございまして、この新たな角度とは、当然にいまのような経済情勢の中から拡大発展を、さつきから大臣がお答えになりましたような展望を持つてなさるべきでござります。どうぞひとつそういう点に関しまして十分なる御配慮をわづらわしたい、こういう趣旨でござります。

○水田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして御趣旨に沿つて善処いたしたいと存じます。

○田村委員長 ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、

十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後八時二十三三分散会

〔報告書は附録に掲載〕

以上の附帯決議につきまして、時間がありますから、おそらくつておりませんから、簡単にその趣旨を御説明申し上げたいと思ひます。

大体この内容にありますように、ポンド、ドル不安定等、今日のゴールドラッシュという現象を招來したわけでございますが、そういう結果、米国中心の経済政策あるいは貿易政策というものがたいへんに不安定になつてしまつました。特に、いま申し上げましたように、輸入課徴金などの面から高金利時代あるいは輸出競争の激化の時代に入るものでございます。わが国の輸出がたいへんに困難になつてくる、容易でない事態になるわけ

これらの方置を講じた後においても、なお国内産でん粉が市場においてだぶつき、問題が生じた場合は、農産物価格安定法の定めるとおり、適切な運用により政府買上げ等を講じて、万全の措置をなしていただきよろしく特にお願いをいたしました。

○田村委員長 おはかりいたします。本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

○田村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められて